

子どもたちのウェルビーイングの実現に向けて

— 困難を抱える子どもたちを支える環境づくりのための方策と
人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方 —

報告

令和6年3月6日

才徳兼備の人づくり小委員会

目 次

はじめに 子どもたちのウェルビーイングの実現に向けて……………	1
1 こども基本法・こども家庭庁設置	
2 子どもたちのウェルビーイングの実現	
3 才徳兼備の人づくり小委員会(令和4・5年度)の理念	
第I部 困難を抱える子どもたちを支える環境づくりのための方策	
1 子どもたちが直面する社会的課題……………	4
(1) 背景	
(2) いじめ	
(3) 不登校	
(4) 中途退学	
(5) 貧困	
(6) ヤングケアラー	
(7) 小委員会の検討対象	
2 基本的な考え方とアプローチ……………	11
(1) 子どもの権利保障と子どもの参画	
(2) マクロ・メゾ・ミクロによるアプローチ	
(3) 子どもたちへの支援プロセスモデル	
(4) 学校のプラットフォーム化と支援のシステムづくり	
3 提言1：予防的支援の充実……………	18
(1) 予防的支援の必要性	
(2) 【方策1-1】ソーシャル・エモーショナル・ラーニング（SEL）の実施	
(3) 【方策1-2】サードプレイスとしての高校生の居場所づくり	
4 提言2：教育と福祉の連携のための人材育成……………	29
(1) 教育と福祉の連携の重要性	
(2) 【方策2-1】教育と福祉の連携のための基礎研修の実施	
(3) 【方策2-2】教育相談コーディネーターの養成	
5 提言3：専門職との連携……………	37
(1) 外部人材・外部資源の活用	
(2) 【方策3】心理・福祉・医療・労働の専門職との連携	

第Ⅱ部 人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方

1 本県の高校教育の現状と課題	45
(1) 人口減少の現状と将来の見通し	
(2) 高校教育の現状と小規模化の進行	
2 小規模校の現状・課題と検討の視点	51
(1) 本県における小規模化の現状	
(2) 小規模校のメリット・デメリット	
(3) 小規模校の活性化・維持方策の現状・課題	
(4) 小委員会の検討対象	
3 人口減少地域におけるサステナブル（持続可能）な学校づくり	55
(1) ESDの基本的な考え方	
(2) 持続可能性の変容の枠組みと主要な5段階	
(3) サステナブル（持続可能）な学校づくり	
4 サステナブル（持続可能）な学校づくりの方向性	59
(1) 方向性1：生徒のウェルビーイングを支える基盤としての学校	
(2) 方向性2：生徒が安心して学ぶことができる学校	
(3) 方向性3：地域の子どもの育ち・学びを支える学校	
(4) 方向性4：ネットワーク化による多機能型の学校	
5 サステナブル（持続可能）な学校づくりの方策	62
(1) 基本的な考え方と検討の視点	
(2) 方策1：小規模校での学びの充実	
(3) 方策2：地域との連携	
(4) 方策3：学校のネットワーク化	
(5) 方策4：広域連携・設置者変更	
6 高校生のウェルビーイングの実現に向けて	81
(1) 対話のための3つの問いかけ	
(2) 小規模校の学びの充実に向けた最適なビジョンと戦略の構想	
おわりに	82

用語集	83
才徳兼備の人づくり小委員会委員名簿	88
令和4・5年度才徳兼備の人づくり小委員会審議経過	89
資料編	91

はじめに | 子どもたちのウェルビーイングの実現に向けて

1 こども基本法・こども家庭庁設置

これまで子どもに関する各般の施策が行われてきたが、少子化による人口減少の進行は止まらず、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多を更新するなど、現在の子どもを取り巻く状況は更に深刻化している。このような状況では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する政策を社会の真ん中に据えて取り組んでいくことが急務である。

令和5（2023）年4月1日からこども政策の司令塔としてこども家庭庁が設置され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための共通の基盤として、こども基本法が施行された。【図表1】

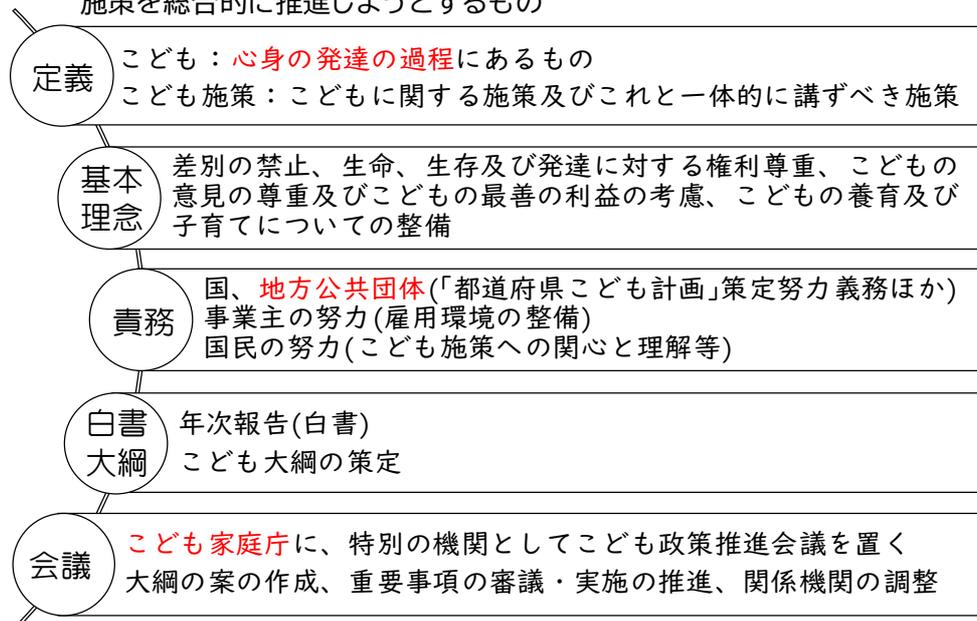
こども基本法では、差別の禁止やこどもの意見尊重、こどもの最善の利益の考慮など児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の内容に相当するこどもの権利が規定されており、これらは今後のこども政策の基本理念となっている。

令和5年12月には、こども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定める「こども大綱」が閣議決定された。「こども大綱」では「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の基本方針等が示されている。

【図表1】 こども基本法の概要

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、

- 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ**、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、
- **将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会**を目指して、こども施策を総合的に推進しようとするもの



2 子どもたちのウェルビーイングの実現

こども基本法は、全てのこどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としている。こどもの最善の利益が優先して考慮されることによりこどものウェルビーイング（Well-being）の実現に寄与する。

ウェルビーイングの定義は明確に定められていないが、OECD「PISA2015年調査国際結果報告書」では「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力である」とされている。【図表2】

【図表2】ウェルビーイングの概念図



3 才徳兼備の人づくり小委員会（令和4・5年度）の理念

いじめ、不登校、中途退学、貧困、ヤングケアラー等の社会的課題が顕在化しており、誰一人取り残さない教育の実現に向けた取組の充実が求められている。こうした様々な課題に直面する中、より良い教育環境づくりを進める必要がある。

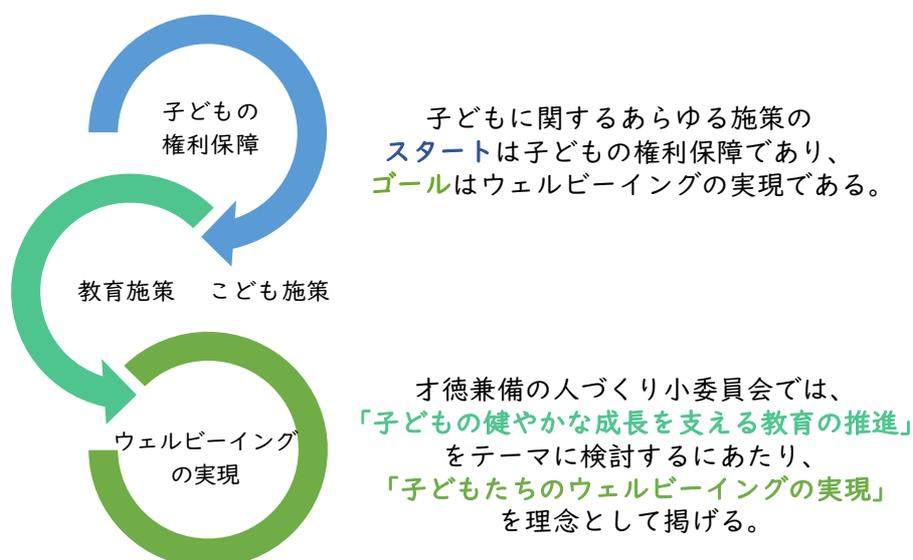
ウェルビーイングの目指すところは、誰もが取り残されず、一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、一人ひとりの多様な幸せと社会全体の幸せを実現させていくことである。こども基本法制定やこども家庭庁設置を踏まえ、今後、ウェルビーイングの考え方や子どもの権利の捉え方を、学校関係者だけでなく、福祉関係者、保護者、地域など広く県民に普及啓発することが必要である。

子どもは誰もが困難を抱える可能性のある存在であり、全ての子どもが必要に応じてウェルビーイング実現に向けた支援を受けられるような施策が必要となる。こども基本法においては、国の定めるこども施策に関する大綱を勘案して都道府県又は市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされている。

県としては、こども施策についての計画に基づき、子どもたちの声を拾いながら施策として具現化し更に効果を検証していくPDC Aサイクルによる仕組みづくりが求められる。子どもたちは、自身に権利が保障されており、身体的、精神的、社会的な満足を得るというウェルビーイングの実現へのプロセスの一つが教育であるということを理解する必要がある。そのような理解の下で学校における学びへの意識や主体性が生まれる。今後、こども基本法制定を契機として、学習者主体の視点をこれまで以上に重視していくことが必要である。

才徳兼備の人づくり小委員会（以下「小委員会」という。）では、2年間にわたり「子どもの健やかな成長を支える教育の推進」をテーマに検討を行った。小委員会では理念として「あらゆる子どもに関する施策のスタートは子どもの権利保障であり、ゴールは子どもたちのウェルビーイングの実現」を掲げた。また、小委員会では、「子どもの健やかな成長を支える教育の推進」を検討するに当たり、子どもたちのウェルビーイングの実現を目指すべき方向として提示した。【図表3】

【図表3】才徳兼備の人づくり小委員会の理念



小委員会では、令和4・5年度の2年間にわたり「第Ⅰ部：困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策」及び「第Ⅱ部：人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方」について検討を行った。令和4年度は中間報告として検討の方向性等を整理し、令和5年度は方向性及び具体的な提言・方策を最終報告として取りまとめた。

第1部 | 困難を抱える子どもたちを支える環境づくりのための方策

1 子どもたちが直面する社会的課題

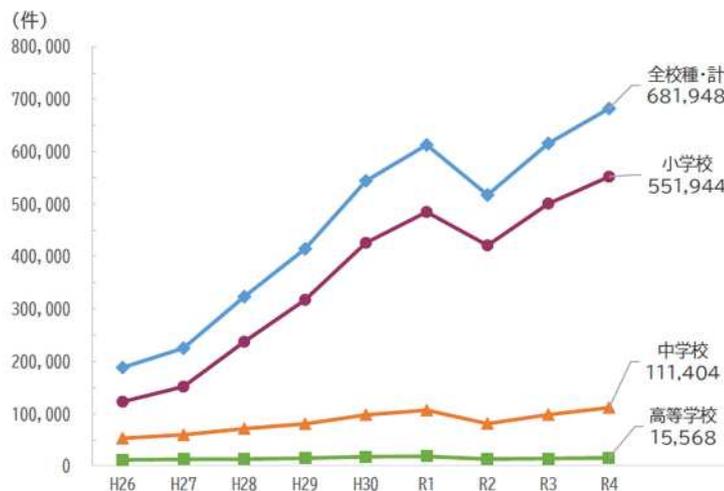
(1) 背景

現在、学校におけるいじめ、不登校、中途退学、貧困、ヤングケアラーなど子どもたちの抱える問題はますます複雑化、多様化し、社会的課題として顕在化している。令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば全国の小・中・高校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は前年度に比べて増えている。また、小・中学校では不登校の児童生徒数が過去最多となり、高校でも不登校の増加が深刻化しているほか、高校の中途退学者も一定割合を占めている。また、自殺した児童生徒数411名のうち高校生は269名と半数以上を占めているなど深刻な状況である。こうした結果を踏まえ、文部科学省は新型コロナウイルス感染症の影響により、不安や悩みを相談できない子どもたちがいる可能性や、子どもたちが一人で抱え込んだりする可能性を考慮していく必要があるとしている¹。

(2) いじめ

令和4年度調査によれば、小・中・高校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、681,948件（前年度615,351件）であり、前年度に比べ66,597件（10.8%）増加しており児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件（前年度47.7件）であった。このうち、高校のいじめ認知件数は15,568件（前年度14,157件）であった。【図表4】

【図表4】いじめ認知件数の推移（全国）



出典：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

¹ 「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策について（通知）」令和5年10月17日付け文部科学省児童生徒課長通知

本県の公立高校のいじめ認知件数は、令和4年度は41件（前年度33件）であった。いじめ認知件数は微増であったが、解消率は増加している状況にある。【図表5】

【図表5】公立高等学校いじめ認知件数等の推移（静岡県）

年 度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認知件数	183件	87件	72件	68件	33件	41件
解消率※	91.8%	89.7%	83.3%	80.9%	84.8%	90.2%

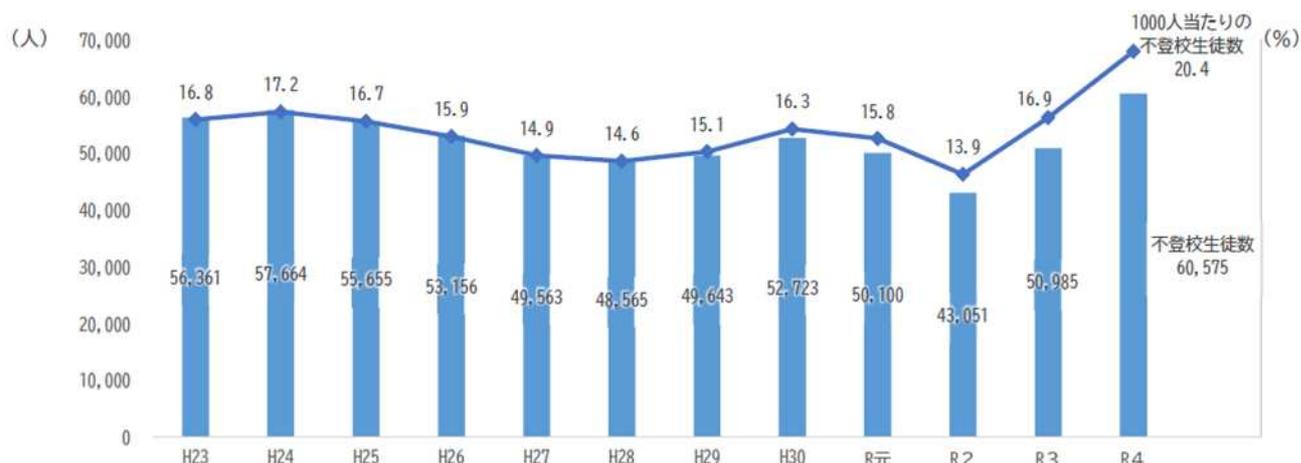
※「解消率」とは、認知されたいじめがどのくらい解消されているかを示した割合である。解消している状態とは、①いじめに係る行為の解消（被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続）、②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。

出典：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」静岡県公立学校の状況

(3) 不登校

不登校者は、当該年度中に連続又は断続して30日以上欠席している児童生徒をいう。全国の高校の令和4年度の不登校生徒数は60,575人（前年度50,985人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は令和4年度20.4人（前年度16.9人）であった。【図表6】

【図表6】高等学校における不登校生徒数の推移（全国）

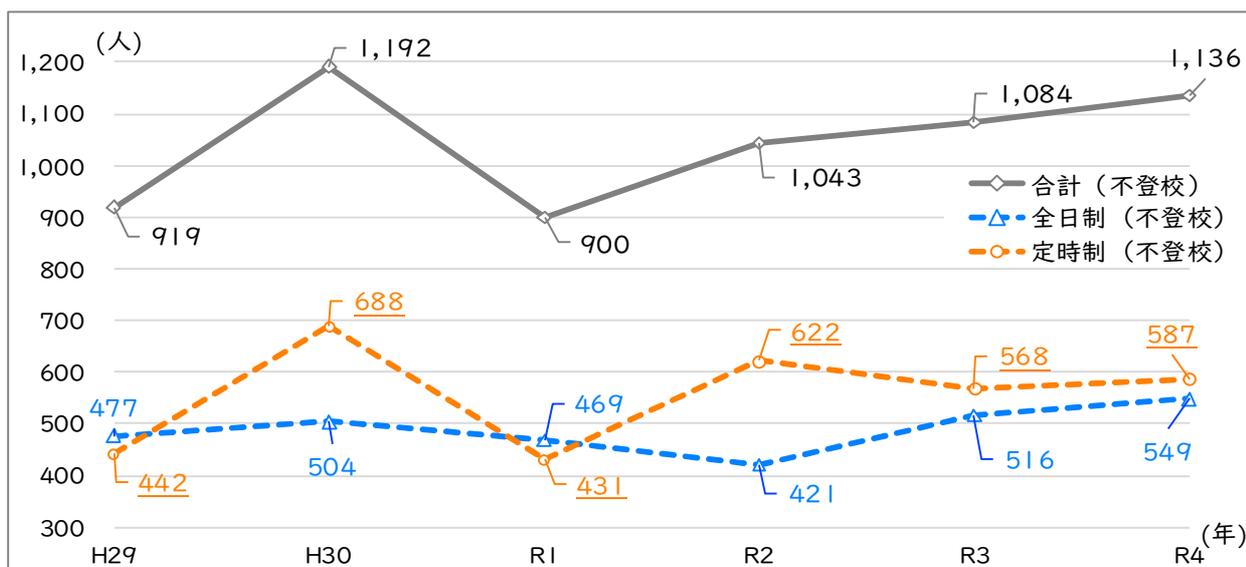


出典：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

本県の令和4年度の全日制の不登校者数は549人（前年度516人）であり33人の増加、定時制の不登校者数は587人（前年度568人）であり19人増加しており、全体的に増加傾向にある。【図表7】

また、生徒総数に対する割合では、令和4年度の定時制の割合は23.71%（前年度21.6%）と増加している状況にある。

【図表7】 公立高等学校不登校生徒数の推移（静岡県）

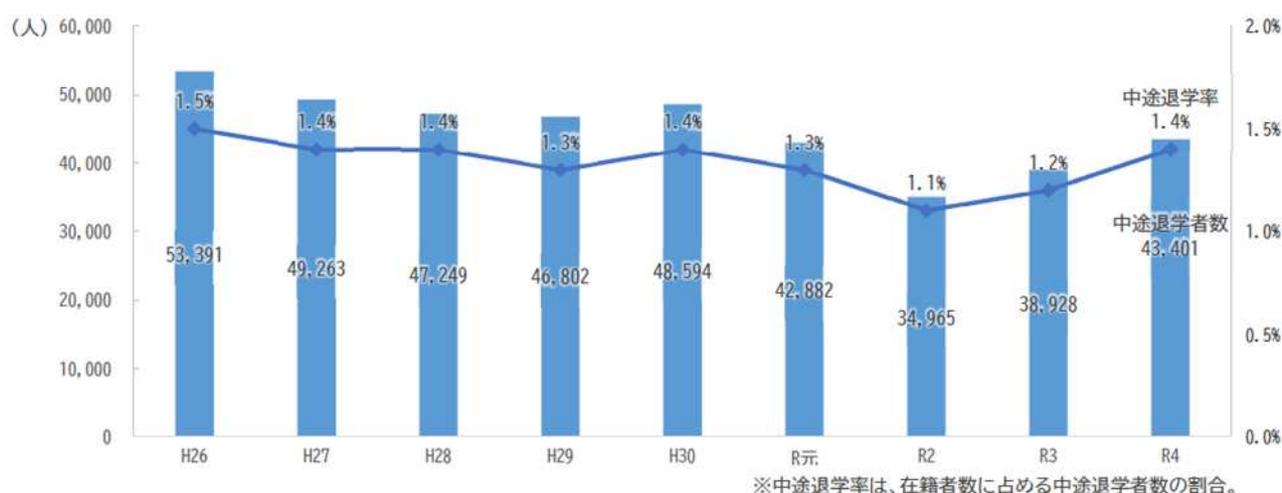


出典：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」静岡県公立学校の状況

(4) 中途退学

全国の高校における令和4年度の中途退学者数は43,401人（前年度38,928人）であり、中途退学者の割合は1.4%（前年度1.2%）である。中途退学者は、平成26年度以降減少傾向にあるが、令和3年度に引き続き増加となった。【図表8】一人でも多くの高校生が高校を卒業し、社会的自立を果たすことによって、一人ひとりのウェルビーイングを実現できるよう、中途退学への対策の充実が求められる。

【図表8】 高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移（全国）



出典：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

全国の高校における令和4年度の事由別中途退学者数は、進路変更が43.9%と最も多く、次いで学校生活・学業不適応が32.8%、学業不振6.0%、その他5.0%、病気・けが・死亡4.9%、家庭の事情3.3%等となっている。【図表9】

【図表9】高等学校における事由別中途退学者数（全国）

	学業不振	学校生活 学業不応	進路変更	病気 けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
R2	2,029 5.8%	10,662 30.5%	15,087 43.1%	1,650 4.7%	509 1.5%	1,402 4.0%	991 2.8%	2,635 7.5%
R3	2,560 6.6%	11,855 30.5%	17,219 44.2%	1,919 4.9%	532 1.4%	1,478 3.8%	954 2.5%	2,411 6.2%
R4	2,600 6.0%	14,253 32.8%	19,055 43.9%	2,107 4.9%	617 1.4%	1,424 3.3%	1,196 2.8%	2,149 5.0%

※中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択したもの。

※上段:人数
下段:中途退学者に対する割合

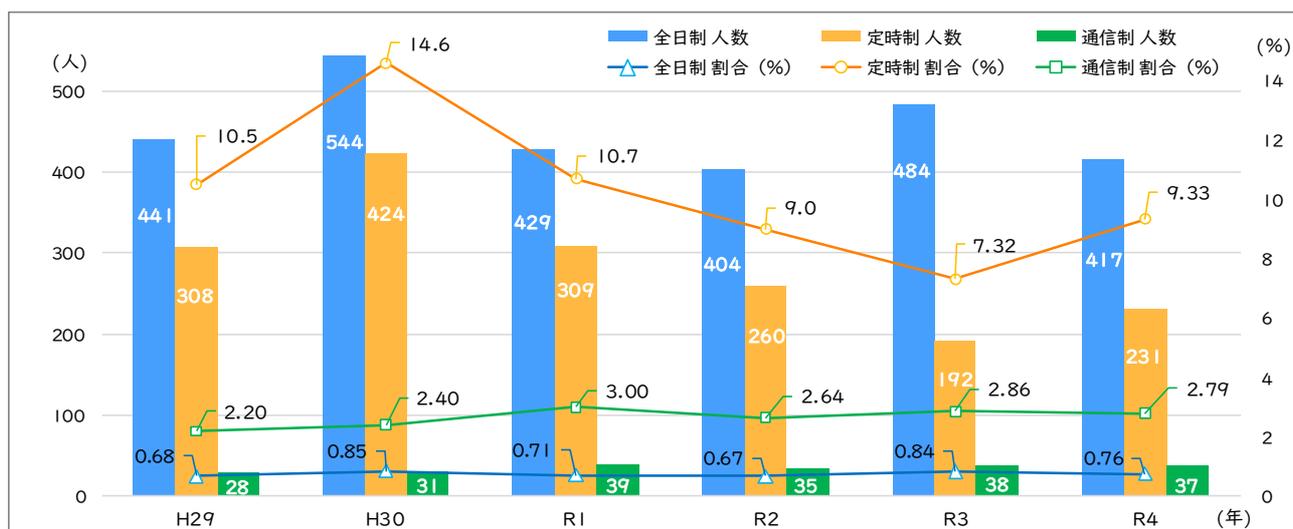
出典：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

令和4年度の本県公立高校の令和4年度の中途退学者数・中途退学率は、全日制では417人（0.76%）、定時制は231人（9.33%）、通信制は37人（2.79%）であった。

【図表10】

全日制の中途退学者数・退学率とともに今年度は減少した。また、定時制の中途退学者・中途退学率は令和元年度から令和3年度は減少していたが、令和4年度は中途退学者・中途退学率ともに増加している。

【図表10】公立高等学校中途退学者数・中途退学率の推移（静岡県）



出典：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」静岡県公立学校の状況

(5) 貧困

厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」（2021年）によれば、子どもの貧困率は11.5%であり、およそ9人に1人の子どもが貧困の状況に置かれている。

令和3年度に国が中学2年生とその保護者を対象に抽出（有効回答数2,715件）で実施した「子供の生活状況調査」によると、「過去1年間で、お金が足りなくて食料が買えなかった経験」が「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と回答した保護者は全体で11.3%であった。

令和元年度に本県が小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象に抽出（保護者の有効回答数3,385件）で実施した「子どもの生活アンケート調査」によると過去1年間に生活費不足による借金経験があるのは、貧困世帯では27.4%であった。

(6) ヤングケアラー

ヤングケアラーは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。法令上の定義はなく、各自治体で定めている定義も異なっている。令和3年度に本県が小学校5・6年生、中学生、高校生の全てを対象に実施した「ヤングケアラー実態調査」によると、家族のケアをしているのは全回答者の4.6%でおよそ22人に1人の割合を占めていることが分かった。ケアしている人がいる児童生徒の学校種別ごとの割合は、小学生5.0%、中学生5.0%、高校生3.9%である。【図表11】

【図表11】 ケアしている人がいる児童生徒の割合

区 分	静岡県	国
小 学 生	5.0%	6.5%
中 学 生	5.0%	5.7%
高 校 生	3.9%	4.1%
全 体	4.6%	4.8%

※国は令和2年度に中学2年生、高校2年生、令和3年度に小学6年生を対象に抽出により実施

県は令和3年度に小学5・6年生、全中学生、全高校生を対象に悉皆調査により実施

出典：静岡県ヤングケアラー実態調査

調査結果によれば、ケアの相手は「兄弟姉妹」(49.8%)、「母親」(34.4%)の割合が高い。また、ケアの内容は家事(45.3%)が最も多く、以下、兄弟姉妹の世話(29.7%)、見守り(27.2%)、外出の付き添い(26.4%)、感情面のサポート(24.9%)の順であった。また、ケアの内容は過重負担ではないお手伝いも含まれるが、ケアをしている子どもの約4分の1が学校生活等への影響があると回答し、さらにケアに要する1日当たりの時間が長いほど学校生活等に影響が生じている結果が示された。このように、家族の病気や障害、高齢など様々な家庭環境の中、子どもが家族のケアを担っている実態が明らかとなった。

本県のヤングケアラー実態調査のうち、「家で世話をする人がいる高校生」の自由回答をもとに、テキストマイニングの手法により傾向分析を行った。自由記述の調査結果からは、ヤングケアラー自身がSOSを出すのは難しい場合が多く、話を打ち明けられる相談相手や理解者を求めていることが分かる。また、ヤングケアラー以外も含めた子どもの声では助ける、ケア、支える、手伝うなどのキーワードが出されており、ヤングケアラーをサポートしたい気持ちを持っていることがわかる。【図表12】

(7) 小委員会の検討対象

困難を抱える子どもを支える環境づくりの方策に関する議論において、義務教育段階である小・中学校と比較し、高校教育は都道府県の主体で行われる性格上、国の関与が少なく、これまで高校教育が中心的なテーマとなることが少なかった。

高校は中学校卒業者の9割以上が進学し、社会で生きていくための学びのセーフティネットの機能を果たしている。高校は社会とつながる最後の砦として位置付けられ、重要な役割を担っている。小委員会では全ての高校生を対象とした支援の在り方について検討を行い、課題解決に向けた方向性の提示及び提言を行う。なお、本提言は高校教育を対象にしているが、提言の中には義務教育段階においても有用な内容が含まれていることから他校種においても参考としていくことが望まれる。

小委員会では、当事者の意見や現場の実態を把握するため、元ヤングケアラーとの意見交換会や高校の現地調査を実施した。**【図表 13】**

なお、各事例調査の詳細については「資料編」に掲載した。

【図表 13】 事例調査の概要

件名	所在地	調査方法	内容
元ヤングケアラーとの意見交換会	静岡県庁	ヒアリング	元ヤングケアラー沖侑香里氏との意見交換
静岡県立静岡中央高校	静岡市葵区	現地調査	単位制定時制・県内唯一の公立通信制
静岡県立三島長陵高校	三島市	現地調査	東部地域唯一の単位制定時制高校
神奈川県立田奈高校	横浜市青葉区	現地調査	クリエイティブスクール、支援を軸とした学校づくり

2 基本的な考え方とアプローチ

(1) 子どもの権利保障と子どもの参画

ア 子どもの権利

令和4（2022）年6月15日、こども家庭庁設置法及びこども基本法が成立した。令和5（2023）年4月1日から施行されたこども基本法に規定されるこどもの最善の利益を実現するため、教育行政、福祉行政、学校等がどのように受け止め、施策や活動に反映していくかが問われている。

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である。同条約は平成2（1990）年に発効し、わが国では平成6（1994）年に批准していたが、教育関係の法律には子どもの権利は明記されてこなかった。

今回、制定されたこども基本法は、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指してこども施策を総合的に推進するものである。

イ 子どもの主体性確立と参画

子どもの権利の4原則（①生命、生存及び発達に対する権利、②子どもの最善の利益、③子どもの意見の尊重、④差別の禁止）を子ども自身が知らない場合が多い。子ども自身が子どもの権利を理解することが必要であり、その上で、子ども自身が主体者としての思いを育み、参画できる仕組みが必要である。

また、学校においても2つの「正当性」と「正統性」をどのように両立していくが問われている。これまでの学校では内容的な正しさである「正当性（justness）」に主眼が置かれてきたが、今後、大人が意図的に決めたものに子どもが従う方法がどこまで通用するかを考えると、プロセスにおける手続き的な正しさである「正統性（legitimacy）」への転換点にある。

子どもの参画の在り方として、一方的に大人が決めたことを行うのではなく、子どもたちが参画し大人とともに合意形成するプロセスそのものに価値がある。例えば、校則の見直し等を通して、より良いルールメイキングをするためにはどのようにすればよいか、生徒自身が悩むプロセスの中でウェルビーイングの実現を考えることが新たな学びにつながる。

また、子どもの意見表明権を保障する上では子どもに関わる大人の忍耐力が必要である。大人が先に結論を持った上で子どもを利用するようなやり方では子どもの意見表明権は形骸化する。子どものことは大人には分からないという大原則に立ち、大人は子どもから学ぶ姿勢で子どものニーズを把握していくことが求められる。

困難を抱える高校生の支援に当たっての基本的な方向性として、小委員会では、「マクロ・メゾ・ミクロによるアプローチ」と「子どもたちへの支援プロセスモデル」の2つの枠組みを提示する。

(2) マクロ・メゾ・ミクロによるアプローチ

困難を抱える子どもに対する問題認識状況をレベル別（マクロ・メゾ・ミクロ）に分類し、小委員会としての課題解決アプローチを整理した。【図表 14】

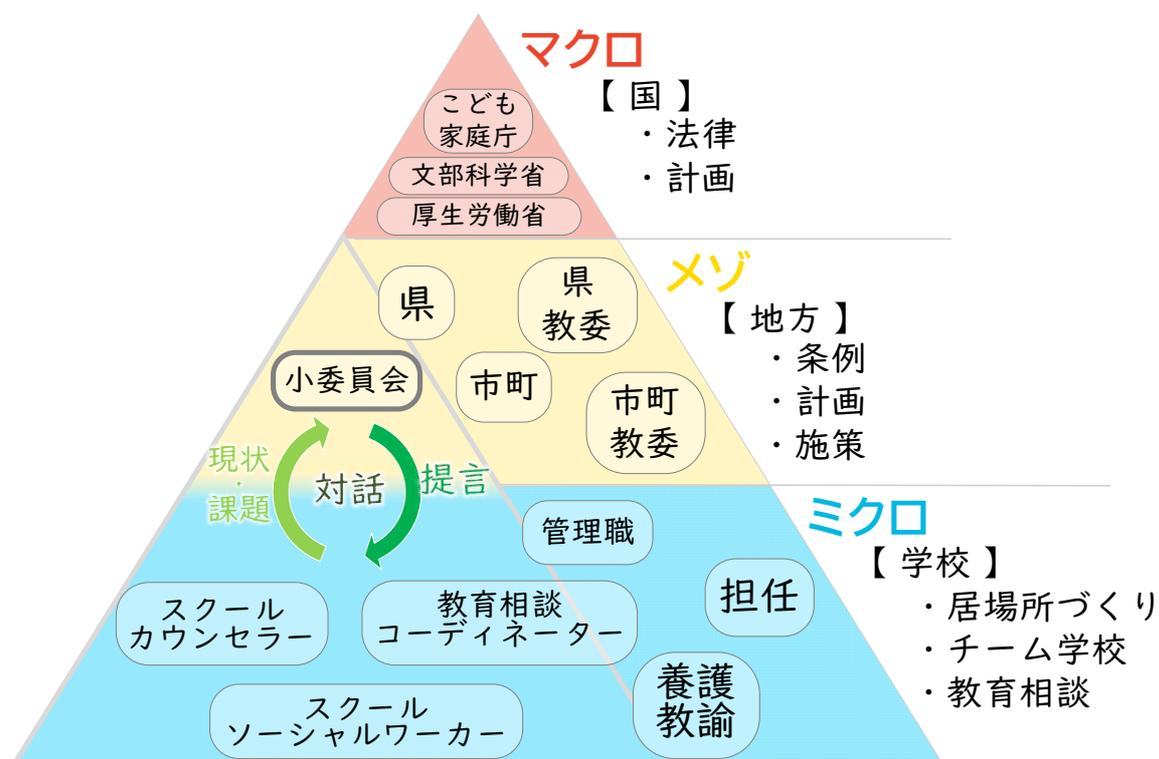
第1に「マクロ」の領域とは、国のレベルであり、こども基本法、孤独・孤立対策推進法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や教育振興基本計画、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省など法律・計画によるアプローチである。

第2に「メゾ」の領域は、マクロとミクロの間にあるもので、都道府県や市町の単位を基盤とするものである。県レベルでは、静岡県教育振興基本計画、ふじさんっこ応援プラン、市町レベルでは富士市子どもの権利条例など条例、計画、施策によるアプローチである。

第3に「ミクロ」の領域は、学校（高校）のレベルであり、チーム学校の推進、教育相談体制の充実、居場所づくりなど校内体制整備によるアプローチである。

小委員会は、対話によりミクロレベルでの学校現場の現状や課題を把握した上で、ミクロレベルで解決できていない状況があれば、マクロの状況も把握しつつ、メゾレベルで課題解決すべく方向性の提示や提言を行うものである。

【図表 14】 マクロ・メゾ・ミクロによるアプローチ



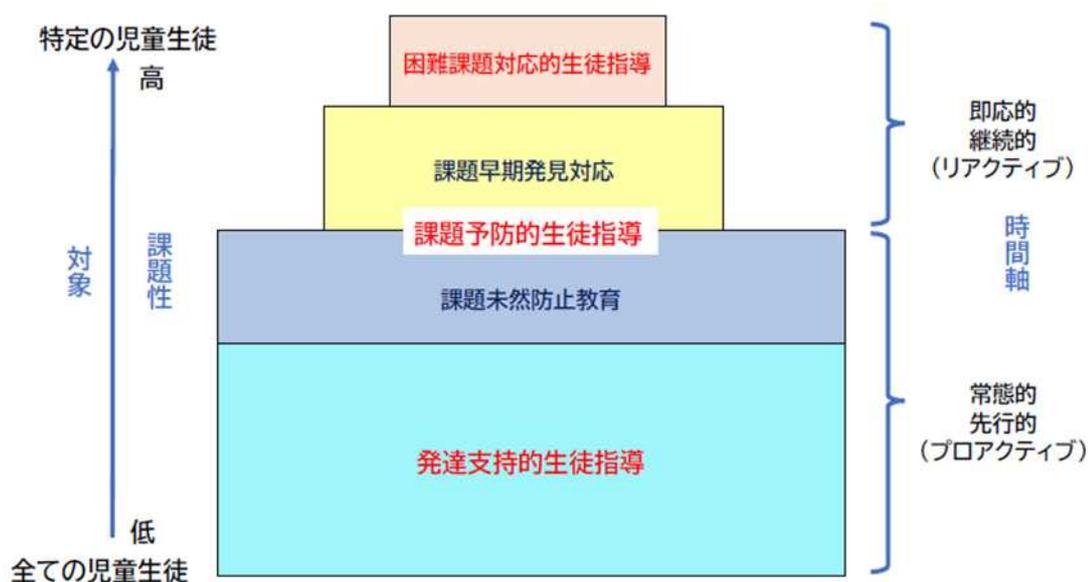
(3) 子どもたちへの支援プロセスモデル

令和4年12月、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂された。生徒指導提要では、生徒指導とは「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のこと」と定義されている。生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働きであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものである。

また、生徒指導の目的を「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」としており、子どもたちのウェルビーイングにつなげるための教育活動の一つとして位置付けられる。

これまでの生徒指導提要では、生徒指導における児童生徒の課題への対応を分類し構造化したものとして3層構造で表わされていたが、今般の生徒指導提要では、児童生徒の問題行動への対応のみならず、全ての児童生徒を対象に生徒指導の諸課題の発生の未然防止をねらいとした「課題未然防止教育」が新たに加わり4層構造となっている。【図表15】

【図表15】 生徒指導の重層的支援構造（4層）



出典：文部科学省『生徒指導提要（令和4年12月）』

第1層「発達支持的生徒指導」は、全ての児童生徒を対象とした教育活動において進められるものであり生徒指導の基盤である。

第2層「課題未然防止教育」は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未

然防止をねらいとした意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施である。

第3層「課題早期発見対応」は、課題の予兆行動が見られるなど一部の児童生徒を対象に深刻な問題に発展しないよう初期の段階で諸課題を発見し対応するものである。

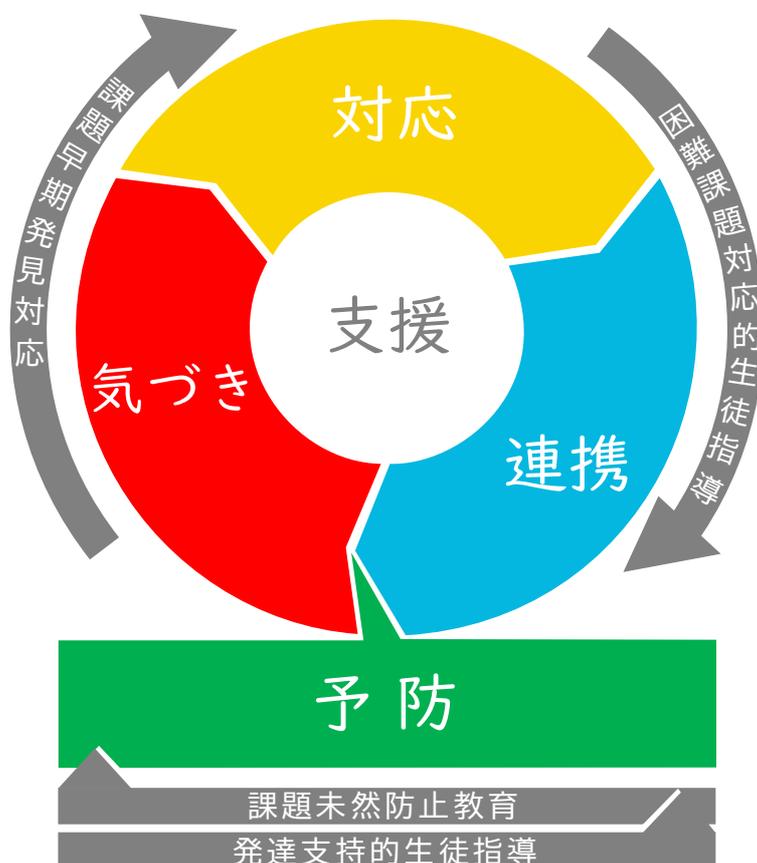
第4層「困難課題対応的生徒指導」は、いじめ、不登校など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員だけでなく、校外の関係機関との連携・協働による課題対応を行うものである。

以上を踏まえ、小委員会では、困難を抱える子どもたちへの支援の流れを、生徒指導の4層構造とリンクさせ、「子どもたちへの支援プロセスモデル（予防—気づき—対応—連携）」として整理した。【図表 16】

①第1段階「予防」は、未然防止として予防を行うプロセスである。②第2段階「気づき」は、困難状況の解決に向けた第一歩として対話や様々な予兆を通して子どもの困難に気づく過程である。③第3段階「対応」は、気づきにより課題を発見した後、早期に教育相談や家庭訪問などの対応を図るものである。④第4段階「連携」は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職や外部の関係機関等との連携・協働により課題対応を行う過程である。

子どもたちへの支援プロセスは単線的なものではなく、支援の実際は子どもたちの予兆から様子に気づいて対応・連携し、また、子どもの様子の変化に気づくといった各過程が循環していく流れとなる。このため、本モデルは、PDCAサイクルのような円環モデルとして示している。

【図表 16】 子どもたちへの支援プロセスモデル（予防—気づき—対応—連携）



(4) 学校のプラットフォーム化と支援のシステムづくり

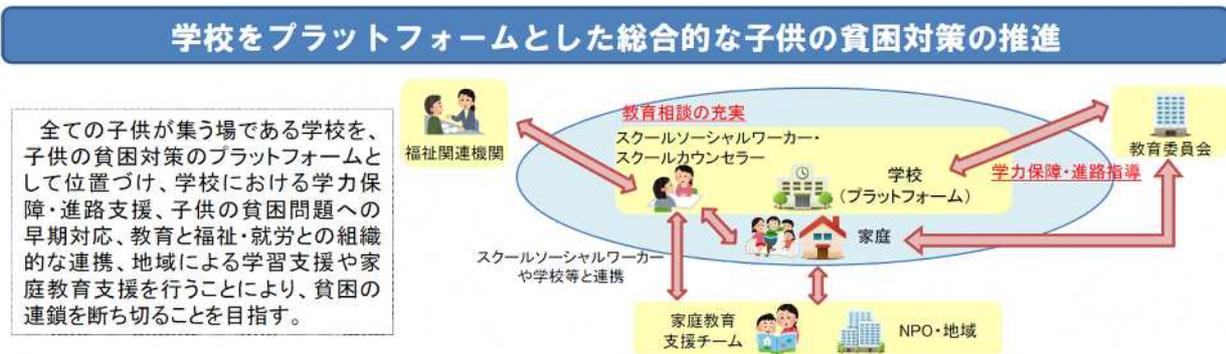
ア 学校のプラットフォーム化

高校生をめぐっては、いじめ、不登校、中途退学、貧困、ヤングケアラー等の様々な課題が生じている。こうした課題は深刻化・複雑化しており、教育のみでは解決できず、課題解決のためには教育、福祉の連携による支援体制が求められる。

「子供の貧困対策に対する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）では、「学校のプラットフォーム化」が示されている。学校のプラットフォーム化は、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校を窓口とした福祉機関との連携、経済的支援を通じて福祉的支援につなげていくことが求められている。【図表 17】

学校のプラットフォーム化は学校に丸抱えさせることではなく、さらに、学校ですべて解決するという意味ではない。プラットフォームとは学校と他機関が役割を分担し支援者が出入りする場所である。一番の受益者である生徒が社会へ旅立っていくよう教職員が全て担うということではなく外部の人材も含めて力を合わせていくことがプラットフォームの意味するところである。学校でなければできない役割を尊重しながらも、専門機関や専門職との新たな連携の仕組みを構築していくことこそ、本来あるべき学校のプラットフォーム化の姿である。

【図表 17】 学校のプラットフォーム化



出典：文部科学省「平成 30 年度文部科学省概算要求資料」

イ 支援のシステムづくりに関する提言と方策

困難を抱える子どもを支える環境づくりには、学校を他機関と役割分担しながら連携するプラットフォームの枠組みとしての位置付けや各主体が有機的に機能するためのシステムづくりが重要である。小委員会では、学校のプラットフォーム化と支援のシステムづくりに関する提言と方策を整理した。【図表 18】

提言 1 は「予防的支援の充実」である。これまでの対策は事後対応が中心であり、未然防止としての予防的支援は必ずしも十分とはいえなかった。近年、予防的支援は新たな生徒指導提要の課題未然防止教育やこども家庭庁が進めるプッシュ型支援として重視されており、こうした動向も踏まえ、「SEL（ソーシャル・エモーショナル・ラーニング）の実施（方策 1-1）」や「サードプレイスとしての高校生の居

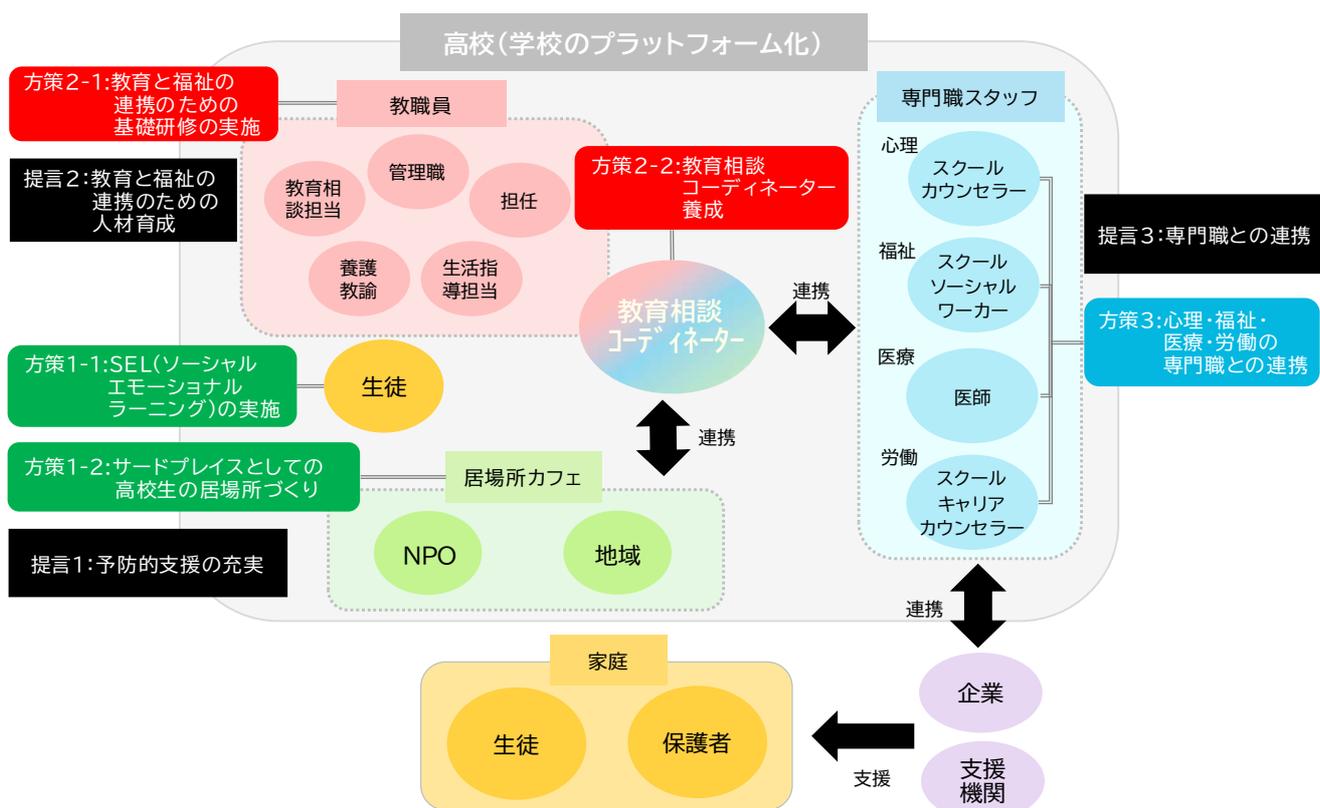
場所づくり（方策1-2）」を方策として提案する。

提言2は「教育と福祉の連携のための人材育成」である。学校・福祉機関・地域連携の拠点として学校のプラットフォームを進める上で、日常的に生徒と接する教員による生徒の困難への気づき向上と専門職との連携スキルが求められている。さらに、外部機関との円滑な連携のために校内外の各方面の橋渡しとなる核となる人材が必要となっている。こうした観点から「教育と福祉の連携のための基礎研修の実施（方策2-1）」、「教育相談コーディネーターの養成（方策2-2）」を方策として提案する。

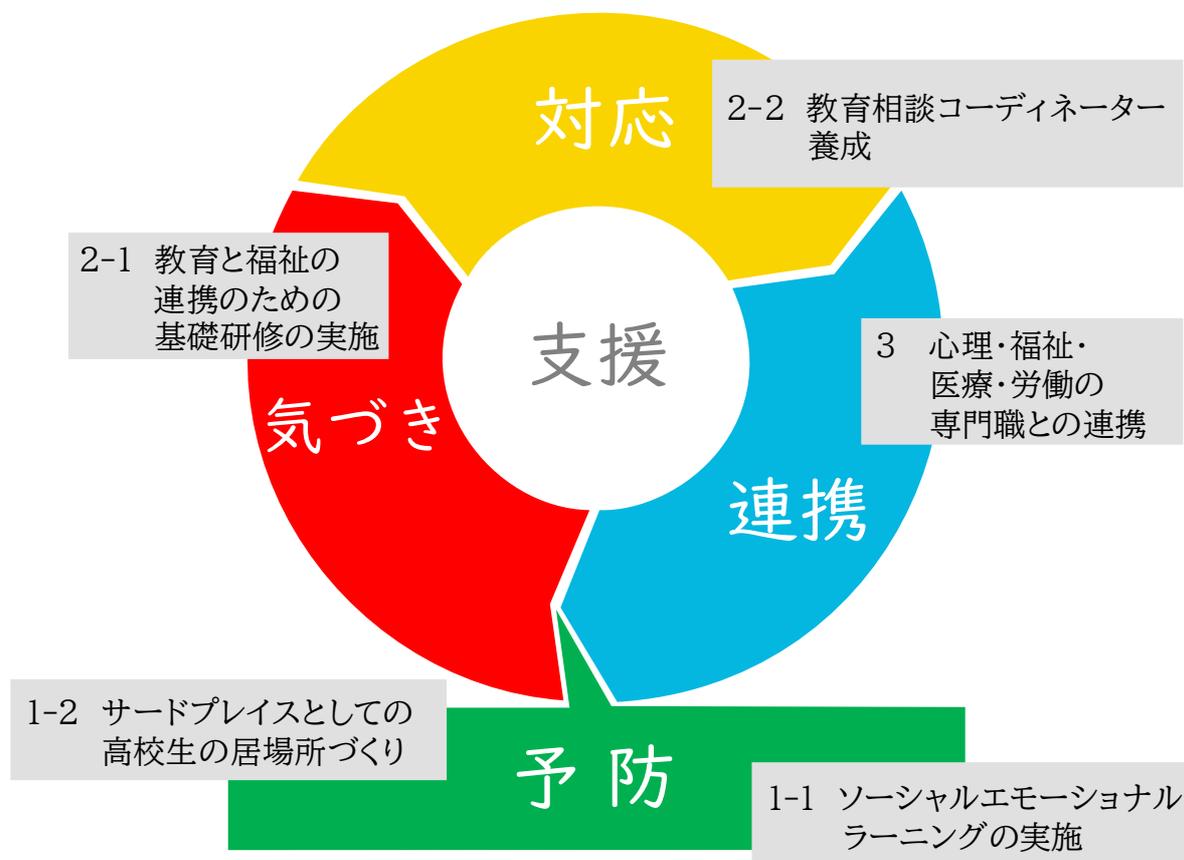
提言3は「専門職との連携」である。問題が複雑化・多様化し学校のみでは解決できない課題が増加する中、解決に向けて外部資源と外部人材を有効に活用することが重要となっている。このため、「心理・福祉・労働・医療の専門職との連携（方策3）」を方策として提案する。

今回、提案する各方策の位置付けを整理し、「子どもたちへの支援プロセスモデル（予防—気づき—対応—連携）」のサイクル【図表16】中に追記すると次のとおりとなる。【図表19】

【図表18】 学校のプラットフォーム化と支援のシステムづくり（提言と方策）



【図表 19】 子どもたちへの支援プロセスモデルと各方策の位置付け



3 提言1：予防的支援の充実

(1) 予防的支援の必要性

ア 子どもの心象風景の理解

① SOSをあげられない子どもたち

困難を抱える子どもたちへの支援の基礎は子どもに対する理解の深化を図ることである。子どもがどのような存在であり、不登校の子どもたちがなぜ学校に来ることができないのかといった「子どもの心象風景」を想像しなければいけない。

どのような制度・サービスを作っても運用するのは人間である。このため、人間とは何か、学校とは何か、指導とは何かを根本から考える必要がある。例えば、金髪や異装をしなければ学校に来られない子どもたちの心象風景を理解できない大人たちは処罰的な対応をしていく。

また、子どもたちが自ら援助要請する力が低下している。前提としてしんどい子どもは基本的にSOSをあげられない存在であると考えべきである。子どもは羞恥心や思春期特有の同調圧力から自らSOSを出さない。困っていても気付いていない、あるいは困っていると言うまでには時間がかかる前提で考えた方がよい。

東京都医学総合研究所は、思春期の子どもを対象とした大規模調査のデータを解析し、思春期の子どもはうつ症状など心が不調になると相談したい気持ちが弱くなることを明らかにした²。「困ったら相談しましょう」というメッセージ自体は必要ではあるが、相談したい気持ちが弱くなっている場合にはこうしたメッセージは望ましくなく、むしろ、周囲の大人が普段から子どもと積極的にコミュニケーションをとることで、大人が自然と子どもの不調に気づき、子どもも自然と大人に相談しなくなるような信頼関係を築いておくことが重要とする。心に不調があるとSOSが挙げづらくなることを踏まえると小学生など早い段階からストレスの対処法を学ぶ機会が重要であることがいえる。

子どもが自ら頑張ってSOSを出すことを求める前に、その前提として子どもを受け止める体制づくりが必要である。子どもたちは自らSOSを出さない前提に立つとき第三者の大人の存在が重要となる。受容された経験が少ない子どもは、問題解決よりも話を聞いてもらいたいという思いが強く、子どもたちの支援において「正解を求めるような支援」や「正論をふりかざした支援臭」が漂うような大人のスタンスは厳しい困難を抱えている子どもたちほど瞬時に嗅ぎ取るので相手にされない。

² 「子どもが本当に困った時に困ったら相談しましょうというメッセージは有効か？」2023年9月4日、公益財団法人東京都医学総合研究所ホームページ <https://www.igakuken.or.jp/topics/2023/0904.html>
Satoshi Yamaguchi, Shuntaro Ando “Longitudinal Relationships Between Help-Seeking Intentions and Depressive Symptoms in Adolescents” (思春期の子どもの相談意欲と抑うつ症状との縦断的關係) *Journal of Adolescent Health*. 73(6):1061-1067.

②正面きらない相談

子どもと関わる大人たちに必要なスタンスとして正解を押しつけない「正面きらない相談」が重要である。子どもが支援を受けていることも、相談していることも感じない相談空間づくりが求められる。安全・安心な場で第三者の大人との信頼関係の構築後、子どもはSOSが出せるようになり、次の支援につながる。

例えば、ヤングケアラーの子どもは自らSOSを発しないことが多い。このため、遅刻が多いときなどに表面的な事象だけでなく、その背景を類推できなければヤングケアラーを見落とす可能性がある。ヤングケアラーの支援に際しては、ヤングケアラーは他の支援と切り分けるような特別視する存在ではなく、ヤングケアラーはその子どもの一つの側面でしかないことを認識すべきである。すなわち、ヤングケアラーは従来の機能不全の家庭で生きる子どもたちと多く重なる存在である。

③支援に至るプロセス

支援に至るプロセスについて注目する必要がある。ヤングケアラーの支援に至るプロセスを例に挙げると、周囲によって子どもがヤングケアラーのラベルを貼られて支援につながることで、子ども自身が困りごとに向き合い自分自身をヤングケアラーと認識して支援を求めることはその持つ意味が異なる。「周囲から与えられる支援」と「自ら求める支援」が本質的に異なることを、子どもたちへの支援に当たっての普遍的な課題として理解した上で対応を考えていくことが必要である。

そもそも、子どもの側から助けを求めるプロセス自体単純ではない。助けを求めるステージは7つのプロセスから構成される。すなわち、第1に自分のしんどさへの気づき、第2に助けが必要との判断、第3に相談する人が思い浮かぶこと、第4に助けを求めようと決断すること、第5に自分の思いの言語化、そうすると第6に相手が気づいて相手から差し出された助けを子どもが受け止め、そして最後の第7にそのやりとりを子ども自身が咀嚼するというプロセスである。

また、困難を抱える子どもたちへの支援に当たっては、問題を複眼的に捉える視点も必要である。例えば、外国ルーツの子どもたちへの支援はとかく見えやすい言葉の壁に収斂しがちであるが、実態は文化、貧困、学習上の困難等の様々な壁があることを認識した上で総合的に支援する仕組みづくりが求められる。

イ 予防的支援

①対症療法と予防的支援

困難を抱える子どもへの支援アプローチには、顕在化された問題で困っている生徒への「対症療法による支援」と顕在化されていない問題に対する未然防止の「予防的支援」がある。これまでの行政では前者の顕在化された問題への対症療法による事後対応が中心であった。しかし、支援が必要な子どもや家族ほど自らSOSを発することが困難であることを踏まえると、事後対応のみでは十分でなく、課題を先取りした半歩先の対策としての予防的支援の充実が求められる。

②予防的な関わりの強化

令和3年12月に閣議決定された「今後のこども政策の基本理念」において待ちの支援から予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援やアウトリーチ型支援への転換が方針として示されている。

小中高生の自殺者数の増加への対策として、子どもの自殺防止に向けた予防的取組が強化されている。令和5年6月には、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が取りまとめられ、自殺の要因分析、自殺予防教育、自殺リスクの早期発見など取組を進めている。同プランには、学校と地域が連携して児童生徒の自殺を防止するため「若者の自殺危機対応チーム」の設置が示されている。本チームは多職種の専門家（精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士等）で構成し、都道府県等に設置され、市町村では対応が困難な場合に助言等を行うものであり、ハイリスク者への危機介入の強化を図る仕組みとして全国への設置が目指されている。

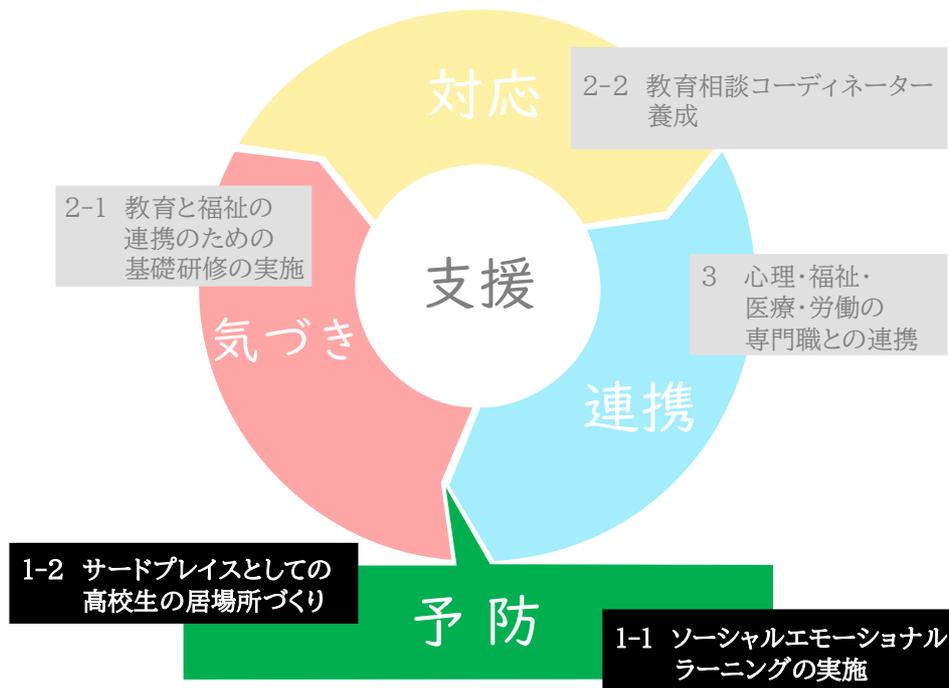
また、令和6年4月1日から施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「孤独・孤立対策推進法」は、困難を抱える高校生の予防的支援の充実を図る上で注目すべき内容である。

第1に、女性をめぐる課題が複雑化・多様化・複合化する中で新たな女性支援強化を図る「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」である。同法第3条の基本理念には、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制の整備が規定されている。同法では、様々な困難を抱えた高校生世代の女性に対する予防的支援や居場所の確保、関係機関へのつなぎなどを通じて自立を推進することが求められている。

第2に、人生のあらゆる段階において何人にも生じ得る孤独・孤立対策を推進する「孤独・孤立対策推進法」である。同法の基本理念として孤独・孤立の状態にある者や家族の立場に立った当事者の状況に応じた継続的な支援が定められている。令和4年12月、孤独・孤立対策推進会議において決定された「孤独・孤立対策の重点計画」の基本方針には、第1に孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とすること、第2に状況に合わせた切れ目のない相談支援、第3に見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行うこと、第4に孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化することが挙げられている。

子どもたちへの支援プロセスモデルにおいて、全ての子どもを対象とした予防は支援のスタートであり、全ての基盤となるものである。こうした視点から困難を抱える子どもたちへの支援方策として、早い段階から困難を抱える子どもと保護者を支える仕組みが必要となっている。全ての子どもたちを対象とした課題への未然防止としての予防的支援が必要であり、切れ目のない支援体制の構築が求められる。

【図表 20】 提言 1： 予防的支援の充実



(2) 【方策 1-1】 ソーシャル・エモーショナル・ラーニング（SEL）の実施

いじめ、不登校、暴力行為など子どもの心の問題が深刻化する中、様々な学校不適応を予防するとともに、子どもたちが充実した人生を送るための基本的なスキルを育成し、子どもたちのポジティブな側面を伸ばすため社会性と感情コントロールを学ぶ教育プログラムである「ソーシャル・エモーショナル・ラーニング（SEL：Social and Emotional Learning）」の導入を提案する。

ア 予防教育の必要性

①精神的幸福度

ユニセフの国際調査によれば、我が国の子どもたちは身体的健康（1位）や学力がトップクラスである一方、精神的幸福度は 38 カ国中 37 位のワースト 2 位という結果であった³。【図表 21】

この調査結果からも我が国の子どもは身体と精神のギャップが深刻な課題であり、教育において社会性育成や精神的幸福につながる枠組みをどのように位置付けていくべきか検討する必要がある。我が国の問題として自殺の多さがある。10代から30代の死亡原因のトップは自殺であり、子どものみならず子育て世代の大人も自殺が多い現状は深刻である。文部科学省は年間 30 日以上欠席を不登校と定義しているが、年間 30 日未満の欠席に該当する不登校傾向の児童生徒の状況にも留意すべきである。不登校傾向のある子どもはきっかけさえあれば不登校になり得る状況にある。

³ ユニセフ・イノチェンティ研究所（2021）『イノチェンティ レポートカード 16 子どもたちに影響する世界 先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か 日本語版』公益法人日本ユニセフ協会

②高校生の状況

高校生はストレス反応が高く不登校傾向も多く、レジリエンス（精神的回復力）が低い状況にある⁴。レジリエンスとは逆境・困難から立ち直る力のことであり、災害の被災地支援やビジネスの世界においても注目されている概念である。不登校傾向が多いことを踏まえると、全ての生徒を対象とした予防教育の充実が急務である。

【図表 21】子どもの幸福度の結果（日本の分野別順位）

子どもの幸福度の結果：日本の分野別順位
<総合順位は 20 位>（本文 p.11）

分野	指標
精神的幸福度 (37 位)	生活満足度が高い 15 歳の割合
	15～19 歳の自殺率
身体的健康 (1 位)	5～14 歳の死亡率
	5～19 歳の過体重 / 肥満の割合
スキル (27 位)	数学・読解力で基礎的習熟度に達している 15 歳の割合
	社会的スキルを身につけている 15 歳の割合

出典：ユニセフ・イノチェンティ研究所（2021）『イノチェンティ レポートカード 16』

イ ソーシャル・エモーショナル・ラーニングが必要とされる背景

①自分の心への向き合い方の学び

子どもたちが抱える心の問題への対応として、自分の心への向き合い方を学ぶメンタルヘルスを学校教育段階において取り入れていくことが求められている。OECD「学習の枠組み 2030」では、子どもたちの Well-being につながるコンピテンシーとして新たな価値を創造する力、責任ある行動をとる力、対立やジレンマを克服する力が示されている。その中で必要なスキルとして、「人との付き合いや感情をコントロールする力=Social and Emotional Skills（社会情動的スキル）」が提示されている。【図表 22】

OECDによると社会情動的スキルが高くなると問題行動が減ることや幸福感情が高くなることを示している。そのため、欧米諸国では子どもたちの心の問題への対応としてこの社会情動的スキルを学ぶソーシャル・エモーショナル・ラーニング（Social and Emotional Learning、略してSEL）がスタンダードとなっている。

このことから、予測不能な時代において、全ての子どもが様々な困難に出会う可能性があり、全ての子どもを対象とするユニバーサルな予防教育としてのSELの導入が必要である。SELのフレームワークは、自己理解、自己管理、社会および他者認識、責任ある意思決定、人間関係を築くスキルの5つがあげられている。SELのプログラムでは多様であり、コアに位置づけられている内容としては、対人関係や感情をコントロールするソーシャルスキル、ありのままの自分を肯定する自己肯定感、困難な状況から回復する力であるレジリエンスなどの育成が目指される。

⁴ 小林朋子ほか（2019）「小学生から高校生までの不登校傾向とレジリエンスとの関連」『日本教育心理学会第 61 回総会論文集』191.

【図表 22】 OECD Learning Framework 2030

OECD Learning Framework 2030



出典：OECD「The future of education and skills education 2030」
 文部科学省「第4回教育振興基本計画部会事務局資料」（令和4年7月12日開催）

②エビデンスに基づく予防的な心理教育プログラム

これまでSELは、総合的な学習の時間、道徳等で実施されているのみであり、教育課程での位置付けはされず、関心の高い教員による教育実践が行われてきた。

「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月）には、児童生徒の学校生活への適応、よりよい人間関係の形成を図るため社会性の発達を支援するプログラムとしてSELが盛り込まれた。このことから、今後、積極的にSELを学校現場に取り入れていく流れが予想される。公立学校で導入する場合には、学術的・科学的根拠に裏付けられたプログラムであることが前提となるが、学校現場の実情に応じて、今後、研究や実践を積み重ねた上で導入していくことが望まれる。

ウ ソーシャル・エモーショナル・ラーニングの実践

①レジリエンスの育成

予防教育としてSELを進めるに当たっては、発達段階かつエビデンスに基づいたプログラムの導入が必要である。例えば、中途退学防止、卒業後の離職防止を目的とする場合には、レジリエンスを教育課程に位置付け、子どもたちのレジリエンスを育てる心理教育プログラムを展開していくことが望ましい。問題の予防だけでなく、自己肯定感を向上させるなど、子どもたちのポジティブな側面を伸ばすことが重要である。このため、ものごとの認知が行動につながるという理論に基づいた

認知行動療法によるSELプログラムが有効である。

SELによる様々なワークに取り組むことによって、①自らの考え方のクセを理解することの重要性や、②ストレスとの付き合い方等のストレスマネジメント、③生活習慣を確立することの重要性を学ぶことなど、学習と実践を通してより子どもたちが良い人生を送るための基本的スキルの向上が期待できる。さらに、グローバル社会では、様々な社会的背景を持った人同士で意見が違うときでも、感情的にならずに相互に妥協点を見いだすスキルが求められている。SELでの多角的な視点の習得は、ディスカッションを行う上での基礎的なスキルとなり得る。

②維持・般化

SELの実践は、特別な教育プログラムを行うだけでなく、日常的な教育活動の中においてもレジリエンスを高めていく枠組みを設けていくことが望ましい。こうした「維持・般化」（授業で学んだことを生活などの場面で活用し、かつ定着させること）を促すためには、教育課程への位置付けや学校行事等を通じた実用的な取組が重要であり、授業で学んだスキルを学校行事で活用する実践が求められる。

具体的には社会的能力や心の成長を図る活動として、ソーシャルスキル・トレーニング講座を実施するとともに、特定の授業プログラムのみならず、教育活動全般においてレジリエンスを育成するカリキュラムの導入が考えられる。

③本県におけるSELの実践例

本県におけるSELの実践例をあげると、県内のある全日制高校では、中学生時代の困難から多くの生徒が回復を見せるが、卒業後の社会生活では再び困難を抱え、不適応な状態に陥ってしまうことが多かった。そこでその学校では、学校教育目標の達成をレジリエンスの育成と捉え、それを育むための教育活動を進めていったことにより、生徒の卒業後の社会生活にもポジティブな影響を与えていただけでなく、教員にも、「教科を超えた教員間の学び合い」が生まれ、教科を超えた授業の土台となり、教科指導にもこれらの視点が活用されるようになったことが報告されている⁵。

また、小中学校、適応指導教室でも取り入れられ、子どもたちのレジリエンススキルだけでなく不登校傾向も低下したことが示され、適応の促進や予防の効果が明らかになっている⁶。

⁵ 鈴木純(2021)「中学校生活に困難を抱えていた生徒への高等学校での支援の在り方」『日本高校教育学会年報』28、小林朋子(2022a)「VUCA時代を生きる子どもたちのレジリエンスを育てるには」山崎勝之編著『日本の心理教育プログラム-心の健康を守る学校教育の再生と未来-』福村出版、44-59。

⁶ 小林朋子(2022b)「第4章 日本で効果のあるSELプログラム6 レジリエンス包括プログラム(レジりんプログラム)」渡辺弥生・小泉令三編著『ソーシャル・エモーショナル・ラーニング(SEL)非認知能力を育てる教育フレームワーク』福村出版、210-217。小林朋子・横山和佳乃・植木さつき(2022)「『総合的な学習の時間』を活かしたレジリエンスプログラムの効果」『静岡大学教育学部研究報告(人文・社会・自然科学編)』73:174-183。山西舞・小林朋子・澤田智之・中村景子・植田温子・豊田博之(2019)「適応指導教室におけるソーシャルスキルトレーニングを取り入れたレジリエンスプログラムの効果」『静岡大学教育実践総合センター紀要』29:47-54。

(3) 【方策1-2】サードプレイスとしての高校生の居場所づくり

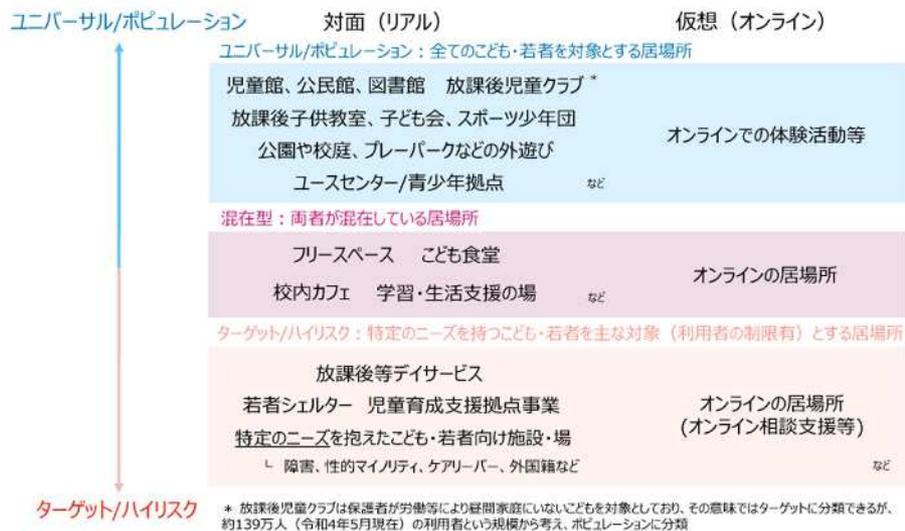
校内居場所カフェは、第三者の大人とのナナメの関係による安全・安心で居心地の良い交流の場や、支援とつながるプラットフォームとしての機能を有し、生徒の学校への定着や自己肯定感の向上など、生徒の変容につながっていることから、予防的支援の充実のためサードプレイスとしての高校生の居場所づくりを提案する。

ア サードプレイスとしての居場所づくり

令和3（2021）年に閣議決定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」では、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要」としている。

子ども・若者のニーズに応じて様々な種類の居場所が設置されている。こども家庭庁設立準備室「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」では、こどもの居場所は支援の対象によってユニバーサル／ポピュレーションアプローチと、ターゲット／ハイリスクアプローチの2種類が挙げられている。前者は主として若者同士や幅広い地域住民間の交流や繋がりを提供する機能を有し、後者は主として個別のニーズに対応したきめ細かな支援の提供機能が果たされている。【図表23】

【図表23】居場所の種類



(出典) こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する調査研究 報告書概要」(令和5年3月)

校内カフェは、主に中高生を対象として放課後に校舎を活用し、お菓子やジュース等の提供を通じてくつろげる空間づくりがされている。校内カフェは誰もが立ち寄りやすいスペースを利用している点でユニバーサル/ポピュレーションアプローチによる側面を持ちつつも、課題を抱える子ども・若者を支援につなげる運営であるターゲット/ハイリスクアプローチも行われており、両者が混じり合った混在型の居場所として位置付けられる。

イ 本県における校内居場所カフェの取組

①気づきカフェ

本県では不登校の発生を未然に防止するため令和4年度から静岡中央高校に居場所カフェを設置し、悩みや課題を抱えながらも登校している生徒の問題や課題の早期発見・解決を図る取組を進めている。

令和5年度からは静岡中央高校に加えて県内の高校のうち多様な生徒が多く在籍する三島長陵高校、浜松大平台高校の2校で新たに事業を開始している。静岡中央高校の居場所カフェでは様々な仕掛けを通して高校生がリラックスできる空間づくりがされており、キャリア相談、学習支援、季節のイベント等を開催している。

②ナナメの関係・意味ある他者

居場所カフェでは、NPO法人のスタッフに加え、大学生や地域住民など外部人材が運営に関わっている。親や教員などの縦の関係や友人などの横の関係とは異なる年齢の近いお兄さん、お姉さんや近所のおじさん、お婆さんの「ナナメの関係」により安全・安心で悩み相談ができる場として機能している。

今の子どもは自分を全面的に受け入れてもらえる経験が少ないといわれている。居場所に来ている子どもたちは問題を解決したい訳ではなく、「とにかく話を聞いて欲しい」、「自分の話を否定されずに受け止めてもらいたい」という思いがある。

子どもたちの支援にとって必要なのは「意味ある他者」の存在である。意味ある他者とは子どもの気持ちを傾聴し受け止め理解しようと歩み寄り、子どもに内在している可能性を信じ、安全・安心な関係と場を提供するために努力する大人である。

また、子どもたちは自らSOSが出せない前提で考えるべきである。そうした前提に立つとき、第三者の大人＝意味ある他者の存在が重要となる。安全・安心な場で第三者の大人との信頼関係が築けた後、子どもはSOSが出せるようになり、次の支援につなげることができる。

生徒たちにとって居場所カフェは安心して自己表現ができる場所であり、居場所への参加をきっかけとして様々な支援とつながるなど、自己実現に向けてスタートする起点となっている。居場所カフェに参加した生徒からは、「カフェで信頼しても良いと思える大人に初めて出会った」、「自分の話を否定しないで聞いてくれてうれしかった」との声が寄せられている。安全・安心な居心地の良い居場所カフェでの経験をもとに様々な体験や活動につながるなど、生徒の変容につながっている。【図表 24】

【図表 24】居場所カフェをきっかけとした生徒の変容
(委員の実践による知見に基づき整理)

【Aさんの事例】

コミュニケーションが苦手な人見知りであったが、居場所カフェで大人との信頼関係を構築し安心して自らの気持ちを語れるようになった。その後、飲食店でのインターンシップにつながり、経験を通じて徐々に自信をつけていった。

【Bさんの事例】

居場所カフェに毎回参加する中で自主的に開始前後の設営準備を手伝うようになり、さらにイベントの運営を大学生スタッフとともに担うようになった。居場所カフェでの経験を発表し、他校の高校生からも共感の声が多く寄せられたことで自信につながり、高校のゼミ内の話合いのとりまとめ役などリーダー的な役割を担うようになった。

ウ 神奈川県立田奈高校における居場所カフェの取組

①ぴっかりカフェの概要

神奈川県立田奈高校では、平成 26 (2014) 年に学校図書館内にぴっかりカフェを設置し、中途退学の防止や進路未決定者への対応を含めた全国で先駆的な居場所づくりの取組を進めている。

ぴっかりカフェを運営するNPO団体は3つのコンセプトを重視している。第1には安全で安心な居場所の提供(誰もが自分らしく居られる場所)、第2には文化資本のシェア(シャワーを浴びるように文化的な体験を提供)、第3にはソーシャルワークの起点(社会資源をつなぎ合わせ不安や悩みに寄り添う)である⁷。ぴっかりカフェではジュースやお菓子を無料で提供し、NPO法人やボランティアスタッフが生徒たちとゲームやおしゃべりを楽しんでいる。

②スティグマを生まない支援・信頼貯金

ぴっかりカフェには、予約が必要な相談とは異なり、予約なく誰でも利用できるハードルの低さが特徴である。ぴっかりカフェでは羞恥心や劣等感であるスティグマを生まない支援の実践を行っている。スティグマとは相談窓口を頼るのは何か問題を抱えている少数派で恥ずかしいと思う感覚をいう。このため、ぴっかりカフェではあえて相談という言葉を使うのをやめているという⁸。

ぴっかりカフェではスタッフと生徒の関係づくりを通じて積み重ねられた信頼関係を「信頼貯金」と呼んでいる。信頼貯金により構築された関係性をベースとした生徒との会話の中から、教育相談でのカウンセリングから得られる情報とは異なる

⁷ 特定非営利活動法人パノラマ (2023) 「校内居場所カフェ全国ネットワーク」校内居場所カフェ全国ネットワーク設立準備 全国キャラバン関東“キックオフ”大会開催報告

⁸ 石井正宏 (2016) 「スティグマを生まない支援の実践—ぴっかりカフェという学校図書館の可能性—」高橋寛人編『神奈川県立田奈高校での生徒支援の新たな取り組み—図書館でのカフェによる交流相談を中心に—』横浜市立大学平成 27 年度教員地域貢献活動支援事業報告書、20-25。

新たな情報が出てくる。こうした日常的な交流により信頼貯金を貯めて高校生の抱える潜在的な課題を把握し、必要な場合には相談や専門機関につなげている。

このほか、田奈高校では個別相談事業Drop-in（青春相談室どろっぴん）を開設している。Drop-inは進路だけでなくアルバイトや友人関係、家族や生活など幅広い相談ができる場として機能している。Drop-inはぴっかりカフェと連携しており、ぴっかりカフェでの会話の中で生徒の困りごとが発見された場合、Drop-inにつないでいるケースがある。

Ⅰ 高校生の居場所づくり

居場所カフェの取組は、縦や横の関係ではなく第三者の大人とのナナメの関係により、校内にありながら固定的な人間関係から離れられるサードプレイスとして機能している。生徒は安全で安心できる居場所で大人との信頼関係を構築する中で、学校への定着や自己肯定感を高めており、居場所カフェは予防型支援の取組として重要な役割を果たしている。

また、居場所カフェは生徒にとって安全・安心な居心地のよい居場所であることに加え、学校にとっても居場所カフェでの関係づくりをきっかけとして困難を抱える生徒に気づくなど潜在的なリスクを発見し、福祉へのつながりや社会的自立のための就労支援を行うなど社会と有機的につながるプラットフォームとしての機能を有している。居場所カフェは教育制度や福祉制度では支えきれない隙間となるリアルな体験を補完する役割を担っている。

高校生の不登校や中途退学などの課題は、様々なタイプの学校において存在している。困難を抱える高校生に対して居場所を提供し、学校適応や自己受容を高め、必要な支援につなげることは予防的支援として重要であり、様々なタイプの学校においても有効な取組である。校内の居場所づくりの在り方は一様でなく、学校のタイプや生徒の実態・ニーズに応じて様々な形態があり得る。形態として対面（リアル）や仮想（オンライン）、機能として学習支援、就労支援、生活支援など様々な選択肢から、効果的な支援を行うことができる居場所の在り方を検討していくことが望まれる。

4 提言2：教育と福祉の連携のための人材育成

(1) 教育と福祉の連携の重要性

ア 教福連携

教育は子どもの可能性を最大限発達させる学びの保障を目指す未来志向である。一方、福祉は困窮等の課題を緩和・解決できるよう介入や支援を行っていく現在志向である。

また、教育行政と福祉行政は集団と個の違いとして特徴付けられる。教育行政は集団の視点に基づき、全ての子どもを平等に扱うことが求められてきた。一方、福祉行政は個の視点を重視し、個別のニーズを持った子どもの支援を行ってきた。教育の世界では平等性と公平性が重視されるが、それは水平的な平等観に過ぎない側面があることを踏まえた上で、個別ニーズを十分に把握した上での平等性と公平性の適用が必要である。

さらに、一般に行政間の連携は横や円でのつながりで捉えられることが多いが、教育と福祉の関係は福祉が土台となってその上に教育が積み上がっていくイメージであり教育の基礎に福祉が位置付けられる。このように、教育と福祉は異なった性格・志向性を持つものであるが、困難を抱える子どもの支援は教育だけでは解決できず、教育と福祉の違いを踏まえた上で、両者の連携を図っていく「教福連携」が必須となっている。一方、学校の教員だからこそ生徒の悩みを受け止められる部分がある。こうした側面を踏まえると学校をプラットフォームとし、ワンストップで課題を捉え、支援が必要な生徒を福祉的支援につなげていく教育と福祉の連携による横断的な取組が求められる。

イ 困難の可視化

「問題は見ようとしなければ見えず、社会問題として名付けられなければ認識されない。」という言葉が示すように、DVやアダルトチルドレン、子どもの貧困、ヤングケアラーは名付けられることにより社会問題として認識され共有化されてきた。困難を抱える子どもたちの支援には、「困難の可視化」が重要なキーワードとなる。

例として子どもの貧困について取り上げる。子どもの貧困の捉え方として「絶対的貧困」と「相対的貧困」がある。「絶対的貧困」は食べ物がままならないなど、人間として最低限の生存が維持困難な状態を指し、一方、「相対的貧困」はその国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態をいう。

政府等の子どもの貧困の定義は、目で見ても分かりやすい「絶対的貧困」ではなく一見判別が難しい「相対的貧困」である。このため、一般に貧困問題が「遠い世界」として認識されるなど、我が国では貧困が現実的な問題として捉えられていない側面がある。

社会の貧困の認識を広げるためには、「貧困の可視化」が必要である。貧困をめぐる様々な議論があるが、相対的貧困とは当たり前の生活が保障されないことであり、まずは当たり前の生活とは何かについてのイメージの共有が重要となる。

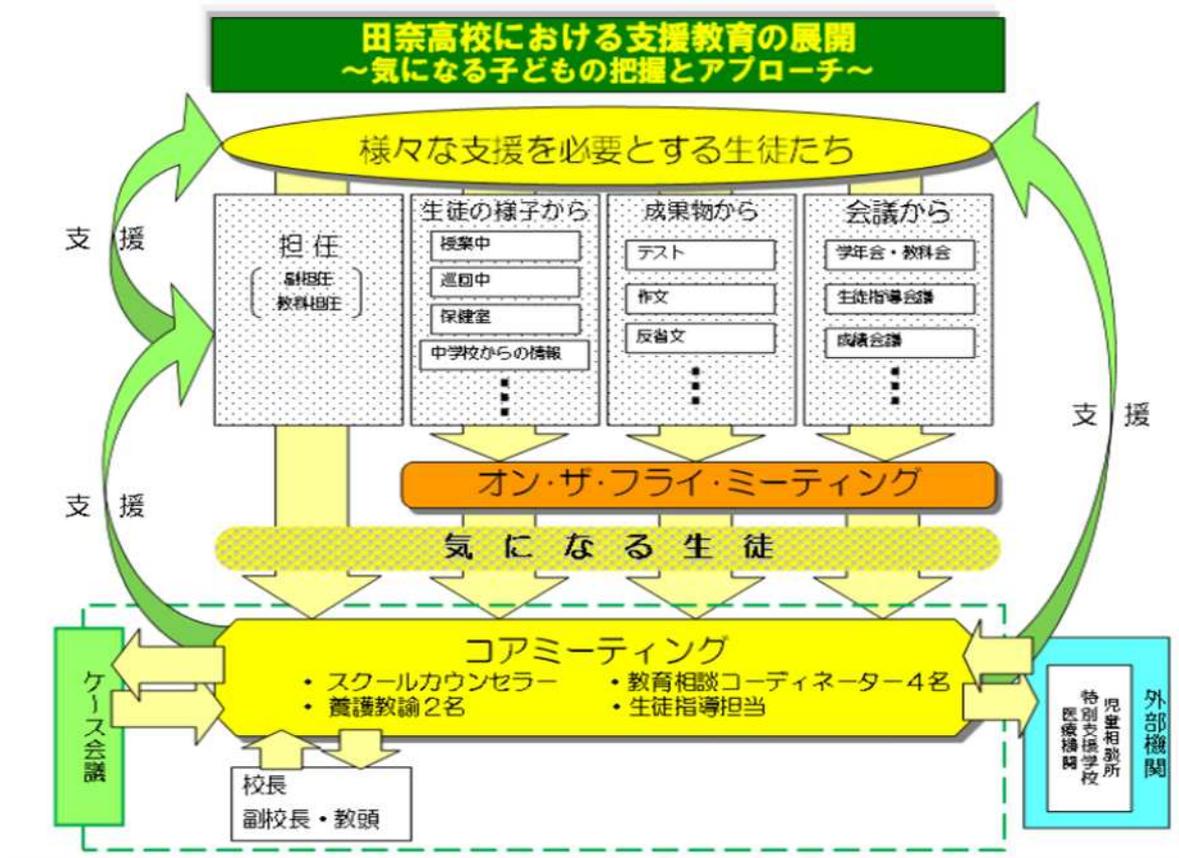
ウ 支援を軸とした学校づくり

支援を軸とした学校づくりを進める神奈川県立田奈高校では、教育相談コーディネーターが支援の中核的人材として機能している。同校では対話を基本とした教育実践が行われており、教員と生徒だけでなく、教員相互の対話を重視している。生徒との対話から支援がスタートし、教員相互の対話へとつながる。これは、教員間の立ち話的な情報交換「オン・ザ・フライ・ミーティング」と呼ばれている。

各学年の教育相談コーディネーターは「オン・ザ・フライ・ミーティング」で情報収集している。会話で得られた生徒の様々な情報は、教育相談コーディネーター、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーをメンバーとするコアミーティングに報告し、気になる生徒の状況を把握した上で対応を検討している。【図表 25】

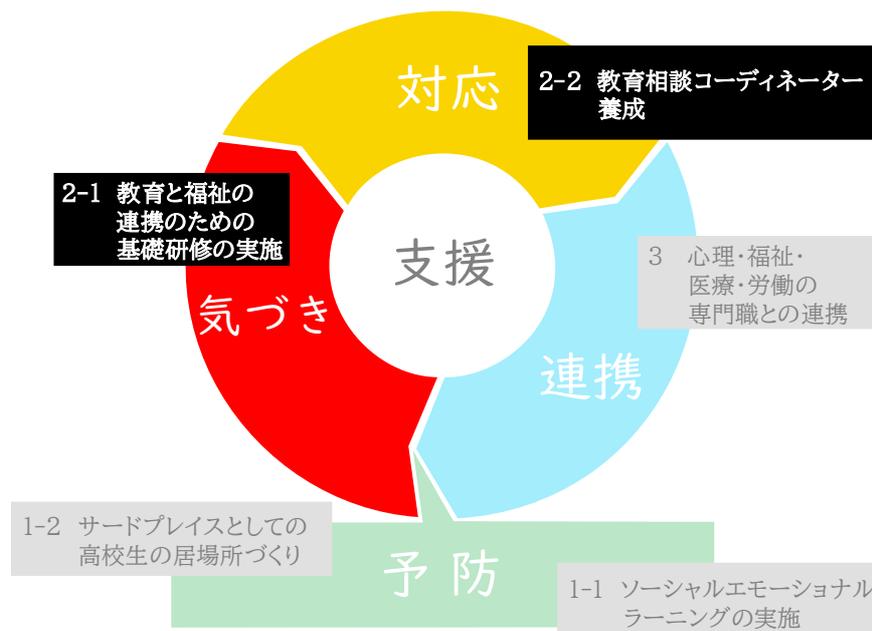
さらに、日常の支援を超えたレベルであり、外部の専門機関と連携して対応すべき事案についてはケース会議等で検討を行った上で、必要に応じて教育相談コーディネーターが外部機関へのつなぎの役割を担っている。

【図表 25】 神奈川県立田奈高校における支援教育の展開



出典：吉田美穂（2011）「高校生の現実を踏まえたキャリア教育・労働法教育とキャリア支援センター」
労働政策フォーラム 2011

【図表 26】 提言 2：教育と福祉の連携のための人材育成



(2) 【方策 2-1】 教育と福祉の連携のための基礎研修の実施

子どもたちの支援の充実を図るため、生徒が抱える困難に対して教職員が気づく能力を向上させるとともに、生徒理解、福祉制度の基礎、専門職との連携等を学ぶ機会として教職員を対象とした「教育と福祉の連携のための基礎研修」の実施を提案する。

ア 背景と課題

子どもや家庭をめぐる問題の複雑化や多様化に伴い、学校教育だけでは解決できない課題が多くなっている。解決に向けては教育分野と福祉分野がそれぞれの特長を活かし、子どもや家庭の状況を的確に把握した上で切れ目ない支援が求められる。

このためには、学校で日常的に子どもと接し、子どものSOSをキャッチできる立場にある教職員の役割が重要となる。教職員が子どもの困難に対する気づきの感度を高め、必要に応じて福祉や外部機関につなぐ取組が求められる。困難を抱える生徒の早期発見や早期対応を行うためには、教職員が子どもの様々な予兆から困難に気づくスキル向上が必要である。困難を抱える生徒は自らSOSの発信が難しいことを踏まえた上で、子どもの心象風景の理解など子ども理解の深化が求められる。

学校では困難な子どもへの対応としてケース会議を実施するなど、早期の段階で福祉につなぐことができるよう様々な取組を進めている。学校外の様々な福祉支援に関する情報が少ない場合は、学校外の支援窓口との連携がうまく進まず、必要な子どもに支援が行き届かないこともある。また、スクールソーシャルワーカーと連携する場合にも、スクールソーシャルワーカーの業務内容や連携方法に関する教職員側の理解が十分でないケースも存在し、連携が円滑に進まない要因となっている。

イ 研修のコンセプト

学校における多様化、複雑化する問題の解決に当たり、スクールソーシャルワーカー等の専門職との連携を進めていくため、教職員が学校現場や子どもを取り巻く問題の実態を把握し、福祉制度の基礎、ソーシャルワークの考え方、専門職との連携の在り方を学ぶ機会として「教育と福祉の連携のための基礎研修」を提案する。

高校教員は多様な子どもたちと関わる小・中学校教員と比較し、属人的なキャリアによっては、困難を抱える子どもたちと関わる機会が少ないケースもあり得る。高校教員の養成課程では教育学をベースとする小・中学校教員と比較し、教科指導の学習が中心であり、教育学を幅広く学ぶ機会が少ない傾向がある。また、高校教員のキャリアは義務教育と比べて多様である。高校教員の配属先は全日制・定時制・通信制、普通科・総合学科・実業科など幅広く、それぞれ勤務校によって求められる専門性や力量が異なる。

キャリア形成において困難を抱える子どもと関わる機会の多い教職員は、職務経験を通じて支援方策について知識やスキルを深めていく。一方、そうした経験の少ない教員にとっては、困難な子どもの抱える問題の背景の理解が十分でなく、連携先や支援方策に関する情報を持っていないケースもある。

公立高校で多様な生徒と関わることを前提とする教職員にとって、基礎的素養として教育と福祉の連携に関する知識とスキルが求められる。このため、公立学校の教職員としてのキャリアの早い段階において「教育と福祉の連携のための基礎研修」の実施が望まれる。

ウ 研修プログラム

基礎研修のプログラムは教職員が困難を抱える子どもたちを支援するに当たって、子どもの心象風景の理解や福祉との連携・協働関係を構築できるよう日常的な実践レベルで活かすことができる内容とする。こうした観点から、本研修においては、知識の習得にとどまらず、グループワーク等で感情レベルで触発され、これまでの教員としての指導方法、更には教育観を揺さぶられるようなプログラム内容とする。

また、教職員が複合的・多様な問題を抱えた子どもや保護者対応の中で多忙感や無力感を感じる中でメンタル問題を抱えるケースも増えている。福祉の世界では「ケアする人のケア」という概念がある。ケアする側の教員はケアされる側の子どもを相手としたヒューマンサービスに従事しており、ケアする側としてプロを演じなければならない側面がある。こうした職の特性を踏まえると、かくあるべしといった規範的な研修内容のみでは疲弊してしまう。このため、専門職としての教員に寄り添う「ケアする人のケア」の視点に立った研修の場づくりが望まれる。

研修プログラムは、主に知識を学ぶ講義と実践レベルで考え方やスキルを学ぶ実習で構成し、講義では、学校や子どもを取り巻く社会的な背景の理解、ソーシャルワークの視点と方法、スクールソーシャルワーカーの職務理解、教育と福祉の連携のための基礎知識を学ぶことが考えられる。【図表 27】

本研修は、教員の意識・無意識にある教育観や学校観を問い直す機会としたい。マルトリートメント（不適切な扱い）やマイクロアグレッション（小さな攻撃）など教員が意図的、意識的であるかどうかに関わらず子どもへ影響を与えることを指す概念であるが、教員が行う日常的な教育実践が無意識のうちに目に見えないところで、子どもたちにポジティブにもネガティブにも影響を与えていることなど教育の持つ社会的機能を学ぶことにより、自らの指導観を見つめ直し、アップデートする機会とすることを想定している。

例えば、「隠れたカリキュラム」を研修内容として盛り込むことが考えられる。「隠れたカリキュラム」とは、教育学や教育社会学で用いられる概念であり、体系的な教育課程による顕在化されたカリキュラムとは別に、教育する側が意図するかしないかに関わらず、学校生活を営む中で児童生徒が学びとっていく全てをいう。

また、実習では、アセスメントの技法（生徒の困り感への気づきと支援の手法）や模擬ケース会議（教職員とスクールソーシャルワーカーの合同によるグループ討議）をプログラムに盛り込むことにより、教職員が日常的な学校教育活動において活かせるような実践的な内容としたい。

**【図表 27】「教育と福祉の連携のための基礎研修」プログラム例
（委員の知見から整理）**

【研修の目的】

高校における困難を抱える生徒への効果的な支援のため、生徒理解、社会における学校・教員、福祉制度の基礎、専門職との連携など、教育と福祉の連携に関する教職員の知識・スキルの向上を図る。

【到達目標】

- ・教育と福祉の連携による支援プロセスの全体を俯瞰することができる。
- ・教員としての教育観・指導観をアップデートすることができる。

【講義内容】

- ・学校や子どもを取り巻く環境と課題（いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラー）
- ・社会における学校・教員（格差社会、教育格差、学校文化、隠れたカリキュラム）
- ・スクールソーシャルワークの基礎（ソーシャルワークの視点と方法）
- ・教育と福祉の連携（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの職務に関する理解、連携・協働の在り方、教職員が知っていると役に立つ福祉制度）

【実習内容】

- ・アセスメントの技法（生徒の困り感への気づきと支援の手法）
- ・模擬ケース会議（教職員とスクールソーシャルワーカーによるグループ討議）
- ・現地研修（先進的な取組を行う高校や居場所カフェなど）

(3) 【方策2-2】教育相談コーディネーターの養成

校内の教育相談体制の強化のため、生徒のニーズを把握し、学校内外の必要な資源とつないで支援を効果的にコーディネートするキーパーソンである「教育相談コーディネーター」を新たに校務分掌に位置付けるとともに、専門性向上に資するための教育相談コーディネーター養成研修の実施を提案する。

ア 背景と課題

近年、学校には様々な困難を抱える生徒への支援事業やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門職の配置が増えている一方、校内における支援体制や教育相談体制のシステム化が追いついていない状況がある。迅速な対応と切れ目のない支援を図るためには、生徒の様々な悩みや困り事をワンストップで相談できる校内の体制づくりが必要である。

また、高校と外部との連携・協働を円滑に進めるためには、学校側の窓口となる役割を担う人材が必要である。困難を抱える多くの生徒への支援を行う教職員は、支援事業全体の把握が難しく外部機関との連携は必ずしも十分でない面がある。外部の支援団体にとっては学校に困難な生徒がいるのであれば、アウトリーチで支援に入りたいという希望はあるものの、学校側と接点を持つことができないジレンマを抱えている。

子どもたちの困難に対応する教職員の気づきを高め、校内外の資源を有機的につなぎ合わせる教育相談体制を構築・展開していくためには、各支援事業を一元的にマネジメントし、校内外の各方面との橋渡しとなるコーディネーター人材が必要である。

イ 教育相談コーディネーターの役割

平成29(2017)年の文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」では、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う相談コーディネーター役の教職員が必要とし、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の構築の必要性を示している。

教育相談コーディネーターは、子どものニーズを把握し、必要な資源をつないで支援を効果的にコーディネートする役割を担う。「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」には教育相談コーディネーターの主な職務内容が示されている。**【図表28】**

また、「生徒指導提要(改訂版)」においても、教育相談を学校内外の連携に基づくチーム活動として位置付けており、そのチームの中核として支える教育相談コーディネーターの役割の重要性を指摘している。

【図表 28】 教育相談コーディネーターの担う主な職務内容

- ①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの周知と相談受付
- ②気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の開催
- ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連絡調整
- ④相談活動に関するスケジュール等の計画・立案、
- ⑤児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握
- ⑥個別記録等の情報管理
- ⑦ケース会議の実施
- ⑧校内研修の実施

出典：教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」

本県では校務分掌として教育相談担当が置かれ、障害のある生徒への支援や特別支援教育の窓口として特別支援教育コーディネーターが配置されている。特別支援コーディネーターが特別支援教育の推進役であるのに対し、教育相談コーディネーターは生徒の状況や支援の一元的な把握、学校内外での連絡調整、ケース会議の調整役、支援計画の進捗状況の管理など教育相談に関する幅広い役割を担う。これまで校内の教育相談全体をコーディネートする役割の重要性が指摘されてきた一方で、校内の教育相談を総括的にマネジメントする教育相談コーディネーターとしては、校務分掌上、明確に位置付けられていない現状にある。

ウ 神奈川県における教育相談コーディネーターの養成・配置

神奈川県では、自らの力では解決することが難しい課題を抱えている全ての子どもニーズに適切に対応する「神奈川の支援教育」の考え方に基づいて、教育相談コーディネーターを県内の公立小・中学校及び県立学校に配置している。

同県ではチーム支援の軸として教育相談コーディネーターの養成及び配置を進めており、教育相談コーディネーターの養成は、神奈川県総合教育センターによる教育相談コーディネーター養成研修講座によって計画的に取り組まれている。令和4年度は教育相談に関する専門講座とケース会議等の演習が実施された。【図表 29】

神奈川県立田奈高校では、教育相談の専門性を有する教員が支援を必要とする生徒の側にいられるよう教育相談コーディネーター養成研修講座を修了した教員が各学年1人以上配置されている。教育相談コーディネーターの中からとりまとめ役が選ばれ、とりまとめ役は外部機関の相談システムとのつなぎ役として定期的な情報交換会の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談を行うなど教育相談の核となる人材として橋渡しの役割を担っている。

また、教育相談コーディネーターが若手教員のロールモデルとなっている。教育相談コーディネーターは生徒に対するスタンスとして、待ちの姿勢ではなく生徒に声をかけていくプッシュ型の「寄り添いマインド」を浸透させる役割を担っており、支援を軸とした学校組織文化を校内全体に浸透させる推進役となっている。

【図表 29】教育コーディネーター養成研修講座のカリキュラム（神奈川県事例）

区 分	内 容
机上研修	「支援教育と教育相談コーディネーターの役割」
1日目	「高校生の心理学的援助」、「思春期の精神症状への理解と対応」
2日目	「発達障害の理解と支援」、「ケース会議の進め方」
3日目	「ケース会議の進め方」、「不登校の理解と支援」、「ケース会議①・②」
4日目	「保護者との協働～カウンセリングの視点から」、「ケース会議③・④」
5日目	「個に応じた多様な学習支援」、「スクールソーシャルワーカーとの連携」、「ケース会議⑤・⑥」
机上研修	「スクールカウンセラーとの連携」、「支援をつなぐ～支援シートの活用」、「教育相談コーディネーターの実際」、「通級指導導入校の実際」、「チーム学校として取り組む校内支援体制づくり」
6日目	「教育相談コーディネーターの役割と校内支援体制」、「特別支援学校のセンター的機能の活用」、「教育的ニーズのある生徒のためのキャリア支援」

出典：神奈川県総合教育センター「令和4年度教育相談コーディネーター養成研修（高等学校）」

エ 本県における教育相談コーディネーター養成の必要性

教育相談コーディネーターには、学校全体の生徒の状況を把握し、生徒の抱える課題の解決に向けて校内の関係する教職員や外部の関係機関等との連絡・調整する役割が期待されることから、本県においても、教育相談体制の強化のため教育相談コーディネーターを校務分掌に明確に位置付けることを提案する。

教育相談の中核となる専門性の向上や専門人材の計画的な養成を図るため、教育相談コーディネーターに必要な知識やスキルを習得し、チームで支援を展開するためのコンサルテーションができる能力を養成する専門研修として「教育相談コーディネーター養成研修」の実施が求められる。

教育相談コーディネーターは様々な役割を担う。例えば、心理や福祉の専門性を要するケースへの対応では、専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部の専門機関に対して適切につなぐ役割を担う。教育相談コーディネーターは一般教員に対して教育相談の知識・スキルを校内研修やOJTを通して周知することにより教育相談のマインドを校内に浸透させる役割も重要である。

一方、教育相談コーディネーターの業務の特性や重要性を踏まえて負担軽減も併せて行う必要がある。教育相談コーディネーターは、チーム支援の軸となる中核的な役割として幅広い調整業務を担うことから負担の増加が懸念される。このため、教育相談コーディネーターに充てられる教員は授業時数の軽減や学級担任以外とするなど、教育相談コーディネーターに多くの負担が集中しないよう十分な配慮が求められる。

5 提言3：専門職との連携

(1) 外部人材・外部資源の活用

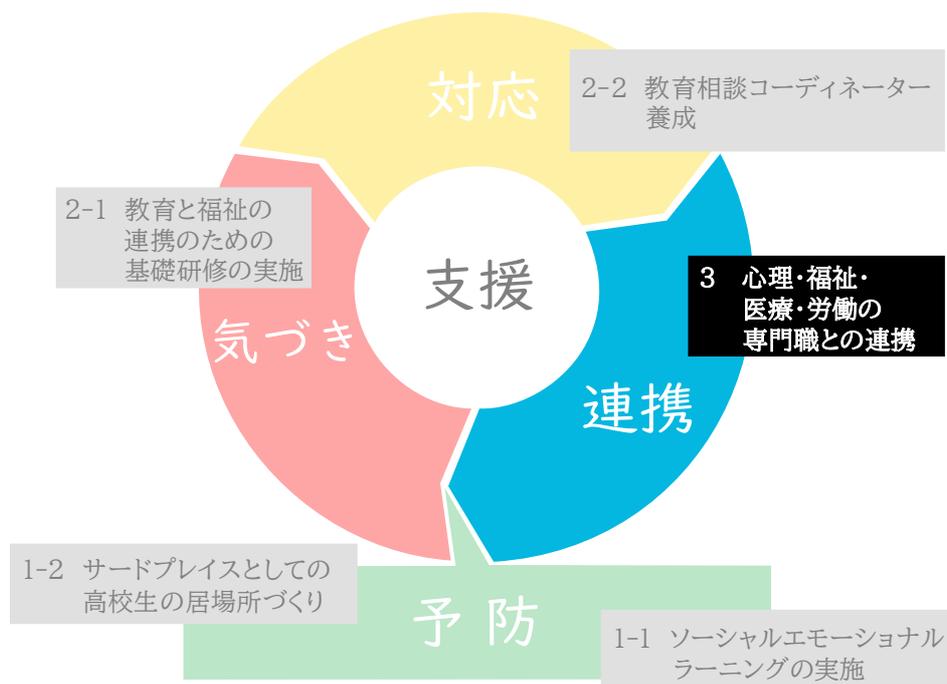
ア 多職種連携の重要性

高校生への支援には、登校を継続するための支援、医療との連携による個別支援、関係機関との連携による家族への包括的支援、社会生活に向けたスキルを身に付けるための支援、社会で働くための就労支援など様々な種類が挙げられる。

こうした支援を行う上での課題は、困難を抱えている子どもと必要な支援サービスをいかにつなぐかという点にある。例えば、福祉担当部署は支援サービスの用意はあるが、それを必要とする子どもの存在を把握してつながることが難しい点が課題である。こうした課題には教育と福祉をつなぐ「教福連携」のシステムづくりが求められる。

また、学校においては様々な課題が複雑化・多様化し、さらに生徒が置かれている社会環境に課題を有することが多く、教員だけでは諸課題に対応することは難しい状況になっている。こうした中、教員が専門スタッフと連携し、課題の解決に当たることができる多職種連携による「チームとしての学校」体制を構築する必要がある。多職種連携とは、異なる専門分野を持つ職種が協力し、共通の目標に向かってチームとして職務を遂行することであり、医療・福祉分野で発展してきた考え方である。「チームとしての学校」の体制の下で教職員や学校内外の多様な専門人材がそれぞれの専門性を活かして協働する多職種連携の重要性が高まっている。

【図表 30】 提言3：専門職との連携



(3) 【方策3】心理・福祉・医療・労働の専門職との連携

困難を抱える高校生への支援充実のため、心理の専門職であるスクールカウンセラーや教育と福祉をつなぐ専門職であるスクールソーシャルワーカーの配置充実、医療機関との連携、進路未決定者や中途退学者へのキャリア支援体制の整備など、心理・福祉・医療・労働の専門職による支援のシステムづくりを提案する。

ア 心理・福祉・医療との連携体制づくり

①スクールカウンセラー・医療機関との連携

いじめ、暴力、不登校、発達の問題、精神領域の問題、家庭環境の問題等、児童・生徒が抱える様々な課題に対応する心理の専門家がスクールカウンセラーである。スクールカウンセラーは様々な技法を駆使して児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング等を行うとともに、ケース会議等に参加し心理的な視点から助言・援助を行っている。

また、学校と医療機関の連携が重要である。学校と精神保健医療の連携により精神疾患の早期発見・早期介入を図るなど、生徒が安心して学べる環境づくりが求められる。心の問題において学校だけでは対応できない医療的介入が必要なケースでは、医療機関へ繋げる適切なアセスメントを行うなど、学校として心の問題への気づきの対応能力を高めていくことが必要である。他方、学校での対応も限界があることから、医療が学校の実情を踏まえた上で学校をサポートする連携の仕組みが必要である。

②スクールソーシャルワーカーとの連携

教育と福祉の連携を円滑に進めるために欠かせないのは教育と福祉をつなぐ専門職のスクールソーシャルワーカーである。スクールソーシャルワーカーは教育分野に加え社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っている。

スクールソーシャルワーカーの役割は、「ミクロ・メゾ・マクロ」の3段階で捉えることができる。第1の「ミクロ」は個別事例へのアプローチであり、子ども・家族の面談、教員の支援等である。第2の「メゾ」は校内体制づくりへのアプローチであり、校内ケース会議開催、研修会の開催等である。第3の「マクロ」は子どもの家庭相談体制づくりであり、ケース会議開催、市町の支援ネットワーク会議への参加、ソーシャルアクションによる相談体制づくりへの関与である。

スクールソーシャルワーカーが実践を通じて最も大切にすべきは、「子どもの最善の利益の尊重」である。当事者の意見表明権と自己選択・自己決定の尊重による「当事者主権」を基調とするソーシャルワークの実践が求められる。ソーシャルワークの基本は、当事者の生の声、現実の家庭や地域での生活の様子を踏まえた上でのア

セメント（見立て：情報分析による課題の的確な把握）やプランニング（手立て：支援計画の作成）である。

スクールソーシャルワーカーの専門性の核は、学校、保護者、家庭、関係機関、地域社会との間の仲介機能である。例えば、アウトリーチ活動（訪問支援）や生徒や保護者へのアドボカシー活動（代弁、権利擁護）を行うことが挙げられる。

スクールソーシャルワーカーの役割は学校種別により異なる。高校段階における特質から高校生の支援の困難さが生じており、こうした特質を踏まえて、高校におけるスクールソーシャルワーカーの役割や専門性の在り方を考えていく必要がある。高校のソーシャルワークの特質は以下の4点に整理できる。【図表 31】

【図表 31】 高校におけるスクールソーシャルワーカーの特質
（委員の実践による知見に基づき整理）

（ア） 家族介入の在り方

小・中学校では家族介入が多く必要とされるが、高校生は発達段階上、小・中学生と比較して生死に関わるリスクが低下することや高校生本人の意見表明権を尊重する観点から高校では家族介入が少なくならざるを得ないこと。

（イ） 自己選択による入学

義務教育である小・中学校とは異なり、高校は生徒自身の自己選択による入学であること。

（ウ） 心理・社会的アンバランス

高校段階における制度・仕組みと高校生の心理・社会的状況がアンバランスであること。すなわち、高校段階は制度や仕組みの上では社会的移行の時期である一方、高校生は心理的・社会的には社会で自立できるほどに成熟していないというアンバランスな状況に置かれていること。

（エ） 福祉サービス

高校生は児童福祉法の対象でありながら、小・中学生と比べて現実的には福祉サービスの利用が難しくなること。

イ 労働との連携体制づくり

①進路未決定者・中途退学者へのキャリア支援体制整備

高校は若者が社会とつながる最後の砦であり、高校を社会的セーフティネットの一つとして機能させることが求められている。若者の社会的孤立を防ぐためには学校から切れ目なく進学や就職など社会へつなぐ出口保障の取組が重要である。

高校生の中途退学は、学校生活への不適應、進路変更、学業不振など様々な問題が複合的要因となっている。高校を中途退学すると、高校卒業を資格の前提としている職業の選択肢がなくなる。高校生が進学も就職もしない進路未定で卒業した場合、社会的に孤立するリスクが高くなる。無業期間が長期化し社会との接点が希薄化すると社会復帰が困難になる可能性が高まる。

経済的貧困を抱える家庭の子どもが高校を卒業し正規就労することによって社会

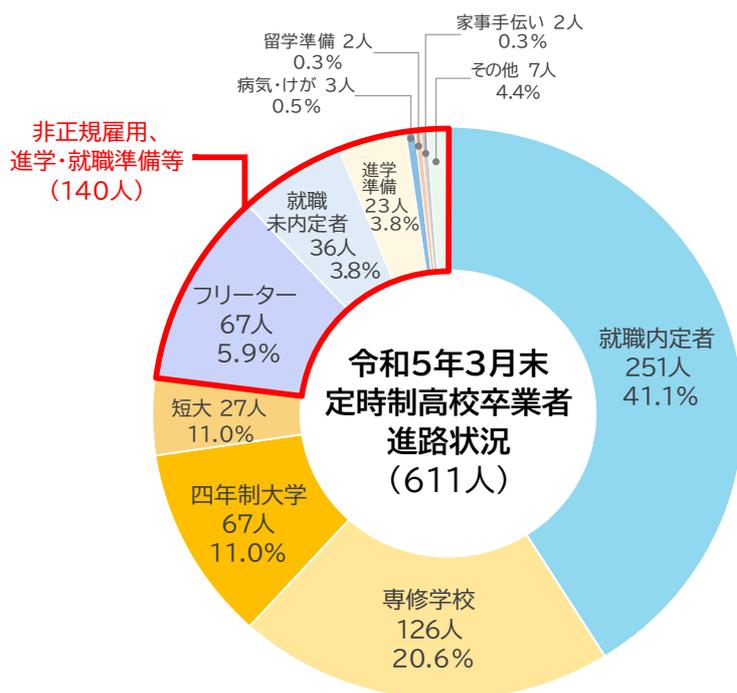
的・職業的自立を得ることは、貧困の世代間連鎖を断ち切る観点からも重要である。若者の社会的孤立を防ぐためには、社会的自立が困難となるおそれのある中途退学者や進路未決定者を減少させること、中途退学の予防として居場所づくり等による学校定着支援を行うことが必要である。

また、高校在籍中の早い段階で困難を抱えた生徒への早期のキャリア支援により進学や就職に結びつけるなど、社会的・職業的自立を促す支援の取組が求められる。本県では、ジョブ・サポート・ティーチャー（就職支援教員）や東部・中部・西部の3地区に就職コーディネーターを配置し、キャリア教育においては職業体験活動やインターンシップなど機会の提供をしている。また、しずおかジョブステーションのキャリアカウンセラーによる就職支援、ものづくり分野での職業訓練教育（静岡県立工科短期大学等）など様々な機関との連携が求められる。

一方、高校生のキャリアの課題として卒業後の進路未決定者や中途退学者に対する支援が挙げられる。本県の令和5年3月末の定時制高校卒業者は611名であり、このうち「非正規雇用、進学・就職準備等」は140人（22.9%）、その内訳はフリーター67人、就職未内定者36人、進学準備23人、病気・けが3人、留学準備2人、家事手伝い2人、その他7人となっている。【図表32】

また、本県の令和4年度における定時制高校の中途退学者数は231名、中途退学率は9.33%となっており、本県においても定時制卒業後の進路未決定者や中途退学者が一定数存在していることがわかる。こうした状況を踏まえると、本県においても高校を社会的セーフティネットの一つとして位置付け、困難を抱える進路未決定者や中途退学者の社会的孤立の未然防止のため、進学や就労など社会につなげるキャリア支援の仕組みづくりが必要である。

【図表32】 本県の定時制高校の進路状況（令和5年3月）

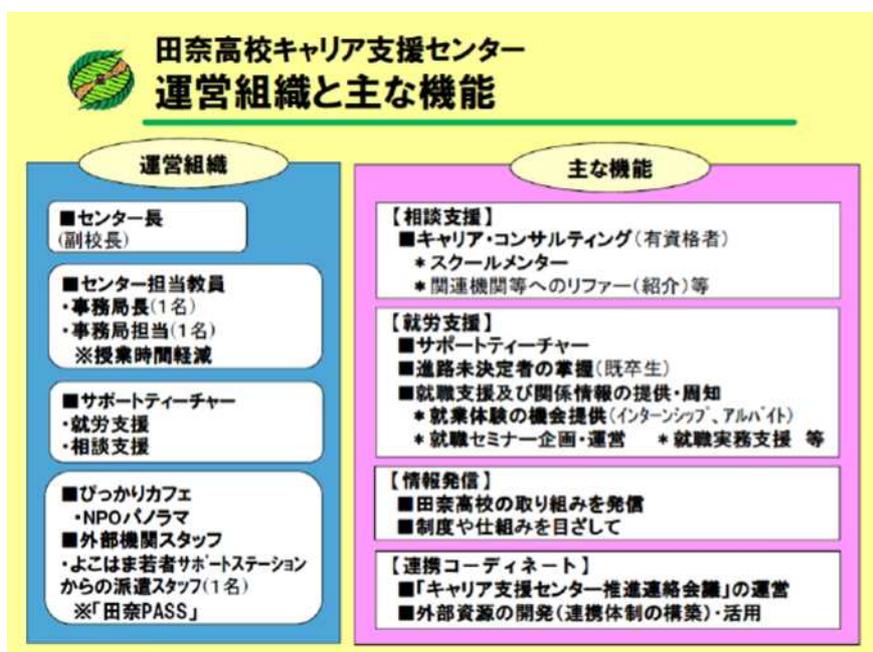


出典：静岡県教育委員会「進路概況調査」（令和5年3月）をもとに作成

②神奈川県立田奈高校のキャリア支援

神奈川県立田奈高校では、生徒支援の継続性・実行性を担保するため、就労を軸とした支援の仕組みとして平成 22（2010）年にキャリア支援センターを設置し、平成 23（2011）年から本格稼働している。【図表 33】

【図表 33】 田奈高校キャリア支援センター



出典：中野和巳（2016）「高校を社会的セーフティネットの一つとして機能させる」高橋寛人編『神奈川県立田奈高校での生徒支援の新たな取り組み—図書館でのカフェによる交流相談を中心に—』横浜国立大学 平成 27 年度教員地域貢献活動支援事業報告書、4-11。

リーマンショック後、田奈高校においても進路未決定者が急増した。このため、通年の就職支援、再チャレンジを支援する専門職による支援体制として構想されたのがキャリア支援センターである。キャリア支援センターはキャリアコンサルティングなど相談支援、就労機会の提供や就職セミナーなど就労支援、情報発信、外部人材、外部資源との連携・活用のためのコーディネートなどの機能を有している。

キャリア支援センターでは、学校を超えた外部資源と協働し、専門機関や専門家と連携した枠組みを設定しており、在学生・中退者・卒業生を対象とした総合支援を展開している。【図表 34】

外部との連携による就労支援のうち、田奈PASSはよこはま若者サポートステーション（横浜市委託事業）の出張相談事業であり、進路の課題を中心に経済的困難など様々な内容を相談できる。

また、バイターンは有給職業体験プログラムであり、給料が支払われるアルバイトと職業教育的なインターンを合体させた造語である。経済的に困難な生徒に対しては有給の研修となるとともに、マッチングの場にもなり、卒業後の正規雇用も目指すプログラムとなっている。

【図表 34】 田奈高校における外部資源を活用した就労支援



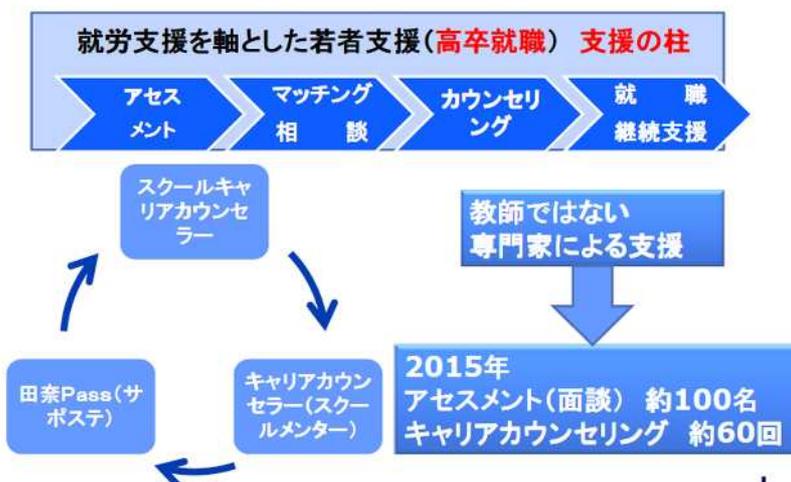
出典：中野和巳（2016）「高校を社会的セーフティネットの一つとして機能させる」高橋寛人編『神奈川県立田奈高校での生徒支援の新たな取り組み—図書館でのカフェによる交流相談を中心に—』横浜国立大学 平成 27 年度教員地域貢献活動支援事業報告書、4-11.

③スクールキャリアカウンセラー

田奈高校のキャリア支援センターにおいて、中核的な職員として位置付けられているのがスクールキャリアカウンセラーである。スクールキャリアカウンセラーは、キャリアコンサルタントの国家資格を有した就労支援、進路支援の専門職員である。キャリアコンサルタントはキャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言を行う専門家である。【図表 35】

田奈高校ではスクールキャリアカウンセラーを県内の高校に先立ち平成 27(2015)年から配置し、神奈川県では令和 5 年度現在で 9 校に在籍している。スクールキャリアカウンセラーは、キャリアコンサルタントとしての専門性を生かし、進路担当の教員とともにキャリア教育を通して若者を社会に送り出す役割を担っている。

【図表 35】 スクールキャリアカウンセラー



出典：金澤信之（2016）「田奈高校 新たなキャリア支援の試み—教育・労働・福祉の連携—」高校教育フォーラム 2016

就労先の開拓や生徒との面談（アセスメント）を通して企業とのマッチングを図る相談を行っている。スクールキャリアカウンセラーは生徒に適性のある企業とのマッチングを図るためには生徒の特性を知る必要があるとの認識から担任などの教職員との連携を密にするなど、常駐のメリットを最大限活かしている。

また、進路希望が明確でない生徒に対してはキャリアカウンセリングを実施し、進路選択をサポートしている。このように学校と外部資源との協働が着実に進展してきたことにより就職内定者が増加している。

さらに、通常、いったん卒業や中途退学すれば直接的には学校との関係は切れることが通例である。一方、田奈高校では卒業時に不本意ながら進路未決定のまま社会へ出て行く実態がある中、卒業後も継続して学校がセンター的機能を備えて継続的な支援が必要と考え卒業後の継続支援をキャリア支援センターの機能として位置付けた⁹。田奈高校のキャリア支援センターでは、在校生のみならず、中途退学者、卒業生を対象した相談支援など包括的な支援を展開しており、社会的孤立を防止する機能を担っている。

卒業後の進路未決定者や中途退学者は学校とのつながりが途切れると支援の情報が届きにくく、進路未決定者や中途退学者の側からの相談機関へのアプローチは現実的に困難な状況がある。進路未決定者や中途退学者は社会的弱者に至る大きなリスクを伴うおそれがあり、高校は最後の砦として中途退学者等への情報提供や専門機関へのつなぎなどが求められる。

本県においても、特に進路未決定者や中途退学者が多い高校においては、在学生のみならず進路未決定者や中途退学者も含めて、日常的に校内で相談支援、就労支援などキャリア支援を受けられるようスクールキャリアカウンセラーを配置するなど、社会的・職業的自立を促すことができるキャリア支援体制の整備が望まれる。

ウ 多職種連携による支援のシステムづくり

高校において専門職の配置が徐々に増えていく中、次なる課題は校内外の連携を円滑に進めるための支援のシステムづくりと多職種連携である。

多職種連携を進めるに当たっての壁の一つは、教育と福祉で使う言葉や教員と福祉専門職では専門職としてのアイデンティティが異なることが挙げられる。子どもとの関わりを例に挙げると教員は指導的な立場から結論に持っていく傾向がある。一方、スクールソーシャルワーカーはストレングス支援（当事者の強みに焦点を当てていく手法）によりまだ花が開いていないつぼみのようなものは何か可能性を探しながら話を聞くなど、教員と福祉専門職の間にはスタンスの違いがある。

多職種連携では双方の専門性の違いを前提とし役割分担し協働する中で、一人の

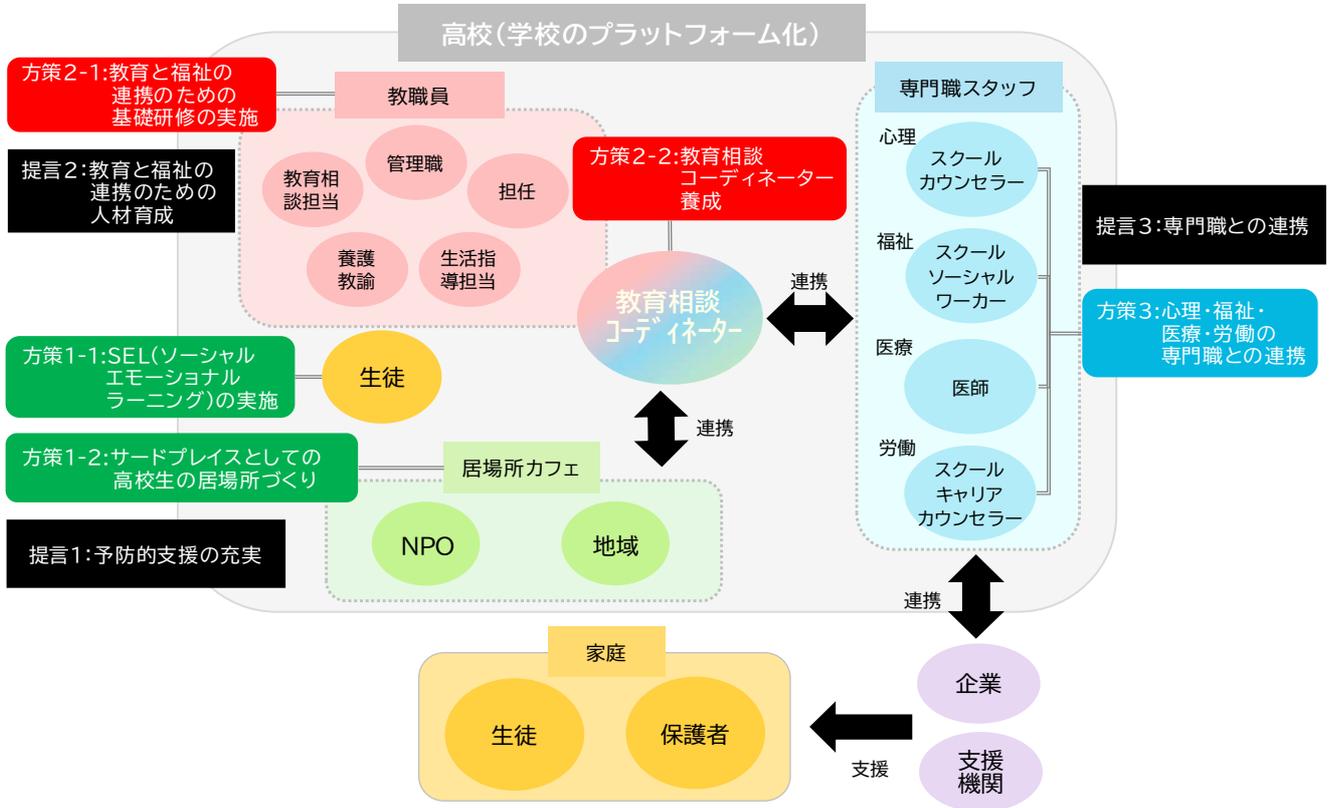
⁹ 中野和巳（2016）「高校を社会的セーフティネットの一つとして機能させる」高橋寛人編『神奈川県立田奈高校での生徒支援の新たな取り組み—図書館でのカフェによる交流相談を中心に—』横浜市立大学 平成 27 年度教員地域貢献活動支援事業報告書、4-11.

子どもの姿や家族の全体像が浮かんでいくプロセスがあるべき連携の姿である。

学校と心理・福祉・医療・労働などの専門職と支援機関が円滑に連携するため、学校のプラットフォーム化と多職種連携による支援のシステムづくりが求められる。

【図表 18】

【図表 18】 学校のプラットフォーム化と支援のシステムづくり（提言と方策）再掲



第Ⅱ部 | 人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方

1 本県の高校教育の現状と課題

(1) 人口減少の現状と将来の見通し

ア 本県の年齢構成別人口推計

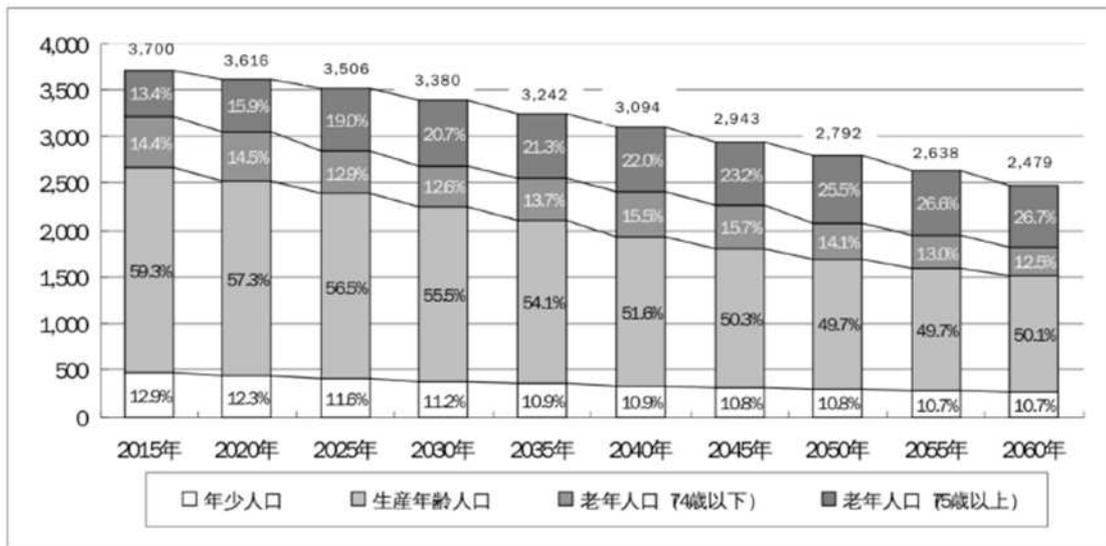
人口減少の急速な進行により、超高齢化社会の到来、人口が集中する地域と人口が散在する地域の地域差の顕在化などの変化も生じていく。少子化により子どもの数が減少する一方で、平均寿命の伸長もあいまって高齢者人口の割合が高まるという人口構造の大きな変化に直面している。

地方では、人口減少が労働市場の衰退や消費市場の縮小をもたらし、それが地域経済の規模縮小や社会サービスの低下を招き、更に人口流出を引き起こすという「縮小スパイラル」に入っていくおそれもある。

本県では、2007年に始まった人口減少が加速し本格的な人口減少社会を迎えている。2023年9月現在、ピーク時と比べて24万人程度少ない355万5千人まで人口減少が進行している。

本県の人口は、2015年と比較し、2045年に20%、2060年には33%減少する見込みである。人口減少は全体的に進行するが、年齢構成別で見ると、老年人口（75歳以上）の割合が増加していく。【図表 36】

【図表 36】 本県年齢構成別人口推計



出典：令和元年度第2回行政経営推進委員会資料（静岡県）より転載
<https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-030a/gyoukeikaigi.html>

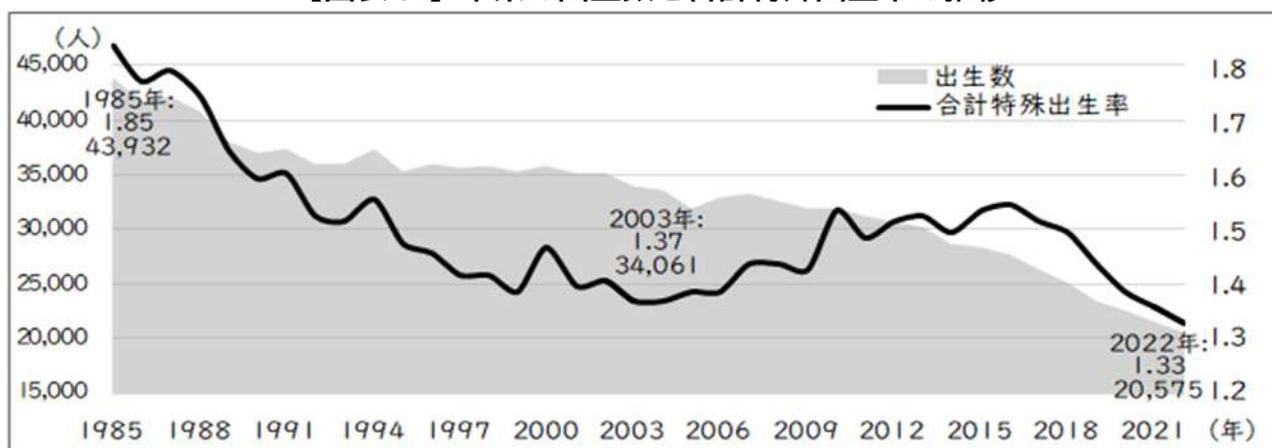
（2045年までは国立社会保障・人口問題研究所の推計。2050年以降は同推計の傾向が続くと仮定した場合の県独自推計）

イ 本県の出生数と合計特殊出生率の推移

本県の出生数は2003年の34,061人が2022年には20,575人に減少しており、本県の人口は更に減少が続いていくことが見込まれる。【図表 37】

人口減少の背景には少子化があり教育に大きなインパクトをもたらしている。全国的に学校数の減少や学校の小規模化が進んでおり、人口減少社会における教育環境の在り方をどのように構想していくかが問われている。

【図表 37】 本県の出生数と合計特殊出生率の推移



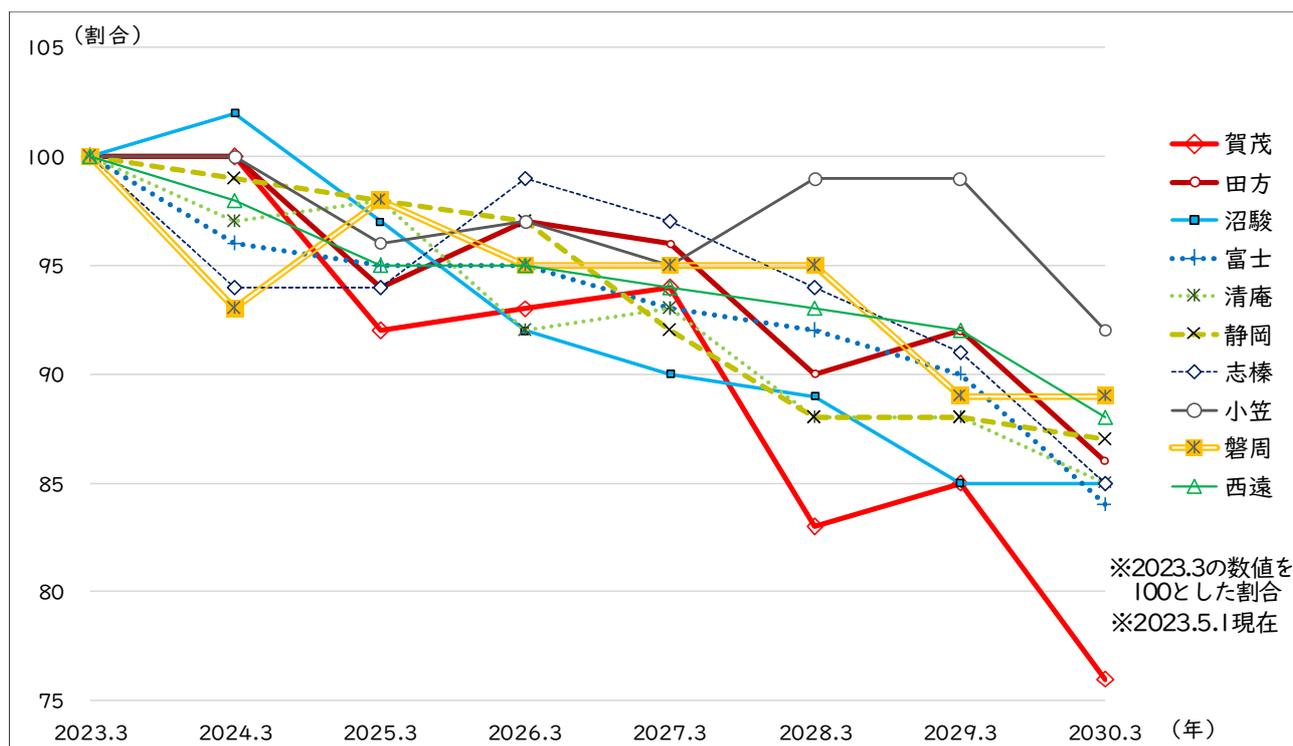
出典：厚生労働省「人口動態統計」

ウ 本県の市町別人口増減

令和2年国勢調査の結果（人口等基本集計結果）によれば、5年前の平成27年と比較し、本県の市町別の人口は4市町で増加している一方、31市町で減少している。中でも10%以上減少している市町が4市町あり、人口減少が著しく進行している地域もある。【図表 38】

本県においても人口分布や人口集中の状況変化に伴い教育の地域間格差が懸念される。都市部では学校の規模を縮小しつつ、教育の質を維持していくことも可能であると考えられるが、人口減少が進行している地域では学校の小規模化に拍車がかかることとなり、都市部より更に厳しい状況が予想される。

【図表 40】旧学区別中学校卒業者の推移（率） 2023年3月=100



(2) 高校教育の現状と小規模化の進行

ア 高校教育政策の変遷と本県の高校教育の状況

第2次世界大戦後、我が国の中等教育は複線型から単線型に改められた。戦前の中等教育は中学校、高等女学校、実業高校の3種類に分かれていたが、戦後は義務制の中学校と非義務制の高等学校となった。昭和23年（1948）に新制高等学校が発足し、高校3原則（小学区制・総合制・男女共学制）が導入された。

ベビーブームの影響や経済成長に伴い、60年代から70年代にかけて高校教育の進学率が急激に上昇し高校教育の量的拡大が進んだ。高校生急増対策が課題となり都道府県は高校新增設を急速に進めた。

その後、高校の量的拡大に伴い、高校に入学する生徒の能力・適性や意欲・関心の多様化に対応し、制度改革として1980年代後半より総合学科、単位制高校、多部制定時制高校、中高一貫教育など新しいタイプの高校が作られるようになった。新しいタイプの高校の設置により学校の選択幅が拡大し、多様なニーズに対応する質的拡充が図られた。

全国の高校の生徒数は平成元年をピークに減少し続けており、人口減少局面に入っている。特に、地方での高校生減少による高校再編が進行している。今後も人口減少は加速し続け、令和18年には約81万人になる見込みとなっており、都道府県では高校の特色化・魅力化や普通科改革の取組が進められている。

本県の高校教育においても量的拡大、質的拡充、人口減少の流れを辿っている。本県高校の進学率（通信制を除く）は新制高校の発足後の昭和26年（1951）には、

42.8%であったがその後量的拡大が進み平成元年(1989)には92.8%に達している。

【図表 41】

本県では90年代以降、高校教育の質的拡充方策として単位制高校、総合学科が設置された。その後、平成12年(2000)に策定された「静岡県立高等学校長期計画」により総合学科や併設型中高一貫校が設置された。さらに、平成17年(2005)に策定された「静岡県立高等学校第二次長期計画」により再編統合、総合学科の設置、連携型中高一貫教育の導入が進められた。現在、人口減少が急速に進む中で、今後の高校教育の在り方が模索されている。

【図表 41】 高校教育政策の変遷と本県の高校教育の状況



イ 学校の適正規模と人口減少への対応方策

集団での切磋琢磨により社会性を高めるといふ学校の特質により、学校は一定の児童生徒の規模を確保することが望ましいとの観点から、標準的な学校規模を定めてきた。学校規模の標準は、法令上、学級数により設定されており、小・中学校では12学級以上18学級以下が標準とされている。

一方、小・中学校とは異なり、高校では適正規模に関する法令上の規定はないが、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「高校標準法」という。)第4条において「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。」とされている。

少子化や社会情勢の変化を踏まえ、全ての都道府県で公立高校の整備計画を策定し、高校の魅力化に向けた取組方針、高等学校の望ましい学校規模(適正規模)、統廃合基準等を定めている。適正規模の基準は各都道府県の実情により異なり、適正規模を下回る場合には統廃合基準に基づき統合を検討することとされている。

都道府県による高校の人口減少への対応方策は、主に①規模縮小、②統廃合、③分校化、④設置者変更の4つのパターンがある。【図表 42】

さらに、各パターンのメリット・デメリットを表のとおり整理した。【図表 43】

【図表 42】 都道府県教育委員会による高校の人口減少への対応方策

①単独校を維持した上で、学級数を減らす（規模縮小）
②適正規模に基づき複数校を1校に統合し、他方を廃校とする（統廃合）
③単独校ではなく、分校又はキャンパス校等とし存続する（分校化）
④学校設置者を都道府県から市町村へ移管する（設置者変更）

【図表 43】 高等学校における人口減少への対応方策（4つのパターン）

	メリット	デメリット
①規模縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に学校が残る。 ・通学条件が変わらない。 ・大規模校よりも生徒一人ひとりへのきめ細かな指導が行いやすい。 ・教職員間の連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の多様なニーズに対応した教育が困難になる（設置科目数の減少）。 ・教職員数が少なく専門性の高い教員からの指導が受けられない可能性がある。 ・習熟度別授業など多様な指導形態を取りにくい。
②統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の規模を確保し、生徒の多様なニーズに応じた教育活動が可能となる。 ・集団の中で切磋琢磨する機会が設けられる。 ・専門性の高い教員から指導が受けられる。 ・学校行事や部活動の維持・活性化が可能となる。 ・運営費、施設維持費を削減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校が消滅する地域が発生する（地域活力低下）。 ・通学の負担が増加する（通学費、通学時間）。 ・教員一人当たりの生徒が増え一人ひとりに時間をかけにくくなる。 ・集団に入るのが苦手な生徒への配慮が求められる（学校選択幅の縮小）。
③分校化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に学校が残る。 ・通学条件が変わらない。 ・生徒一人ひとりにきめ細かな指導が行いやすい。 ・生徒の活躍機会が設定しやすい。 ・施設・設備の利用に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の多様なニーズに対応した教育が困難になる（設置科目数の減少）。 ・人間関係の固定化を生み逃げ場がなくなる。 ・教職員数が少なく一人当たりの負担が増加する。 ・生徒一人当たりに要する経費が大きくなる。 ・本校・分校間の移動に要する負担が生じる。
④設置者変更	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に学校が残る。 ・通学条件が変わらない。 ・市町村が高校運営に関する主導権を握るため地域連携が円滑に行える。 ・同一の設置者となる小・中学校との教育上の連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の財政面での負担が増える。 ・市町村の規模によっては、安定的な学校運営が困難になる恐れがある。 ・教職員の採用及び配置は都道府県に依存せざるを得ない。

各都道府県では、公立高校再編計画等において適正規模を定めている一方、地理的条件等により学校統合が困難な場合に、特例的に小規模校を存続させているケースがある。こうした特例校では、中山間地域等における教育機会の保障、校舎・施設整備の有効活用、通学の利便性等の観点から、人口減少地域の小規模校を存続しつつ、学校の特色化・魅力化、地域連携、ICTを活用した遠隔教育の取組が進められている。

2 小規模校の現状・課題と検討の視点

(1) 本県における小規模化の現状

本県では、令和5年（2023）4月に策定された「静岡県立高等学校の在り方に関する基本方針」において学校規模は1学年の定員240人から320人を基本としている。教育空白域を回避するための学校は地域バランスを踏まえて設置に配慮し、さらに、この考え方に該当しなくなった場合には生徒にとって適正な教育環境を確保する観点から改編を検討することとしている。

本県では、人口の長期的減少と都市部への人口の偏在が進行し、適正規模（1学年定員240人から320人）に収まらない高校が多く存在している。令和5年度の公立全日制高校募集学級数は公立全日制高校90校のうち、適正規模に該当する高校は31校（34.4%）であり、一方、適正規模を下回る高校は54校（60%）を占めるなど、全般的に小規模化が進行している。

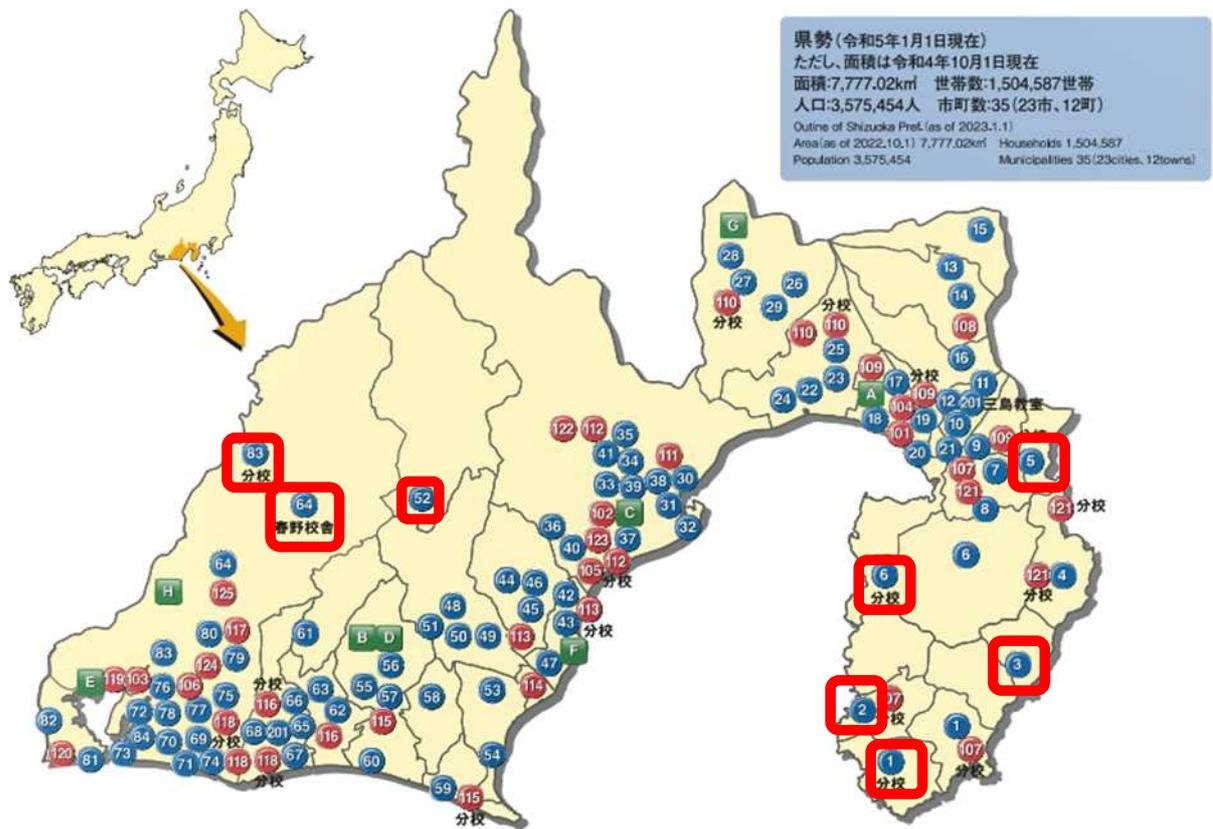
特に、中山間地域等の人口減少地域における小規模化が顕著な傾向にある。「第二次長期計画」がスタートした平成17年度の高校数（公立全日制課程）は104校であり、うち2学級以下の小規模校は5校〔うち分校1校〕（4.8%）であった。一方、令和5年度は、2学級以下は8校〔うち分校は4校〕（8.8%）となっており、県内における2学級以下の小規模校の分布は中山間地域等に集中している。【図表44】

小委員会では、年々進行していく県内高校の小規模化の状況に着目し、県内の小規模校の実態を把握するため、小規模校8校のうち、伊豆総合高校土肥分校、川根高校、松崎高校の3校を対象として事例調査を実施した。

【図表 44】 県立高校における小規模校の分布

※凡例：□ 2学級以下の高校

県立教育施設の配置 Location of Prefectural Educational Facilities



(令和5年4月1日現在 / as of 2023.4.1)

高等学校 Senior High Schools	20 沼津工業	42 焼津中央	64 天電	中学校(高等学校中等部) Junior High Schools	111 清水
1 下田	21 沼津商業	43 焼津水産	* 春野校舎	32 清水南中等部	112 静岡北
* 南伊豆分校	22 吉原	44 藤枝東	65 磐田南	70 浜松西中等部	* 南の丘分校
2 松崎	23 吉原工業	45 藤枝西	66 磐田北	中学校(夜間中学) Evening High School	113 藤枝
3 稲取	24 富士	46 藤枝北	67 磐田農業	201 ふじのこ中学校豊田校	* 焼津分校
4 伊豆伊東	25 富士東	47 清流館	68 磐田西	* 三島教室	114 吉田
5 熱海	26 富士宮東	48 鳥田	69 浜松北	特別支援学校 Special Needs Education School	115 掛川
6 伊豆総合	27 富士宮北	49 鳥田工業	70 浜松西	101 沼津視覚	* 御前崎分校
* 土肥分校	28 富士宮西	50 鳥田商業	71 浜松南	102 静岡視覚	116 袋井
7 菫山	29 富岳館	51 金谷	72 浜松湖東	103 浜松視覚	* 磐田見付分校
8 伊豆中央	30 清水東	52 川根	73 浜松湖南	104 沼津聴覚	117 浜北
9 田方農業	31 清水西	53 榑原	74 浜松江之島	105 静岡聴覚	118 浜松
10 三島南	32 清水南	54 相良	75 浜松東	106 浜松聴覚	* 磐田分校
11 三島北	33 静岡	55 掛川東	76 浜松工業	107 伊豆の国	* 城北分校
12 三島長陵	34 静岡城北	56 掛川西	77 浜松城北工業	* 伊豆下田分校	119 浜松みをつくし
13 御殿場	35 静岡東	57 掛川工業	78 浜松商業	* 伊豆松崎分校	120 浜名
14 御殿場南	36 静岡西	58 小笠	79 浜名	108 御殿場	121 東部
15 小山	37 駿河総合	59 池新田	80 浜北西	109 沼津	* 伊東分校
16 裾野	38 静岡農業	60 横須賀	81 新居	* 伊豆田方分校	* 伊豆高原分校
17 沼津東	39 科学技術	61 遠江総合	82 湖西	* 愛鷹分校	122 中央
18 沼津西	40 静岡商業	62 袋井	83 浜松湖北	110 富士	123 静岡南部
19 沼津城北	41 静岡中央	63 袋井商業	84 浜松大平台	* 富士宮分校	124 西部
				* 富士東分校	125 天電

出典：静岡県教育委員会「静岡県の教育 2023」に加筆

(2) 小規模校のメリット・デメリット

人口減少の進行に伴い、本県においても高校教育の地域間格差が懸念される。全県において人口減少が進むものの、人口減少割合の低い都市部では、学校規模を縮小しつつ教育の質の維持が可能である一方、人口減少割合の高い人口減少地域では、年々学校の維持や教育の質の確保が困難な状況となるなど地域間格差が生じている。

学校規模の違いは学習、学校生活、学校運営などの教育活動において様々なメリット・デメリットを生み出す。小規模校では、教員と生徒の距離が近く個別指導によるきめ細かな教育を行うことができるメリットがある一方、多様な選択科目の開設が困難になることや教員の負担増、人間関係の固定化などのデメリットがある。【図表 45】

【図表 45】 小規模校のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学 習	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人ひとりの把握が容易になり、きめ細かな指導がしやすくなる。 ・生徒の学校行事で一人ひとりの活躍の場が増加する。 ・施設・設備等の使用における制約が少なく授業展開にゆとりが生まれる。 ・のどかな雰囲気での学習活動が行える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数が少なく、生徒の希望に応じた科目開設が困難になる。 ・教員が担当する科目や学年の数が多くなり、授業準備等の負担が大きくなる。 ・生徒の組合せが少なく学び合いの場が持ちにくく多様な意見を聞くのが困難になる。 ・部活動数、顧問数の確保が困難になる。
生 活	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人ひとりに目が届きやすく緊密な人間関係が作りやすい。 ・生徒相互の信頼関係が強くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒間に刺激が少なく切磋琢磨の機会が乏しくなり、競争心が育まれにくくなる。 ・人間関係が固定化しやすく、人間関係がつまずくとお互いに逃げ場がなくなる。
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が少人数であるため、相互連携が密になり、意思疎通が容易になる。 ・若手でも責任のある仕事を任せられることが多く、教員の成長が早くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が少なく校務分掌や部活動での兼務（一人で何役もこなす）が多くなり、指導の負担が大きくなる。 ・生徒一人当たりにかかる経費が大きくなる。

(3) 小規模校の活性化・維持方策の現状・課題

現在、小規模校の活性化・維持を図るため、全国では特色化・魅力化、全国募集など様々なアプローチによる方策が行われている。また、地域の持続可能な発展を目指す地方創生施策と高校の関係が注目され、地域振興政策の一環として高校の特色化・魅力化に取り組む基礎自治体が増えている。

高校の特色化・魅力化は島根県立隠岐島前高校が全国での先駆的取組となった。隠岐島前高校は生徒数減による統廃合の危機にあったが、地域活性化と高校魅力化を一体的に取り組むことにより、入学者数が増加し学校活性化を果たしたモデルケースである。島根県立隠岐島前高校からスタートした高校の特色化・魅力化の取組モデルは、

その後、全国の人口減少地域の高校へと波及し、国の高校教育改革のバックボーンとなった。

高校魅力化施策は、①高校でのカリキュラム改革、②高校連携型公営塾の設置、③教育寮の設置の3本柱からなっている。①高校でのカリキュラム改革はその地域・学校でなければ学べない独自のカリキュラム編成による地域課題型探究学習、キャリア教育の展開であり、②公営塾は最先端のICT教育により学力の向上・進学につなげる取組であり、③教育寮は全人教育でリーダーシップやコミュニケーション能力を育成するものである¹⁰。

カリキュラム改革や地域との連携による高校の特色化・魅力化、全国募集の導入による生徒確保策は人口減少地域の高校の維持にとって有効な取組である。しかし、大半において人口減少を止めるのが困難である現実を踏まえると、高校の特色化・魅力化の取組を進めつつ、人口減少社会を見据えた小規模化に対応する持続可能な仕組みを検討する必要がある。

(4) 小委員会の検討対象

小委員会では、年々、小規模化が進行する人口減少地域の高校に着目し、小規模校の事例調査等をもとに、俯瞰的かつ中長期の時間軸による視点から、今後の本県の小規模校の目指すべき方向性と取り得る様々な方策（選択肢）を提示する。

小委員会では、小規模校の特色を生かしつつ、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化していくための方策を検討するに当たり、小規模校の事例調査（現地調査・オンラインによる意見交換）を実施するとともに、全国の小規模校の先進事例を文献やホームページ等から収集した。

小規模校の事例調査では、県内の小規模校の実態を把握するため小規模校の学校現場視察を実施した。また、全国の小規模校の事例調査として保小中高一貫教育や地域と連携した白い森未来探究学などの先駆的取組を進める山形県立小国高校との意見交換会をオンラインで実施した。【図表 46】

なお、全国の先進事例は報告書の本文中に示すとともに、県内及び県外の事例調査結果の詳細は資料編に掲載した。

【図表 46】 事例調査の概要

学校名	所在地	調査方法	主な取組
静岡県立伊豆総合高校土肥分校	伊豆市	現地調査	地域連携、遠隔授業、下宿
山形県立小国高校	西置賜郡小国町	オンライン	探究、一貫教育、小規模校サミット
静岡県立川根高校	川根本町	現地調査	地域連携、連携型中高一貫、全国募集
静岡県立松崎高校	賀茂郡松崎町	現地調査	連携型中高一貫、共生・共育

¹⁰ 藤岡慎二 (2019) 「教育を核とした地域の活性化と全国に拡大する高校魅力化プロジェクト」 調査研究情報誌 ECPR 2019.No. 1

3 人口減少地域におけるサステナブル（持続可能）な学校づくり

(1) ESDの基本的な考え方

人口減少地域の高校は、入学者の減と学校規模の縮小による活力の低下が進むなど困難な課題を抱えている。こうした課題に立ち向かうためには、これまでとは異なる枠組みにより新たな教育の在り方を構想していくことが求められる。

人口減少地域の子どもたちのウェルビーイングを高め、教育の持続可能性を確保するためには、ユネスコが推進する環境、経済、社会の統合的な発展を目指すESDを基本的な概念として据えて考えていくことが有効である。【図表 47】

ESDとはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」である。持続可能な社会づくりの担い手を育むため地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育である。人口減少の課題を抱える中、新たな教育の在り方を考えるに当たっては、ESDの視点を取り入れた学校づくりを構想していくことが課題解決に向けた有効な手段となる。

【図表 47】 ESDの基本的な考え方



出典：文部科学省ホームページ <https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm>

(2) 持続可能性の変容の枠組みと主要な5段階

平成 25 (2013) 年の第 37 回ユネスコ総会で採択された「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」では、あらゆる分野における ESD 活動の創成・活動を通じた持続可能な開発のための教育の強化・再構築を目的としている。

ESD グローバルアクションプログラムは、SDGs を教育で実現していく具体的な行動、ビジョンと行動計画を備えた問題解決を、プロジェクトとして実行する学びと活動であり、5つの優先行動分野を示している。【図表 48】

【図表 48】 グローバル・アクション・プログラム (GAP) ロードマップ

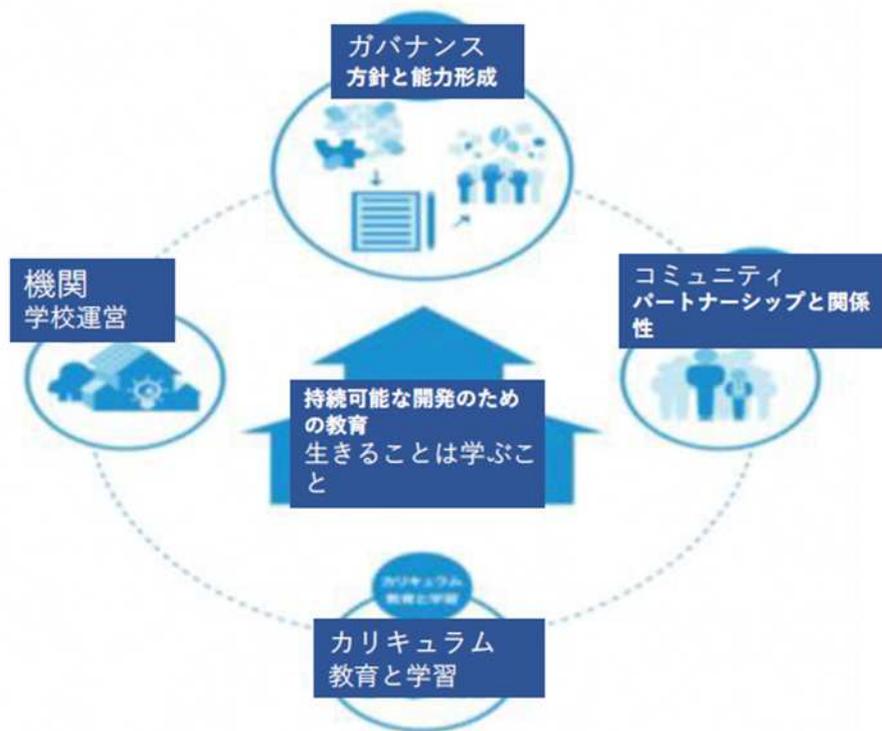


出典：長岡素彦 (2019) 「SDGs 持続可能な開発目標へのアプローチと参画」『武蔵野大学環境研究所紀要』No. 8

5つの優先行動分野の1つが「機関包括型アプローチ」である。このアプローチは、教育機関のあらゆる側面でサスティナビリティを主流化することを目的とし、カリキュラム、キャンパス運営、組織文化、学生の参加、リーダーシップとマネジメント、コミュニティとの関係及び研究を再考することを含んでいる。

持続可能な開発のための教育の推進の中心は「生きることは学ぶこと」であり、これは生涯学習につながる理念である。周辺にはガバナンス (方針と能力形成)、機関 (学校運営)、カリキュラム (教育と学習)、コミュニティ (パートナーシップと関係性) を配置し全体を調整し ESD を進めるのが機関包括型アプローチである。【図表 49】

【図表 49】 機関包括型アプローチ



出典：梅澤収（2023）「Society.5.0 と SDGs/ESD 政策の批判的分析 実践+制度改革の複雑系アプローチから」
『静岡大学教育実践総合センター紀要』 33:180-195.

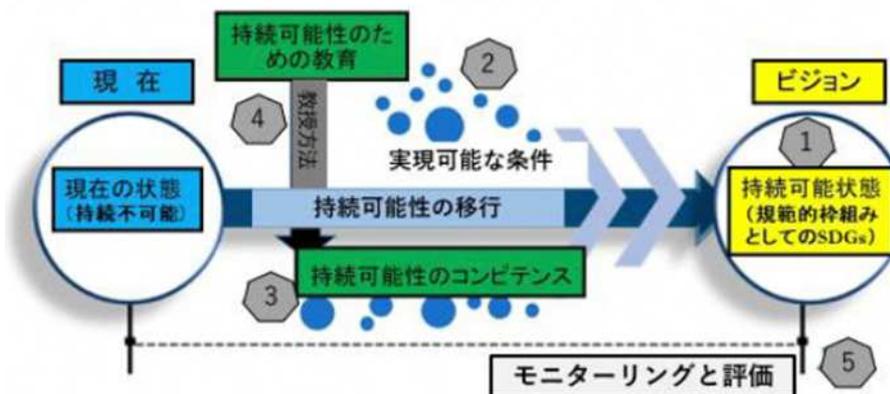
原出典：UNESCO 2014a：Shaping the Future We Want P89 Figure4.2.1.4 The whole-school approach を梅澤収氏訳

そして、現在の状態を持続可能な状態へと変えていく枠組みが「持続可能性の変容の仕組みと主要な5段階」のモデルである。主要な5段階とは、①ビジョンの設定、②実現可能な条件の確保、③持続可能性のコンピテンス（資質・能力）、④教授方法の創発・実践、⑤モニタリングと評価から構成されている。【図表 50】

【図表 50】 持続可能性の変容の枠組みと主要な5段階

出典：V.Kioupi et al.(2019) p.6

Figure 2. Educational framework for sustainability transformation and main stepsを筆者日本語訳 Education for Sustainable Development: A Systemic Framework for Connecting the SDGs to Educational Outcomes pp.1-18 Sustainability11(21)



出典：梅澤収（2023）「Society.5.0 と SDGs/ESD 政策の批判的分析 実践+制度改革の複雑系アプローチから」
『静岡大学教育実践総合センター紀要』 33:180-195. 原出典：V.Kioupi et al.(2019)梅澤収訳

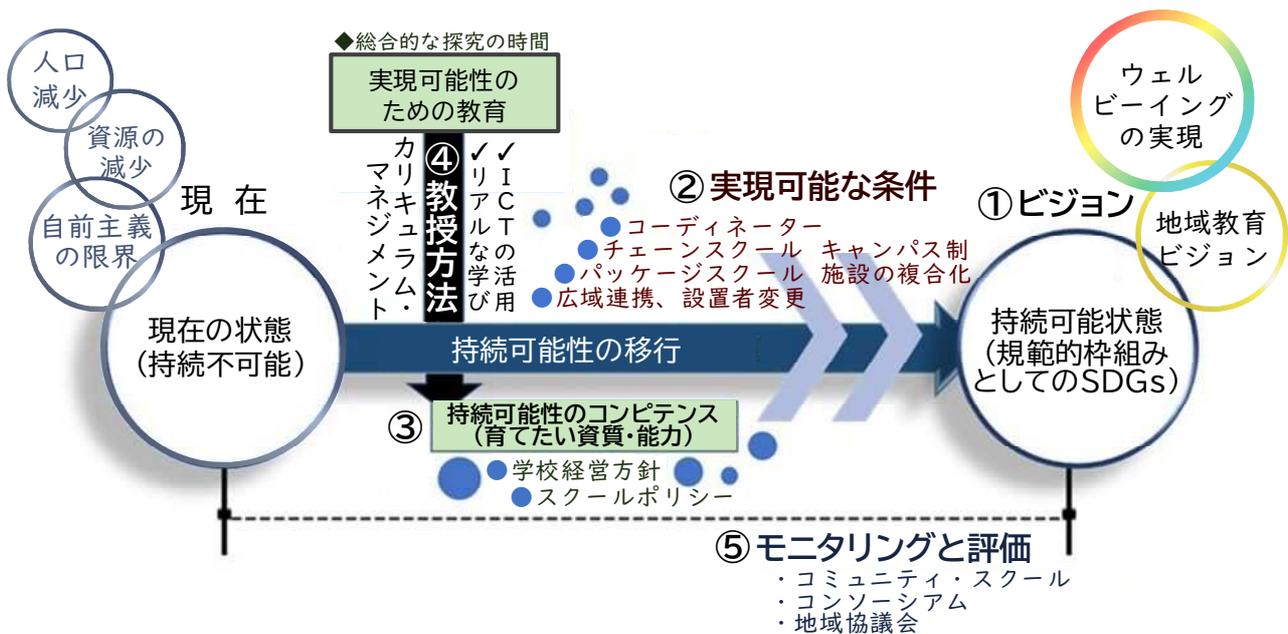
(3) サステイナブル（持続可能）な学校づくり

小委員会では「人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方」の検討に当たり、人口減少社会を見据えた小規模化に対応する持続可能な仕組みとして「サステイナブル（持続可能）な学校づくり」を基本的な枠組みとして提示する。【図表 51】

人口減少に伴い人的・物的資源が少なくなる中、単独の学校で教育活動をすべて担うフルスペック型の自前主義は限界を迎えており、サステイナブル（持続可能）な仕組みへの転換が求められる。なお、サステイナブルの語源は現状をありのまま保持・維持することではなく、「下から上へ支えることを保つ」という意味である。

現在の状態から持続可能な状態へと変えていく基本的な枠組みが「サステイナブル（持続可能）な学校づくり」である。この「サステイナブル（持続可能）な学校づくり」のマネジメントサイクルは、①ビジョンを定め、②ビジョンの実現のための条件を提示し、③持続可能性のコンピテンス（資質・能力）に基づき、④教授方法を創発・実践し、⑤一連のサイクルをモニタリング・評価する5段階を経るものである。

【図表 51】 サステイナブル（持続可能）な学校づくり



(注) V.Kioupi et al. (2019)梅澤収訳をもとに加筆修正し作成

- ①ビジョン：高校生のウェルビーイングの実現に向けて地域と共有するビジョン（持続可能状態）の設定
- ②実現可能な条件：ビジョンを実現するための様々な実現可能な条件の提示
- ③持続可能性のコンピテンス：持続可能性のコンピテンス（資質・能力）として育てたい資質・能力を定める学校経営方針やスクールポリシーの策定
- ④教授方法：カリキュラム・マネジメントに基づくリアルな学び、ICTの活用など教授方法の創発・実践
- ⑤モニタリングと評価：コミュニティ・スクールやコンソーシアム等を通じたモニタリングと評価の実施

4 サステナブル（持続可能）な学校づくりの方向性

サステナブル（持続可能）な学校づくりの検討に当たり、本県の小規模校において共通して目指すべき方向性について、以下の4点に整理した。

(1) 方向性1：生徒のウェルビーイングを支える基盤としての学校

公教育の役割として、県内のどこで生まれてもそれぞれが人生を創造できる環境を整えることが求められている。生徒が幸福で充実した人生を送れるようウェルビーイングを高めていくことが重要であり、地域の生徒のウェルビーイングを支える基盤としての高校の役割を考えていく必要がある。

生徒のウェルビーイングの実現のためにはいずれの高校においても生徒の多様なニーズに対応し全ての生徒の可能性を最大限引き出す教育システムの構築が必要である。人口減少地域の小規模校では、豊かな自然環境や歴史的・文化的環境、地域資源など、地域の個性が生徒のウェルビーイングを高める教育資源になり得る。

(2) 方向性2：生徒が安心して学ぶことができる学校

全ての子どもが大人になるまで安全かつ安心して過ごせる学びの場で、自己肯定感や自己有用感を高めて成長し社会で活躍できるようにしていくことが重要である。

都市部では、生徒の多様な教育ニーズに対応する様々なタイプの高校が配置され、生徒は高校を幅広い選択肢の中から選べる環境にある。一方、人口減少地域では生徒が選択できる学校が限られ結果として1つの学校に多様な生徒が在籍する傾向にある。

小規模校では、多様な生徒のニーズに応えなければならない状況にある反面、教育資源や地域の福祉・医療の資源が不足するというジレンマを抱えている。高校は社会とつながる最後の砦として福祉的機能の充実が必要となっている。特に、支援の各種資源が不足する人口減少地域の高校では、「公教育のプライド」として困難を抱える生徒へいかに支援を行き届かせるかというセーフティネットの視点が重要となる。

生徒が安心して学ぶことができる学校づくりと若者の社会的自立を促進するため、学びのセーフティネットの構築とともに、教育相談体制の充実や福祉・医療との連携によるケア機能の整備が必要である。

(3) 方向性3：地域の子どもたちの育ち・学びを支える学校

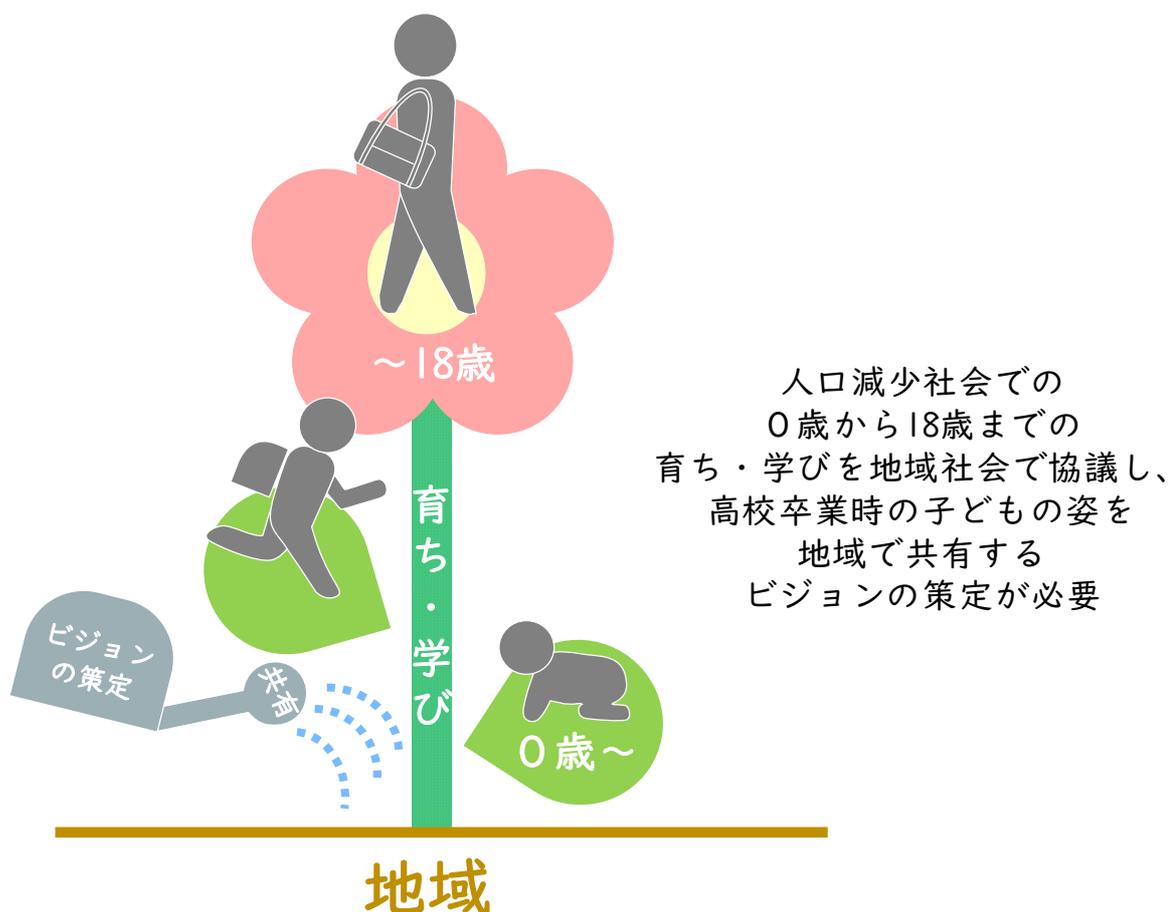
人口減少地域にとって、高校の存在は地域活性化の生命線と最前線の二重の意味を持つ。生命線とは高校がなくなると子育て世代が流出し、過疎化に拍車がかかるということであり、最前線とは高校の教育活動のプロセスそのものが地域活性化に影響を

与えていくという意味である。このように高校は地域にとって不可欠な存在となっている。人口減少地域では高校と地域の関係が密接であるため、高校の在り方を議論するとき地域側の高校へのそれぞれの立場、思い、関わり方により意見が異なる。

さらに、地域側からは既存の学校をそのまま継続して欲しいという要望が出ることも多い。生徒のウェルビーイングを支える基盤となる高校づくりのためには、高校と地域が同じ土俵に立った協議の場で子どもの育ち・学びを中心に立場の違いを乗り越えて熟議し、地域で目指すべき方向性と取り得る選択肢を議論したうえで決定するプロセスが重要である。

地域内での議論の場を構築した上で幼・小・中（市町）と高校（県）の設置者の違いによる壁を乗り越え地域での子どもの育ち・学びをトータルで計画する必要がある。0歳から18歳までの育ち・学びの在り方を地域全体で協議し、高校卒業時の子どもの姿を示した地域教育ビジョンの策定と共有が必要である。【図表52】（事例1・2）

【図表52】 地域教育ビジョン



◆事例1：「飛騨市学園構想」（岐阜県飛騨市）

岐阜県飛騨市では、保・小・中・高・特の0歳から18歳までの教育ビジョンである「飛騨市学園構想」を策定している。15年間をつなぐ課題解決型学習の実施、地域と学校の持続可能な協働体制の整備、校種間など多様な交流学习を推進している。（出典）飛騨市教育委員会「飛騨市学園構想」

◆事例2：「0歳児からのひとつづくりプログラム」（島根県津和野町）

島根県津和野町では、校種の壁を越えた教育環境づくりを目指し、保育所・学校、家庭、地域、行政が協働し、系統性のある教育体制の構築を目的として、「0歳児からのひとつづくりプログラム」を策定している。

プログラムは、「タテの連携」（0歳から18歳まで系統性のある教育環境づくり）、「ヨコの連携」（開かれた保育所・学校と家庭・地域・行政が連携した教育環境づくり）、「0歳からの学び」（人生の基礎となる0歳から就学前の幼児教育の充実と親になるための学びの環境づくり）の3つの柱を掲げている。（出典）津和野町教育委員会（2018）「0歳児からのひとつづくりプログラム（概要版）平成30年3月策定」

(4) 方向性4：ネットワーク化による多機能型の学校

単独の学校で教育活動を全て担うというフルスペック型の自前主義では、教育資源が限られる小規模校において教育の質の維持・向上を図ることは難しい。外部の関係機関との連携により新たな教育資源を獲得することが必要となる。

指導体制を単独で確保することが難しい小規模校のデメリットを最小化し、教育の質の維持・向上を図るためには、学校を取り巻く多様な主体との連携や資源の共有を行う「ネットワーク化」が有効な手段となる¹¹。

ネットワーク化には、縦の学校間接続としてビジョンを共有した上での中高一貫教育の推進、横の学校間連携として小規模校同士のつながりなど新たな軸による関係の構築が考えられる。

11 島田桂吾・貞広斎子（2014）『学校の小規模化』に対応した教育経営に関する研究動向『日本教育経営学会紀要』56：220-229.

5 サステイナブル（持続可能）な学校づくりの方策

(1) 基本的な考え方と検討の視点

これまでの高校教育では、一定数の生徒を集めて集団によるスケールメリットを活かした学校システムが採られてきた。一方、スケールメリットを確保できない小規模校では、配置される教職員の数が限られる中、いかに合理的・効率的に設置・運営し、教育の質を担保していくかが問われている。人口減少社会における小規模校の在り方の検討に当たっては人口減少に対する対症療法のみでは根本的な課題解決とはならず、原因療法などによる本質的改善が求められる。

このためには、高校生のウェルビーイングの実現に向けて、地域と共有するビジョンを設定し、ビジョンの実現のため可能な条件を整えていく「サステイナブル（持続可能）な学校づくり」の枠組みによって最適解を検討していく必要がある。

サステイナブル（持続可能）な学校づくりを考えるに当たって、以下の4つの方策から多角的に検討していく。第1に小規模校の置かれた環境を踏まえ、かつ小規模校の特徴を活かした「方策1：小規模校での学びの充実」、第2に高校の特色化・魅力化や地域の活性化を図る上で不可欠な「方策2：地域との連携」、第3に学校間連携や地域連携を進める上で基盤となる「方策3：学校のネットワーク化」を検討し、第4に将来的な選択肢の1つとして、④「広域連携・設置者変更」を提示する。

(2) 方策1：小規模校での学びの充実

ア 共通性の確保と多様性への対応

近年の高校教育政策の重要なキーワードとして「共通性の確保」と「多様性への対応」が挙げられる。平成26年（2014）の中央教育審議会「初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ」では、各高校の教育の実態が地域・学校により多様化する中、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる資質・能力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」をあわせて進めていく必要性が示された。

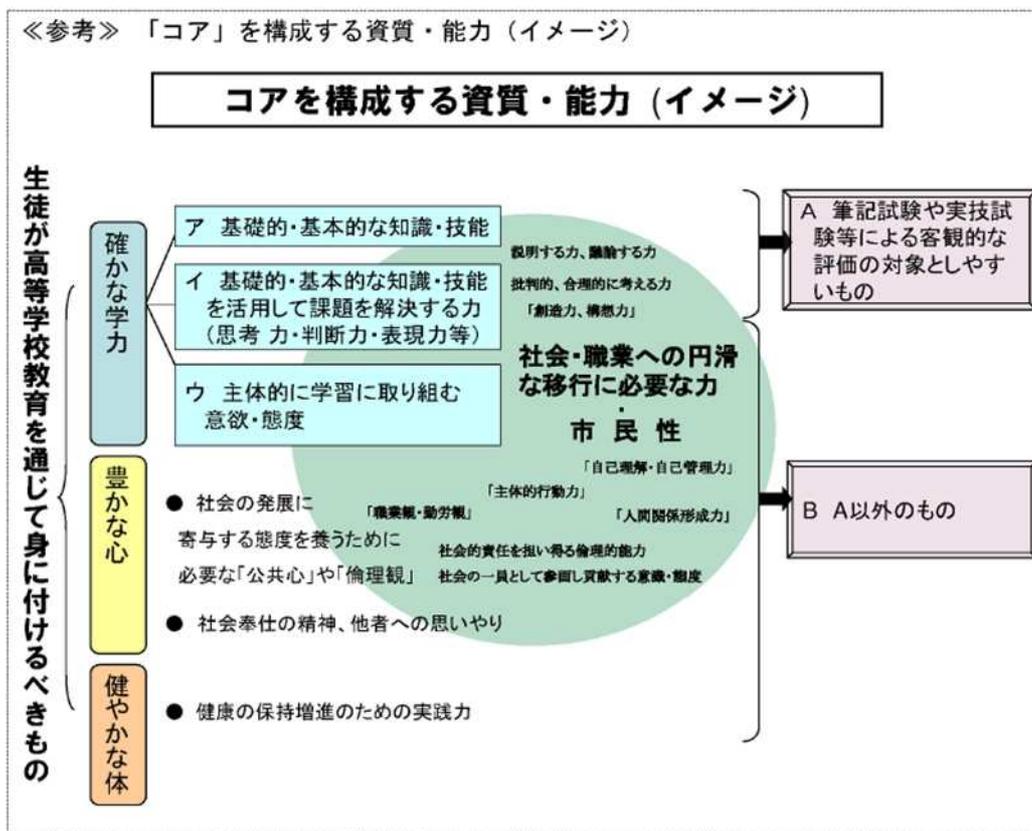
共通性の確保として全ての生徒が身に付けるべき資質・能力を「コア」として位置付けた上で、社会・職業への円滑な移行に必要な力、市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識）を全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の重要な柱として特に重視していくべきとしている。【図表53】

小規模校での学びの充実において、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を育成する「共通性の確保」と多様な学習ニーズへのきめ細かな対応の「多様性への対応」をどのように両立させていくかを考えていくことが必要である。

多様性への対応には大きくカリキュラムで色々なメニューを用意すること、多様な子どもたちへのケアをすることの2つの側面がある。小規模校では、教職員数や

生徒数が少なく教育資源に限りがあり、多様な科目開設や習熟度指導の実施など生徒の多様な学習ニーズへの対応が難しい。また、子どもたちをケアするための医療・福祉の資源が不足しているのが課題である。

【図表 53】 コアを構成する資質・能力（イメージ）



出典：中央教育審議会 初等中等教育分科会高等学校教育部会「初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」

イ ウェルビーイングにつながる探究的な学び

①ウェルビーイングと探究的な学び

総合的な探究の時間は、探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方・生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくことを目標としており、生徒自身がウェルビーイングを実現するための学びといえる。

予測困難な時代では、探究的な学びにより自らの可能性を発揮し、多様な他者と協働しながら自分自身で社会の仕組みや地域などを知り、よりよい人生を切り開き未来の創り手となるための必要な力を付けていくことが求められている。

総合的な探究の時間では地域をフィールドとし地域資源を活用したリアルな体験による学びにより、生徒の課題発見・解決能力の育成が期待できる。地域課題解決型学習では実社会とつながる学習環境の創出が重要であり、高校が自治体、大学、企業、NPOなど様々な外部との連携による教育資源の活用が生徒の学びを深めることにつながる。

②小規模校での探究的な学び

山形県立小国高校の「白い森未来探究学」は、地域学習とキャリア教育を融合したプログラムとして展開している。生徒が地域のフィールドワークにより地域の大人と出会い対話し実社会のリアルに触れることを通して、社会の仕組みを学び自己の興味関心を知る。さらにその学びを生徒自身が発表することにより、自分の思いを見える化するプロセスと他者と関わる経験を通して自己肯定感や自己有用感を高めている。(事例3)

人口減少地域は、豊かな自然、歴史・文化を有している一方、少子・高齢化が課題となっている。地域の豊かな環境のもとで地域のリアルに触れる課題解決型学習を通じた小規模校での学びは、生徒の社会的自立につながる得がたい経験となる。

◆事例3 「白い森未来探究学」(山形県立小国高等学校)

「白い森未来探究学」は、豊かな地域文化を学び、地域の大人との関わりを通して広い視野を育成し、自分の可能性を発見していく学びの実践である。小国町の保小中高一貫教育で進める地域学習とキャリア学習を複合させたプログラムである。

1年次「地域文化学」は地域の大人に出会い自己の興味関心を高め、2年次「地域実践学」は生徒が興味関心に応じマイプロジェクトを実施し、3年次「地域構想学」では実践から新たな提案を行うなど自分の将来につなげていく学びである。

ウ ICTを活用した学びの充実

①学びの保障を図る遠隔教育の役割と活用における留意点

総合的な探究の時間において探究の見方・考え方を働かせるためには、思考の基盤となる知識や技能などの確かな学力の習得がベースとして必要である。一方、人口減少地域では学校の立地による地理的状況、資源等の制約により学びの選択が限られるなど固定化の懸念があり、生徒の多様なニーズに対応する学びの確保において課題が生じ得る。こうした小規模校のデメリットを踏まえたとき、人口減少地域において地理的制約や時間的制約に左右されないICTを活用した遠隔教育は、教育の機会均等や生徒の学びの保障を図るためのツールとしての期待が大きい。

他方で、ICTにできることには限りがあることを認識した上で、ICT活用の際には以下の留意点に配慮する必要がある。第1には、特に、困難を抱える生徒に対してはリアルな学びが人間形成において不可欠な点である。アナログによる人と人との絆づくりなどコミュニケーションの機会の充実により自己肯定感を高める経験が重要であり、公教育のプライドとして対面による教育の機会をカリキュラムに位置付ける必要がある。

第2には、ICTの活用は生徒の発達段階やニーズに応じて段階的に進めていくことが求められる。特に、通信制のオンライン学習の活用は、基本的に自学となるため、精神的安定があり知的好奇心のある子どもでなければ活用が難しい。こうした点を考えると、子どもの日常生活の実態を踏まえたうえでICTの活用方法を考

えていくことが求められる。遠隔授業配信センターを設置している高知県では、受信校側と支援教員の協力により円滑に実施され、生徒への学習アンケートにおいても肯定的な評価が高い一方、生徒の取組への態度の観察、つまずきへの即座の対応、メンタル面でのケアなどの課題が指摘されている¹²。

②遠隔教育

平成27年(2015)4月より高校の全日制・定時制の遠隔授業[教科・科目充実型]を正規の授業としても制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業ができるようになった。免許状を有する教員が少ない科目の開設、小規模校における幅広い選択科目の開設等多様な科目選択を可能とすることにより学習機会の充実が図られる。

遠隔教育の実施方法として、学校から配信する「学校間連携型」と配信センターから授業配信する「配信センター型」がある。「学校間連携型」は、配信校の教員の負担増や両校での時程の統一など調整が必要である。本県では、伊豆総合高校と土肥分校、浜松湖北高校と佐久間分校において「学校間連携型」遠隔授業が実施されている。「配信センター型」には遠隔授業専任の教員が常駐する「常設型」(北海道、岩手県、高知県)と所属校で通常の授業も兼務する「仮設型」(新潟県、愛知県、熊本県)の2つの設置形態が存在する。配信センター型は長期的視点からは質の高い遠隔授業を安定的に実施可能だが組織、人員配置、設備経費等の調整が必要となる。

(事例4・5)

◆事例4：北海道高等学校遠隔授業配信センター（北海道有明高等学校内）

北海道教育委員会では、道立高校の小規模化や広域分散という地域特性を踏まえ、令和3年度(2021)から「北海道高等学校遠隔授業配信センター」を開設し、管理職を含めた専任教員を配置している。「夢は地元でつかみ取る」のキャッチフレーズのもと取り組んでいる。(令和5年度受信校：31校)(出典)北海道教育庁ホームページ(<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/enkakujiyugyou.html>)

◆事例5：高知県遠隔授業配信センター（高知県教育センター内）

高知県教育委員会では、令和2(2020)年度から遠隔授業配信センターを設置し、管理職を含めた専任教員を配置している。全小規模校に遠隔教育システムを導入し地域間格差を解消し生徒の進路希望を実現する遠隔教育を進めている。(出典)高知県教育委員会(2023)「令和4年度文部科学省「地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業成果報告書(令和5年3月)」(文科省委託事業)

12 宮地敏朗(2023)「学習の自律化に向けた遠隔授業の取組について～令和4年度の取組及び検証」高知県教育委員会『令和4年度文部科学省「地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業(COREハイスクール・ネットワーク構想)成果報告書』22-23.

③通信教育による個別最適学習

通信制高校は多様な生徒の学びに対するセーフティネットとなっており、人口減少地域の生徒に対してもきめ細かく対応できる可能性を有している。人口減少地域の生徒の学びの保障のための方策の1つとしてICT活用による遠隔授業を活用したネットワークの構築が有効である。(事例6)

例えば、人口減少地域の小規模校を通信制高校の学習センター（通信教育連携協力施設）として位置付けることも考えられる。

◆事例6：ICTを活用した個別最適な学び（長野県立長野西高校望月サテライト校）

望月サテライト校は、長野西高校の通信制サテライト校として令和2年（2020）に開設された。通常の通信制では教科書を自学自習し週1回程度の通学、紙ベースのレポート課題を提出し、試験で単位認定を受けるスタイルである。一方、望月サテライト校は本校の分教室として位置付けられ、自分の生活・学習スタイルに合わせて週1回から週5日まで登校可能であり、個別最適化された学びとしてAI教材を活用し自分の理解度に合わせて学べるなど、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな学習指導や支援を行っている。(出典)「長野県立長野西高校望月サテライト校学校案内2022」

④ICTを活用した地域を越える学び

人口減少地域の高校のデメリットは、生徒数が少なく、固定化された人間関係や多様な価値観を有する他者との関わりが限定的となり価値観が狭くなりがちなことである。このため地域外との交流の機会を増やすなど、多様性の確保が課題である。

(事例7)

◆事例7：全国高等学校小規模校サミット（山形県立小国高校）

山形県立小国高校では、全国の小規模校の生徒が交流し親睦を深めるとともに各校・地域が抱える課題について意見交換する「全国高等学校小規模校サミット」に参加している。生徒主体の運営により日本全国の小規模校の仲間と徹底的に語り合う場をつくっており、生徒の人間関係の構築力や挑戦する力が飛躍的に向上している。

⑤ハイブリッドによる多様な学びの充実

アナログかデジタルかという二元論に陥ることなく、リアルな学びとICTの活用を組み合わせることが必要である。フェース・トゥー・フェースの丁寧な向き合いやリアルな体験を基盤とした上で、リソースの不足する場面、ICT活用により生徒の学習理解が進む場面で活用するなど、アナログとデジタルのハイブリッドにより多様な学びの選択肢を準備する個別最適な学習環境の整備が望まれる。

(3) 方策2：地域との連携

ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

学校と地域の協議の場として法律で設置が努力義務化されているコミュニティ・スクールを活用し、地域社会の参画・協力を得て熟議を行うことが重要である。地域教育ビジョンの策定に当たって、コミュニティ・スクールの場を活用し、幼稚園から高校までの学校経営方針を熟議することも考えられる。（事例8）

地域との合意形成において重視すべきは子どものウェルビーイングを中心に据えた議論である。議論の前提として学校と地域が変わりつつある学校の姿を踏まえ同じ土台に立つことが必要である。学校の実態と地域の持つ学校のイメージのズレ、世代間の考え方の相違から議論がかみ合わないことがあり得る。学校が地域に対し教育活動をオープンにすることにより両者の認識のギャップを埋める作業が議論の土台づくりには必要である。

◆事例8：コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携（山形県立小国高校）

山形県立小国高校では、コミュニティ・スクールを設置し、「白い森人育成プロジェクト」など小国町と連携した特色ある高校づくりを行っている。小国高校は町内の小・中学校とともに合同学校運営協議会を設置し、切れ目のない子どもへの支援を可能とするとともに、校種の違いを乗り越えて地域住民が課題解決に取り組んでいる。

小国高校では、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ち学校運営に参画する仕組みである「コミュニティ・スクール」と地域と学校が連携・協働し、学校支援活動を行う「地域学校協働活動」を一体的に推進し、学校と地域の協働の基盤を構築している。

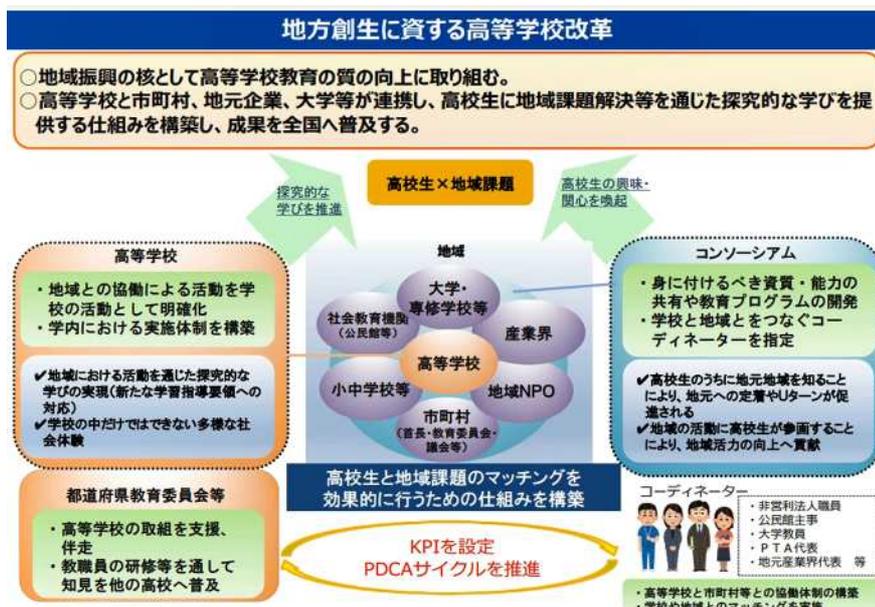
イ コンソーシアム

社会に開かれた教育課程の実現と高校を核とした地域創生のため、高校と地元市町村、小・中学校、大学、企業、社会教育機関、NPO法人などの関係機関がコンソーシアムを構築することが考えられる。コンソーシアム構築により高校と地域が持続的に連携・協働する体制が整備され、関係者による実質的な議論が行われる場の創出が期待できる。【図表 54】

コンソーシアム構築は学校側、地域側の双方にとって良い効果を生み出している。調査結果からは、学校側は生徒が成長した実感から教員の教育観が変容し教員が地域連携の必要性を認識して地域との協働が推進されたこと、地域側にとっても高校を捉え直す機会が生まれ意識変容につながるなど学校側、地域側双方にとって高校を核とした地域づくりの必要性の認識が深まっていることが明らかにされている¹³。

13 一般社団法人まなびのみなど（2023）『令和4年度地域との協働による高等学校改革推進事業における成果検証事業調査研究報告書』

【図表 54】 地方創生に資する高等学校改革



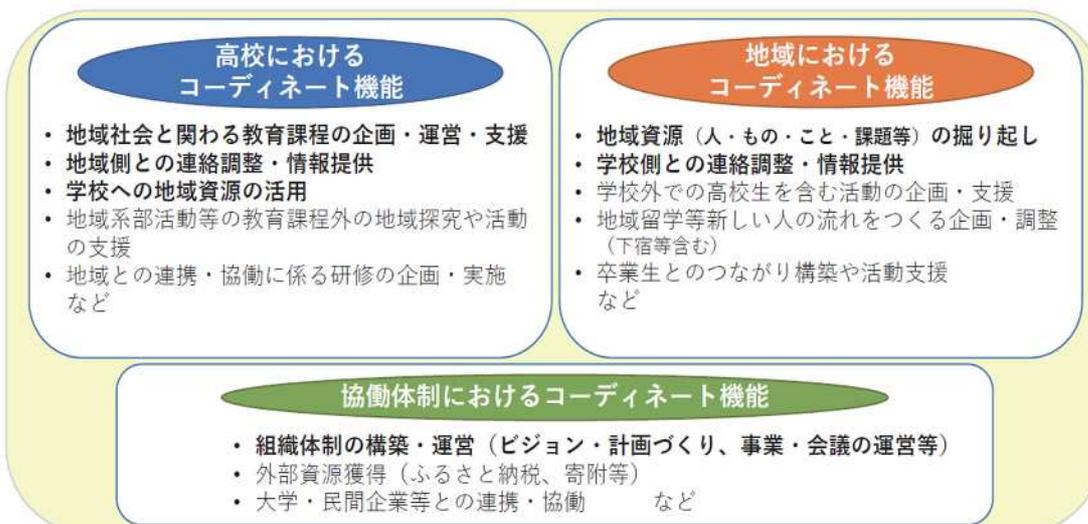
出典：文部科学省ホームページ「地域との協働による高等学校教育改革の取組イメージ」

ウ コーディネーター

①高校と地域をつなぐコーディネーターの役割

高校の特色化・魅力化や地域連携を推進する上で鍵となるのが高校と外部の橋渡しとなるコーディネーターの存在である。地域連携の役割に加えて、互いの資源の利活用を促進する役割がコーディネーターに期待される。コーディネーターの機能は、高校におけるコーディネート機能、地域におけるコーディネート機能、協働体制におけるコーディネート機能に分類できる。さらに、役割のレベルによりマネージャー、プレーヤー、サポーターの3つに整理できる¹⁴。【図表 55】

【図表 55】 高校と地域をつなぐコーディネート機能の位置づけ



出典：文部科学省(2019)『高校と地域をつなぐ人材の在り方に関する研究会報告書』

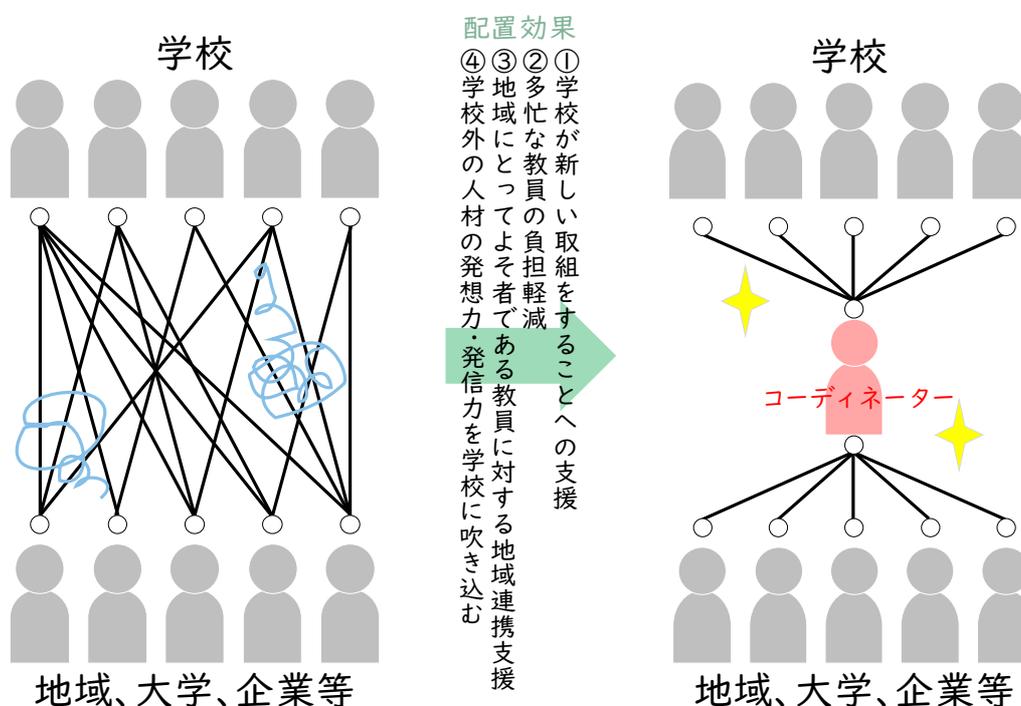
14 文部科学省(2019)『高校と地域をつなぐ人材の在り方に関する研究会報告書』

②コーディネーターの配置効果

多くの小規模校では、探究学習や地域連携の取組を進めれば進めるほど、教員の負担が増えている。さらに、小規模校の教員は数が少なく校務分掌を複数抱え多忙感・負担感で疲弊しており、探究学習や地域連携が持続的に機能する仕組みが求められる。高校と地域をつなぐコーディネーターの配置により教員の業務負担が軽減され、カリキュラム開発や学校内体制、協働体制構築・運営に好影響を与えるという調査結果が明らかにされている¹⁵。

コーディネーターの配置効果として、①学校が新しい取組をすることへの支援、②多忙な教員の負担軽減、③地域によって「よそ者」である教員に対する地域連携の支援、④学校外の人材の発想力、発信力を学校に吹き込んでいくことなどが期待され、人口減少地域の高校において必要な人材である。【図表 56】

【図表 56】 コーディネーターの配置効果



探究学習を推進する上で学校と外部をつなぐコーディネーターは必要な人材である。コーディネーターには、地域資源の利活用を促進し、地域・大学・企業等と連携した探究学習を推進する役割が期待される。コーディネーターは高校と地域を単につなぐだけでなく、地域探究学習を充実させるためのコーディネート機能を果たしている。教職員の探究学習に対する理解など教職員のマインドセット（考え方・物の見方）の変容の促しや、組織としての持続的な地域との関わりには外部コーディネート人材の配置が有効であることが研究において明らかにされている¹⁶。

¹⁵ 一般社団法人まなびのみなと(2023)『令和4年度地域との協働による高等学校改革推進事業における成果検証事業調査研究報告書』

¹⁶ 稲村健(2023)「地域探究学習を推進するための高校と地域をつなぐコーディネート機能のあり方」『地域連携教育研究』8:85-97.

③コーディネーター配置上の課題

コーディネーターの必要性は浸透しつつある一方、実際にコーディネーターを配置する高校は少数である。この理由として、コーディネーターを雇用する財源や養成・採用・育成のサイクルが整っていないことが挙げられる。

また、コーディネーターの配置は市町の判断により雇用しているのが実態であり、その役割も自治体によって様々であり人材確保が難しい場合も多い。今後の課題として、コーディネーターの職の確立とともに役割に見合った処遇などの課題が指摘されている¹⁷。

地方自治体の財政状況も厳しい中、コーディネーターを雇用するのが財政的に困難な場合、国の地域振興事業を活用する方策もある。例えば、地域おこし協力隊は、過疎地域において地方自治体の委嘱を受け地域に居住して地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることにより地域力の向上を目指す制度である。

地域おこし協力隊を雇用した際には総務省から地方自治体への人件費に関する財政支援があり、こうした制度を活用し、高校と地域をつなぐコーディネーターを任用している事例がある。

地域おこし協力隊は都市部から過疎地域への移住を目指す者である。こうした特徴を活かし、地域おこし協力隊は地域外の“よそ者”の視点から、地域住民が認識していなかった地域資源や魅力を発見するなど、地域や高校に大きな刺激を与えるキーパーソンになり得る。

小規模校のネットワーク化を円滑かつ効果的に進めるに当たり、ハブとなるコーディネーターの役割は大きく配置の効果は高い。コーディネーターの養成、処遇、研修など今後解決すべき課題は多いが、特にネットワーク化が基軸となる小規模校ではコーディネーターの意義や効果は高く、今後、更なる検討が求められる。(事例 9・10・11)

◆事例9：高校魅力化コーディネーターの配置（島根県）

島根県では平成31年（2019）「県立高校魅力化ビジョン」を策定し、地域との協働による魅力ある高校づくり（地域協働スクール）を掲げている。高校と地域のコーディネート機能を重視し平成24年（2012）からコーディネーターを配置し、令和4年（2022）現在60人超のコーディネーターが置かれている。（出典）島根県教育庁「県立高校魅力化ビジョン（平成31年2月）」、島根県教育庁「しまね留学とコーディネーター」しまね留学ホームページ（<https://shimane-ryuugaku.jp/cn/>）

¹⁷ 全国都道府県教育長協議会第2部会（2019）『地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能の強化・充実～今後、求められるコーディネーターの在り方』

◆事例 10：生徒の伴走支援をするコーディネーター（山形県立小国高校）

山形県立小国高校では、小国町役場の任用による高校魅力化コーディネーター、留学生アシスタントが配置されている。高校と地域の人のつながり、地域留学・県外入学の推進、探究学習のフォローなどの外部とのつながりを担う実働部隊の役割を担っており、生徒の伴走支援や教職員の負担軽減を図る重要なキーパーソンとなっている。

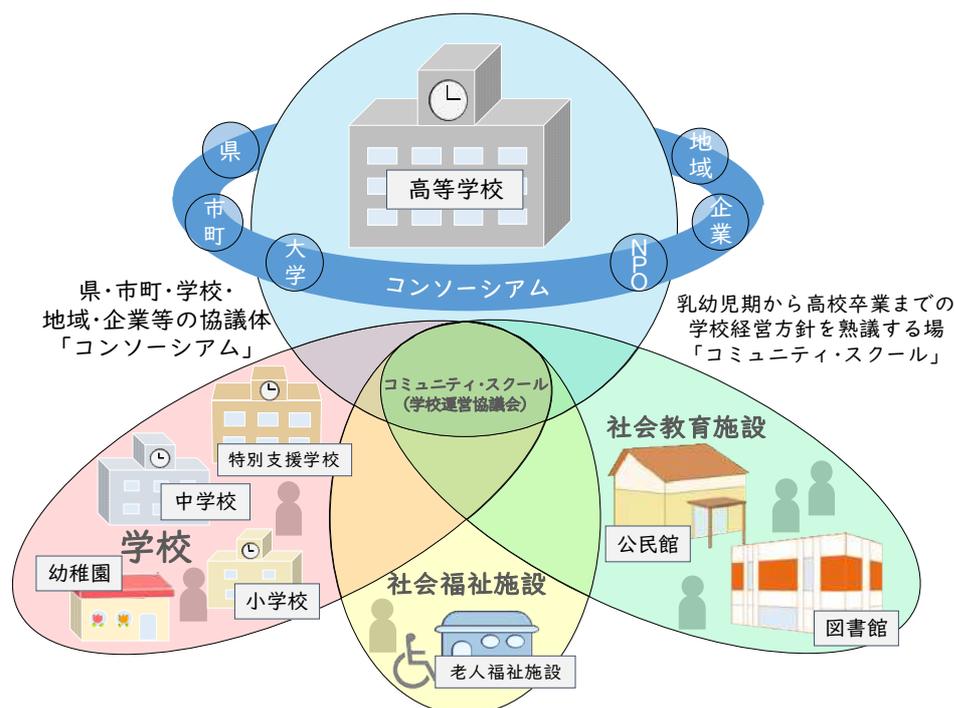
◆事例 11：保小中高の連携をつなぐコーディネーター（島根県津和野町）

島根県津和野町では、「まち全体が学びの場」として、保育所・学校、家庭、地域、行政が一体となった「0歳から大人になっても自ら学び続けるひと」の育成に取り組んでいる。こうした連携のハブとなっているのがコーディネーターである。津和野町は2021年に一般財団法人つわの学びみらいを発足し、コーディネーターの雇用など組織体制を構築した。保育所から高校まで7名のコーディネーターが配置され、その中には地域おこし協力隊のメンバーが参画している。コーディネーターは、学校や行政、地域をつなぐ役割を担い、縦割りを越えた系統的に学ぶ体制の基盤となっている。（出典）稲垣円（2022）「高校再生は、地方創生の鍵（3）」LIFE DESIGN REPORT 2022.12

Ⅱ 地域連携の仕組みの構築

高校と地域の連携のため、地域の乳幼児から高校卒業までの育ち・学びや学校経営方針を熟議する「コミュニティ・スクール」の活用、県・市町・地域・企業の協議体である「コンソーシアム」の設置、学校施設と他の公共施設との複合化である「学校施設の複合化」など地域連携の仕組みを構築することが考えられる。以下に高校における地域連携の仕組みのイメージを示す。【図表 57】

【図表 57】 高校における地域連携の仕組み（イメージ）



(4) 方策3：学校のネットワーク化

ア 自前主義からネットワーク型への転換

生徒への多様な学びの提供が求められる中、単独校で教育活動をすべて完結させる自前主義は限界を迎えている。また、教職員定数を定める高校標準法は生徒数に応じて教職員数が決定されるため、生徒数の減少は教員数の減少につながり、結果として生徒が選択できない科目が生じる。

人口減少地域では単独校はこれまでの学校教育の標準の維持は年々困難となっていくため、小規模化が進む中でも教育の質の確保を図るための手段として学校を取り巻く様々な主体との連携や資源の共有を行うネットワーク化が有効である。

特に、教育資源が不足する人口減少地域の小規模校においては、従来の自前主義を脱却し、多様なステークホルダー（利害関係者）との連携・協働により資源共有を図るネットワーク型への転換が求められる。ネットワーク化に当たっては様々な連携・協働の在り方を模索し学校制度・運用を柔軟に構築していくことが望まれる。

小規模校における教育の質の保障を図るネットワーク化戦略として、徳島県教育委員会・鳴門教育大学の共同研究で提示されたチェーンスクール（複数の小規模校同士をチェーンで結ぶ仕組み）、パッケージスクール（一定のエリア内の他の学校・公共施設との相互交流を図る仕組み）の考え方が参考になる¹⁸。

イ 学校間連携

①チェーンスクール

チェーンスクールは、徳島県教育委員会・鳴門教育大学の共同研究により考え出され構想である。人口減少社会を迎える中で学校教育の標準の考え方を前提とせず、分化ではなく統合による学校教育の姿である。コスト改善を図りながら、相互交流による新たな付加価値を生み出す可能性を持っている。

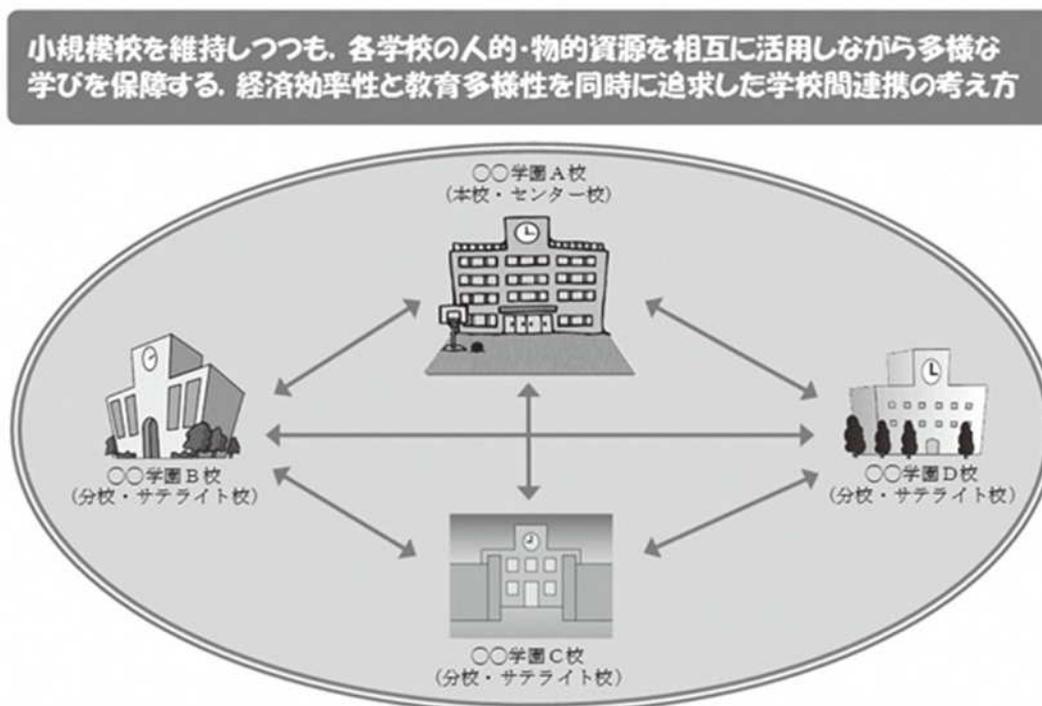
チェーンスクールは、小規模校を維持しつつ複数の小規模校をチェーンで結ぶスケールメリットを活かし、各学校の人的・物的資源を相互に活用しながら多様な学びを保障する経済効率性と教育多様性を同時に追求した学校間連携の考え方に基づく学校である。チェーンスクールは、センター1校とサテライト校複数校を連合化し、小規模化した学校を維持しつつ、学校の人的・物的資源を相互に活用しながら多様な学びを保障する学校形態である。【図表 58】

チェーンスクールと従来の分校制度との違いは、分校制度は本校と分校の教育活動がそれぞれ単独で完結するが、チェーンスクールは構成校間の教員・児童生徒の相互交流や、施設設備・教材教具の相互活用などの学校間ネットワークを通じて教育内容の充実を図る点にある。

18 阿形恒秀ほか（2014）「人口減少社会に対応した学校教育の在り方に関する考察」『鳴門教育大学研究紀要』29：134-147。

チェーンスクールでは、学校間をチェーンで結ぶ学校間連携の仕組みづくりが重要となる。学校間連携には、教員の学校間ネットワーク、児童生徒の学校間ネットワーク、学校運営に係る学校間ネットワークが考えられる。(事例12)

【図表 58】チェーンスクールの概念図



出典：阿形恒秀ほか（2014）「人口減少社会に対応した学校教育の在り方に関する考察」『鳴門教育大学研究紀要』29：134-147.

◆事例12：徳島モデル（チェーンスクール）

徳島県教育委員会は、子どもの数が減少し小規模化する学校をコストをかけずに存続させ、かつ教育の質を保障するという課題の解決に向けて、鳴門教育大学との共同研究を行い、「チェーンスクール」と「パッケージスクール」の2つの新たな学校教育の形を「徳島モデル」として提案している。

チェーンスクールの実践として、徳島県では小中一貫教育推進事業において、複数の小学校と中学校が連携して取り組む「分散型小中一貫教育」を導入し、令和4年度現在、9地域において各地域の実態に応じた特色ある教育実践が展開している。

小・中学校合同学習や小・中学校教員の乗り入れ授業、小・中学校教員の交流研修など、小・中学校の接続を意識した教育活動の成果が挙げられている。(出典) 徳島県教育委員会ホームページ「令和4年度小中一貫教育（徳島モデル）推進事業」について

②キャンパス制

複数の学校が連携して横の学校間のネットワークを組み、多様な集団で学び合う環境をつくるための学校設置形態として、拠点校と小規模校を結びつけるキャンパス制、学舎制、サテライト制、校舎制（以下「キャンパス制」という。）がある。

「キャンパス制」は近隣の複数の高校を1つの高校として運営し、元の高校の施設を引き続き活用する形態である。なお、キャンパス制の仕組みは法令等で定められたものではなく各県で呼称は様々である。キャンパスは本校の一部として位置付けられ独立性はなく、全体を1つの学校として機能させるものである。**【図表 59】（事例 13・14・15）**

キャンパス制では、地域に高校が残るため通学条件などは現状と変わらず、地域と密着した連携活動を行いやすいメリットがある。また、複数の学校を1つの学校とすることによって一定規模が確保できるため、生徒の多様なニーズに対応した教育の展開や部活動の維持が可能となる。

一方、キャンパス間の移動に係るスクールバスなど移動手段の確保が必要である。キャンパス間の距離が遠い場合には生徒・教職員の移動時間がかかることやキャンパス間の調整に要する教職員の負担が増えるなどの課題がある。

キャンパス制のメリットが効果的に発揮されるのは、キャンパス間の出張授業・遠隔授業、合同部活動、合同学校行事などキャンパス同士の様々な連携・交流を通じて一定の規模を確保し、教育活動の維持や活性化を図ることによって、小規模校のデメリットをできる限り軽減する点にある。

キャンパス制の根幹は1つの高校の共通のビジョンの下で、これまで各キャンパスにおいて培った多様な教育活動が展開できる点にある。キャンパス間の連携・交流の機会を増やすなど、両キャンパスの教育活動をいかに活性化していくかが成否を分ける鍵となる。

【図表 59】 キャンパス制



◆事例 13：京都府立丹後緑風高校・宮津天橋高校（学舎制）

京都府では地域に学校を残し学校、生徒、地域をつなぐため、丹後地域において「学舎制」を令和2年度（2020）から導入している。2つのエリアにおいて2つの高校を1高校2学舎制へと再編を行った。

丹後緑風高校は網野高校と久美浜高校を再編し網野学舎（普通科、企画経営科）、久美浜学舎（アグリサイエンス科、みらいクリエイト科）として開校した。宮津天橋高校は、宮津高校と加悦谷高校が再編し、宮津学舎（普通科、建築科）、加悦谷学舎（普通科）として設置されている。各学舎がそれぞれの特色化を図りながら、学舎間のICTを活用した遠隔授業の実施、学舎合同部活動・学校行事の開催など学舎間で連携した教育活動を展開している。（出典）京都府教育委員会「丹後から未来を創る」平成30年3月

◆事例 14：熊本県立阿蘇中央高校（校舎制）

平成22年度（2010）に阿蘇高校と阿蘇清峰高校を統合し阿蘇中央高校となった。阿蘇校舎（普通科、総合ビジネス科）と阿蘇青峰校舎（農業食品科、グリーン環境科、社会福祉科）の1校2キャンパスで運営している。生徒が両校舎や農場間を移動し、授業を受けることや学校行事には1つの校舎に集合するなど連携した教育を行っている。（出典）熊本県立阿蘇中央高等学校ホームページ(<https://sh.higo.ed.jp/asochuohs/>)

◆事例 15：山口県立大津緑洋高校（キャンパス制）

平成23年度（2011）に大津高校（普通科）、日置農業高校（農業科）、水産高校（水産科）が統合し大津緑洋高校となった。大津緑洋高校では、大津校舎（普通科）、日置校舎（生物生産科、生活科学科）、水産校舎（海洋技術科、海洋科学科）の1校3キャンパス制で運営している。3キャンパス合同行事として、実習船の乗船体験、野球応援、農業体験、合同学習発表会など多様な教育活動を展開している。（出典）「山口県立大津緑洋高等学校 令和6年度入学生学校案内」

ウ 多機能連携

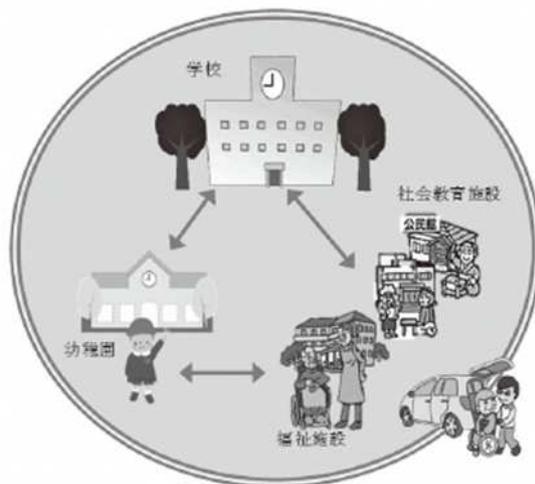
①パッケージスクール

パッケージスクールは、ワンストップソリューション（1つの場所で全ての課題が解決する）の観点から、一定のエリア内における幼稚園・福祉施設・社会教育施設などを学校と併設し、それぞれが担うサービスを一体化し、相互交流を通じて、それぞれの学校の機能を深める学校の形態である。【図表 60】

学校施設の社会的資産としての価値に着目し、ワンストップソリューションの行政サービスの中核として有効活用することによってコスト改善を図るとともに、学校においては、幼児や高齢者等との交流を通じて教育内容の充実を実現することが、パッケージスクールのねらいである。（事例 16）

【図表 60】パッケージスクールの概念図

「ワンストップソリューション」の観点から、幼稚園、学校、社会教育施設、福祉施設などが担うサービスを一体的に提供し、相互交流を通じてそれぞれの機能を深める考え方



出典：阿形恒秀ほか（2014）「人口減少社会に対応した学校教育の在り方に関する考察」『鳴門教育大学研究紀要』29:134-147.

◆事例 16：徳島モデル（パッケージスクール：一体型小中一貫教育）

パッケージスクールの実践として、徳島県では小中一貫教育推進事業において、同一地域で学校や保育所との交流・連携を行う「一体型小中一貫教育」を導入し、令和4年度現在、4地域で展開されている。

徳島県牟岐町では牟岐保育園、牟岐小学校、牟岐中学校を「市宇ヶ丘学園」と称し0歳から15歳までの連続性のある教育活動を行っている。保育所と小学校を中学校の敷地内に移転させ、県内初の保小中一貫教育として開始し、保育所と学校のそれぞれが担うサービスを一体化し、教育内容の充実を図っている。（出典）全国知事会ホームページ「徳島モデルの小中一貫教育「チェーンスクール・パッケージスクール」」先進政策バンク（<https://www.nga.gr.jp/bank/details/12004/>）

②縦のネットワーク化（中高一貫教育）

18歳までの子どもを地域主体で育てるため、縦の学校間接続として、中・高の共同による教育課程編成や中・高の教員・生徒間の交流を行う制度的仕組みである「連携型中高一貫教育」の拡大が望まれる。その際、前提として全体でのビジョンの共有が必要となる。

連携型中高一貫校は、既存の学校が活用できることから、比較的容易に導入可能な形態である。連携型中高一貫校の導入により設置者が異なる中学校と高校の連携が制度的に担保される。なお、本県では川根地区、佐久間地区、松崎地区で連携型中高一貫教育が行われている。

連携型中高一貫校のメリットとして、中・高の情報共有や相互の資源活用を図る

ことができることが挙げられる。高校教員が中学校へ中学校教員が高校へ出向く交流授業によってカリキュラムにおける中高の円滑な接続や教職員の交流が生まれる。

一方、中・高の設置場所が離れている場合には、様々な交流や合同行事を行う上では教職員・生徒の移動負担が生じることが課題である。こうした課題に対しては、ICTの活用や移動の交通手段の確保などの対応が必要となる。

③ハブとしての学校施設の複合化

急速に人口減少が進む地域の高校の在り方は、これまでの方法にとらわれず、ドラスティック（抜本的）に検討すべきである。こうした視点からは、例えば、小・中学校や地域の生涯学習施設や高齢者施設との学校施設の複合化など、多様な形態による新たな学校の在り方を構想することが考えられる。

国や地方公共団体は、学校施設を含む公共施設について施設の老朽化や人口減少等による利用需要の変化等に対応するため、公共施設マネジメントを推進している。今後、人口減少地域では公共施設全般について再配置の検討が進み、当該地域の学校では生徒数の減少により余裕教室が発生する。学校施設と他の公共施設の複合化は施設の有効活用などコスト面から有効な手立てである。

また、学校施設の複合化は、コスト面による効果のみならず高校を地域のハブとして位置付けることにより施設同士のハードの共有のみならず、ソフトでの連携による効果も生み出すことができる。ただし、ハードを共有しただけではソフトとの連携は進まないことに留意すべきであり、効果的な連携のためにはソフトとの連携のための仕掛けが必要となる。**(事例 17)**

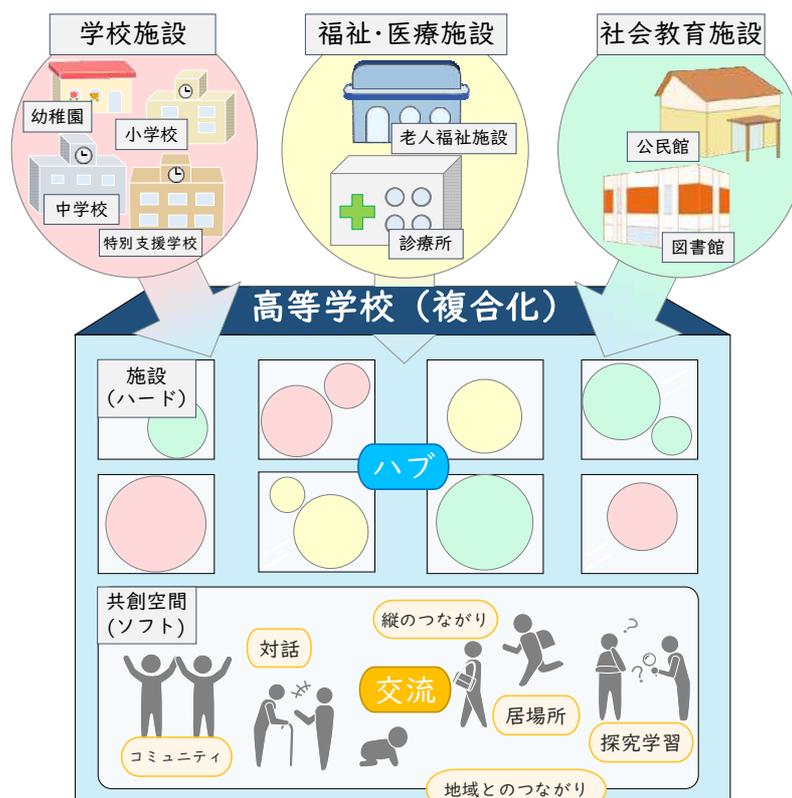
ソフトでの連携を図るための仕掛けとして、高校の施設内にオープンなスペースである「共創空間」を設けることが考えられる。例えば、保・幼・小・中学生との縦の交流、生徒と施設利用者との横の交流、地域との連携による探究学習の拠点、高校生が安心して過ごせる居場所など、高校と地域住民がともに創造的な活動を企画・立案・実行していく場として効果的に活用することができる¹⁹。**【図表 61】**

◆事例 17：福島県立ふたば未来学園「双葉みらいラボ」

福島県立ふたば未来学園には地域協働スペースとして「双葉みらいラボ」が設置されている。東日本大震災における生徒の心のケアを中心とした居場所や学びの場として平成 29 年（2017）年に設立された。ラボにはカフェスペース、協働学習ルーム、居場所があり、大学生や若手スタッフなど生徒と斜めの関係で関わるユースワーカーが常駐している。地域とつながる「学校と地域の潮目（境目）の場」となっている。
（出典）福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校ホームページ（<https://futabami-raigakuen-h.fcs.ed.jp/学校紹介/施設・設備/mirailab>）

19 文部科学省（2022）『新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（最終報告）』

【図表 61】 学校施設の複合化



④横のネットワーク化（福祉・医療の専門人材による支援体制づくり）

人口減少地域では幼少期から小・中・高までほぼ同じメンバーで育っているケースも多く人間関係の固定化がしやすい環境にある。新たな人間関係が作りづらく、人間関係につまずくと逃げ場がなくなるなど地域の特有の課題を抱えている。

また、人口減少地域の高校には、様々な事情により困難を抱える子どもが小集団で落ち着いた新たな教育環境を求めて再チャレンジの場として入学するケースが増えており、そうした生徒へのきめ細かな対応も必要となっている。心の問題を抱える生徒への対応として、スクールカウンセラーと相談した結果、医療につなぐ必要があると判断されるケースなどでは、専門的な医療機関との連携が必須となる。

人口減少地域の高校では心の問題を抱える生徒への支援としてスクールカウンセラーの配置など教育相談体制が整備されている一方、医療的ケアが必要な生徒に対する支援が課題である。地域の医療資源が少ないことから支援体制が十分でなく、現状、属人的なマンパワーに頼っている実態も見られる。例えば、医療資源の少ない小規模校の生徒が心身ともに安定し、安心して学べる環境づくりのため、人口減少地域においても、必要な場面で精神科医に相談できる体制づくりが必要である。

人口減少地域の固有の課題として、医療・福祉の資源の少なさという地域の困難性と子ども個人の困難さが複合化していることが挙げられる。こうした課題の解決のためには、人口減少地域では子どもたちがアクセスできる距離に支援のための資源と資源につなぐ専門人材が必要であり、このためには県の教育・福祉・医療部局や市町の部局を横断的につなぐハブをどのように構築していくか検討が必要である。

(5) 方策4：広域連携・設置者変更

ア 学校設置者である県と立地市町村の関係

人口減少地域の高校の運営では、地域コミュニティの核としての高校づくり、地域資源を活用した教育活動の推進、地域人材育成の観点から市町村との連携が不可欠となっている。近年、高校の立地市町村は、学校の設置者である都道府県に対して高校の存続要望をするだけでなく、市町村は当事者として積極的に予算や人材を投入するなど地元高校の特色化・魅力化に取り組み、高校の存続と地域の維持・活性化を目指すケースが増えてきている。

イ 広域連携制度の活用

一方、市町村による高校の特色化・魅力化の取組を進めるに当たって、人口減少地域の市町村が単独で高校の支援を行うことは体制面や財政面で厳しい状況がある。こうした課題を解決し、安定的な高校支援の構築を図るためのアイデアとして自治体間のネットワークを構築する広域連携制度の活用が考えられる。広域連携制度は一つの市町村では適切に処理することが困難な事務や、複数の市町村で取り組む方がより効率的で質の高い住民サービスが提供できる場合などに、市町村同士が行政区域を越えて連携・協力する仕組みである。広域連携には、連携協約、協議会、一部事務組合、広域連合などメニューがあり、比較的簡便な共同設置から独自の議会を設置する広域連合まで幅広いタイプがある。【図表 62】

こうした自治体間の広域連携制度を活用し、エリア単位での高校支援体制を整備することにより、地域の持続的発展と地域の子どもの高校教育の保障を図っていくことも方策の1つとして考えられる。

【図表 62】 広域連携の仕組みと運用について

広域連携の仕組みと運用について			
共同処理制度	制度の概要	運用状況 (R3.7.1現在)	
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数: 403件 ○連携中核都市圏の形成に係る連携協約: 309件 (76. 7%)、その他: 94件 (23. 3%)
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数: 211件 ○主な事務: 消防48件 (22. 7%)、救急26件 (12. 3%)、広域行政計画等23件 (10. 9%)、
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数: 450件 ○主な事務: 介護区分認定審査127件 (28. 2%)、公平委員会110件 (24. 4%)、障害区分認定審査107件 (23. 8%)
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数: 6, 752件 ○主な事務: 住民票の写し等の交付1, 368件 (20. 3%)、公平委員会1, 166件 (17. 3%)、競艇861件 (12. 8%)
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に任せる制度。	○代替執行件数: 3件 ○上水道に関する事務: 1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務: 1件
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数: 1, 409件 ○主な事務: ごみ処理389件 (27. 6%)、し原処理312件 (22. 1%)、救急267件 (18. 9%)、消防267件 (18. 9%)
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数: 116件 ○主な事務: 後期高齢者医療52件 (44. 8%)、介護区分認定審査45件 (38. 8%)、障害区分認定審査30件 (25. 9%)

出典：総務省ホームページ https://www.soumu.go.jp/main_content/000799428.pdf

ウ 設置者変更の可能性

学校の存続を地元自治体主体で決定したい場合や、地域の状況に対応した機動的かつ柔軟な高校の運営を実現するため、市町村の意向を踏まえた上で、県から市町村への学校の設置者変更という選択肢も将来的な可能性の1つとして考えられる。

設置者変更は地域に高校を残す手段として検討が行われている一方で、高校運営に当たっての財政面での課題など実施へのハードルが高く実際に行われた事例は少ない。そうした中、北海道では、設置者変更について市町村から要望があった場合に市町村と協議することとしており、これまで実際に奥尻高校や大空高校において道から町への設置者変更が行われている事例がある。(事例 18・19・20)

◆事例 18：道立高校の市町村移管の取組（北海道）

北海道では、「これからの高校づくりに関する指針」において地元市町村から高校を核とした地域振興や特色ある高校づくりを進めるため、道立高校から市町村立高校への移管の要望がある場合は当該市町村と協議することとしている。また、移管に当たっては魅力ある高校づくりに向けた市町村の取組に必要な協力を行うこととしている。(出典) 北海道教育委員会「北海道における高校配置の現状等について」(中央教育審議会高等学校教育の在り方ワーキンググループ「令和4年度第2回会議資料」)

◆事例 19：北海道奥尻高校

設置者変更の事例として、平成28年度(2016)に北海道立から奥尻町立に移管した北海道奥尻高校がある。これは廃校危機に振り回されない地域主体の高校教育を目指すものであった。設置者変更をした結果、高校と地域の関係が近くなり、地域資源を活かした教育の推進が図られるなど教育面でのメリットが生まれている。(出典) 篠原岳司ほか(2019)「都道府県立高等学校の学校設置者移管に関する研究：北海道奥尻高等学校を事例に」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』135

◆事例 20：北海道大空高校

令和3年(2021)4月に開校した北海道大空高校は北海道立北海道女満別高校と大空町立北海道東藻琴高校を発展的に統合し町立の全日制の総合学科として開校した。

カリキュラムは単位制を取り入れ、総合選択では「文理探究系列」と「スマートアグリ探究系列」から科目選択できるフレキシブルなカリキュラムを導入している。新しい高校づくりのため「高校魅力化プロジェクト」を立ち上げ町民が主体となった検討委員会を設置している。

企画段階から多くの町民が参加しゼロベースから新しい高校で育てていきたい生徒像をともに考えるプロセスを構築した。地域住民との協働とプロセスの可視化により地域とともに新たな高校づくりを行った事例である。(出典) 北海道大空高校「北海道大空高校 2024 学校案内」、北海道大空町「広報おおぞら」2018年5月号

6 高校生のウェルビーイングの実現に向けて

(1) 対話のための3つの問いかけ

2021年11月、ユネスコは2050年の教育の未来を概説する「教育の未来報告書2021」を刊行した。同報告書では持続可能な未来を実現するための提案がされており、未来を視野に入れた2050年の教育について論じている。

報告書はすべての人たちが持続可能な未来を再想像するための対話の契機として、位置付けられている。持続可能な未来の実現のためには学習と教育の在り方自体の変容が必要であるとして、以下に示す「対話のための3つの問いかけ」を挙げている。

【対話のための3つの問いかけ】

- 1 私たちは何を継続すべきなのでしょう。
- 2 私たちは何をやめるべきなのでしょう。
- 3 何を創造的に再想像する必要があるのでしょうか。

(2) 小規模校の学びの充実に向けた最適なビジョンと戦略の構想

この「対話のための3つの問いかけ」は、人口減少地域における高校の在り方について地域で対話を進めていく際の基本的視点となる。持続可能性の観点からすれば、地域側は地域の存続の要素も加わり、とかく、現在の枠組みの中でいかに学校を存続するのかという1つ目の問いかけである継続の発想になりがちである。

しかし、人口減少社会を見据えた高等学校教育の議論においては、子どものウェルビーイングの実現のための教育にとっての持続可能性（サステナビリティ）という視点も重要である。こうした視点から、高校生がそれぞれの人生を獲得していくための教育の在り方を軸として、持続可能性の実現に向けたロードマップを考えていく必要がある。ロードマップの構想に当たっては、1つ目の問いかけ「何を継続するか」とあわせて2つ目の問いかけ「何をやめるか」を選んだ上で、既存の枠組みを超えた発想により3つ目の問いかけ「何を創造的に再想像するか」を考えていく必要がある。さらに、地域の特徴や状況によって選ぶべき最適な選択肢は異なるので、対話のための3つの問いかけにより地域自ら何ができるかを話し合う熟議の場が必要となる。

今回、小委員会最終報告において提示したのは、小規模校の進むべき方向と選択し得る方策である。今後、県・市町・地域の熟議により、地域の子どもの育ち・学びを中心に据えて地域全体で目指すべき方向性と取り得る選択肢を議論し決定するプロセスが重要である。こうした合意形成のプロセスにより、高校生のウェルビーイングの実現の基盤となる小規模校の学びの充実に向けた最適なビジョンと戦略を構想されることを期待したい。

おわりに

今期の才徳兼備の人づくり小委員会は、2年がかりで2つの課題に取り組んだ。「困難を抱える子どもたちを支える環境づくり」と「人口減少社会を見据えた高等学校教育」は、当初は別個の課題のように思われたが、両者は深く関連していることが徐々に明らかになった。委員は上記の2課題に関連する研究者2名と実践者2名で、研究熱心な実践者と活動的な研究者たちがそれぞれの専門性と経験を持ち寄り、熱い議論を重ねてくれた。本報告書の結論を導いたのは各委員の情熱である。多文化共生の現場経験があるとはいえ、教育が専門外の私は、委員同士が対等な関係性で自由に議論ができる雰囲気づくりをするのみであった。

2つの課題はそれぞれが大きなテーマでありながら、当事者である子どもに加えて関係各所との調整や配慮が必要となる。議論を始めた当初は、課題の大きさと情報量の多さに戸惑うことが多かった。いくつかの会議を重ね、委員会として物事を判断する際の方針を考えていると、ある委員から「子どもたちのウェルビーイングの実現」という言葉が出た。その一瞬にして全ての委員が賛同し、これが委員会のビジョンとなった。困難な状況にある子どもたちは、医療や福祉のリソースが少ない人口減少地域にも暮らしている。このような、個人と地域の「困難さ」が複合的にある状態を見逃さずに支援していく理由が「子どものウェルビーイングの実現」である。このビジョンを念頭に、毎回の会議では研究者2名と実践家2名が卓球のダブルスのごとく、抜群のコンビネーションでアイデアを出しながら議論を精緻化させた。

私たちが会議室で具体的な議論ができたのは、元ヤングケアラーの方との意見交換に加え、視察先の高校で日々のご苦労と工夫の数々を聞くことができたからである。県内外で合計6校を訪問し、県外1校にはオンラインでお話を聞いた。この過程で、私も「現在の高校現場」とその課題についての実感を持つことができた。視察やヒアリングを受け入れて下さった各校の教職員の皆さんと生徒さんたち、各地の行政職員の皆さんにお礼を申し上げる。

課題の大きさに戸惑いながらも視察と議論を重ね、報告書作成に至ることができたのは、優秀な事務局の皆さんのおかげである。各委員との連絡・調整、視察やヒアリング先との交渉・調整に加え、会議での一言一言を的確に拾って明確に記述し、報告書案を作って下さった。記述を補強してくれる数々の図表作成の職人技も素晴らしい。

社会も人間も、そして教育も大きな変化の中にある現在、本編の最後に記した「何を継続し、何をやめ、何を創造的に再想像するか」という3つの問いが、私たちには常に突きつけられる。多くの方々の知恵と経験を集め、委員の情熱で形作った報告書が、今後、県の高等学校教育に何らかの貢献ができれば幸いである。

才徳兼備の人づくり小委員会
委員長 高畑 幸

【用語集】

索引	用語	解説
A～	ESD	Education for Sustainable Developmentの略で、持続可能な開発のための教育をいう。持続可能な社会づくりの担い手を育むための地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育のこと。
	GAP	Global Action Programme(グローバル・アクション・プログラム)の略で、平成25(2013)年の第37回ユネスコ総会で採択された。SDGsを教育で実現していく具体的な行動を、ビジョンと行動計画を備えた問題解決をプロジェクトとして実行していく学びと活動であり、5つの優先行動分野を示している。
	SEL	Social and Emotional Learningの略で、社会性と感情コントロールを学ぶ教育プログラムのこと。自己理解、自己管理、社会及び他者認識、責任ある意思決定、人間関係を築くスキルの5つのコンピテンシーから構成され、ソーシャルスキル、自己肯定感、レジリエンスなどの育成が目指される。
ア～	アウトリーチ型支援	手を差し伸べる、積極的に働きかける(outreach)形により、適切な場所に出向いて行う支援。
	維持・般化	授業で学んだことを生活などの場面で活用し、かつ定着させること。ソーシャルスキルトレーニングでは維持・般化の手続きが重要となる。
	意味ある他者	子どもの気持ちを傾聴し受け止め理解しようと歩み寄り、子どもに内在している可能性を信じ、安全・安心な関係と場を提供するために努力する大人のこと。
	ウェルビーイング	OECD「PISA2015年調査国際結果報告書」によると、「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力である」とされている。
	遠隔教育	遠隔教育システムを利用して離れた学校とつないで行う授業のこと。学校から配信する「学校間連携型」、配信センターから授業配信する「配信センター型」がある。人口減少地域において地理的制約や時間的制約に左右されず、教育の機会均等や生徒の学びの保障を図るためのツールとして期待されている。
	オン・ザ・フライ・ミーティング	神奈川県立田奈高等学校独自の用語であり、教員間の立ち話的な情報交換のことを指す。各教員による生徒との対話から支援が始まり、教員相互の対話へつながるとともに、教育相談コーディネーターが情報を得ることで気になる生徒が把握され支援の必要性和方策が検討される。
カ～	隠れたカリキュラム	教育学や教育社会学で用いられる概念であり、体系的な教育課程による顕在化されたカリキュラムとは別に、教育する側が意図するかしないかに関わらず、学校生活を営む中で児童生徒が学び取っていく全てをいう。校風や教室の環境、教員の言動などがそれに当たる。
	課題未然防止教育	未然防止の重要性から「生徒指導提要(改訂版)」に追加された教育プログラム。全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止を狙いとした意図的・組織的・系統的な教育プログラムである。
	学校施設の複合化	学校施設と地域の生涯学習施設、高齢者施設などを同一建物内に共存・融合させること。施設の有効活用などコスト面、施設同士のハードの共有、ソフトの連携による効果も期待できる。
	学校のプラットフォーム化	内閣府の「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年)において、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けている。①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて学校から子どもを福祉的支援につなげることとしている。
	カリキュラム・マネジメント	各学校において生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育課程に基づき組織的・計画的に学校の教育活動の質の向上を図ること。

機関包括型アプローチ	ユネスコによるGAPにおける5つの優先行動分野のうちの1つ。 教育機関のあらゆる側面でサステナビリティを主流化することを目的としている。生涯学習につながる理念である「生きることは学ぶこと」を中心に、ガバナンス、機関、カリキュラム、コミュニティの全体を調整しESDを進めるもの。
キャンパス制	近隣の複数の高校を1つの高校として運営し、元の高校の設置を引き続き活用する学校設置形態。キャンパスは本校の一部として位置付けられ独立性はなく、全体を1つの学校として機能させる。各県で呼称は様々で、学舎制、サテライト制、校舎制などとも呼ばれる。
教育相談コーディネーター	児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う教員。全ての学校に配置されているとは限らず、学校により名称も様々で、教育相談主任、教育相談担当とも呼ばれる。
教育の未来報告書 2021	ユネスコが2021年11月に刊行した2050年の教育の未来を解説する報告書。すべての人たちが持続可能な未来を再想像するための対話の契機として位置付けられている。
共創空間	文部科学省(2022)『新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(最終報告)』で示された概念。保・幼・小・中学生との縦の交流や生徒と施設利用者との横の交流、地域との連携による探究学習の拠点、高校生が安心して過ごせる居場所など高校と地域住民が共に創造的な活動を企画・立案・実行する場。
共通性の確保と多様性への対応	平成26年の中央教育審議会「初等中等教育分科会高等学校教育委員会審議まとめ」において我が国の高校教育の方向性を示したもの。 共通性の確保とは、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる資質・能力を共通して身に付けるための教育であり、多様性への対応とは生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための教育。
教福連携	教育行政と福祉行政で連携を図ること。困難を抱える子どもの支援は教育だけでは解決できないため、教育と福祉の違いを踏まえた上で、両者の連携を図っていく必要があることが指摘されている。
ケース会議	個別の事例の支援等に当たり、その援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法などを検討する協議の場。
広域連携制度	一つの市町村では適切に処理することが困難な事務に対応する場合や、複数の市町村で取り組む方がより効率的で質の高い住民サービスが提供できる場合などに、市町村が枠組みを変えずに市町村同士が行政区域を越えて連携・協力する仕組み。連携協約、協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合など様々なメニューがある。
校内カフェ	放課後に校舎を活用し、生徒が飲食しながら、スタッフや地域のボランティアと気軽の交流できる場。
コーディネーター	高校と地域をつなぐ人材。高校と外部の橋渡しとなり、「社会に開かれた教育課程の実現」を目指し高校から地域に働きかけるコーディネート機能、「高校を核とした地方創生」を目指し地域住民との関係を築きながら地域と高校をつなぐコーディネート機能、これらの協働体制におけるコーディネート機能を担う調整役。
孤独・孤立対策推進法	日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等について定めた法律。(令和6年4月1日施行)
こども家庭庁	こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務として創設された機関。令和5年4月1日発足。

	子どもたちへの支援プロセスモデル	困難を抱える子どもたちへの支援の流れを、生徒指導提要の生徒指導の重層的支援構造とリンクさせ、予防―気づき―対応―連携で整理したプロセスモデルであり、小委員会として新たに作成した。
	子どもの権利条約	1989年に国連総会において採択された子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1990年に発効し、日本は1994年に批准した。
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により設置が努力義務化された。主な役割として、①校長が作成する学校運営の基本方針の承認、②学校運営に関する意見の申し出、③教職員の任用に関する意見がある。
	コンソーシアム	複数の関係機関からなる協議体。高校と地域の連携においては、社会に開かれた教育課程の実現と高校を核とした地域創生のため、高校と地元市町村、小・中学校、大学、企業、社会教育機関、NPO法人などの関係機関とのコンソーシアムの構築が考えられる。コンソーシアム構築により持続的に連携・協議する体制が整備され、関係者による実質的な議論が行われる場の創出が期待できる。
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。(令和6年4月1日施行)
サ～	サードプレイス	アメリカの社会学者、レイ・オルデンバーグが著書『The Great Good Place』(邦題:サードプレイス)で提唱した概念であり、第一の場所の家庭でもない、第二の場所の学校・職場でもない、居心地の良い第三の場所をいう。
	サスティナブル(持続可能)な学校づくり	人口減少社会を見据えた小規模化に対応する持続可能な仕組みとして小委員会が提示した枠組み。現在の状態を持続可能状態へと変えていくプロセスであり、持続可能性の変容の枠組みと主要な5段階により進められる。
	持続可能性の変容の枠組みと主要な5段階	①ビジョンの設定、②実現可能な条件の確保、③持続可能性のコンピテンス(資質・能力)、④教授方法の創発・実践、⑤モニタリングと評価の5段階で構成される。
	自前主義	「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ(審議まとめ)」(2020)で示された概念であり、単独の学校で教育活動を全て完結させるフルスペック型の教育形態。生徒への多様な学びの提供が求められる中、人口減少に伴い人的・物的資源が少なくなり、単独での学校で全てを完結させる自前主義の限界が指摘されている。
	信頼貯金	神奈川県立田奈高校のぴっかりカフェで用いられる用語で、スタッフと生徒の関係づくりを通じて積み重ねられた信頼関係のこと。ぴっかりカフェでは日常的な交流により信頼貯金を貯め、得られた情報から必要な場合には専門機関等につなげている。
	スクールカウンセラー	いじめ、暴力、不登校、発達の問題、精神領域の問題、家庭環境の問題等、児童・生徒が抱える様々な課題に対応する心理の専門家。スクールカウンセラーは、様々な技法を駆使して、児童生徒、保護者、教職員に対するカウンセリング、ケース会議等に参加し、心理的な視点から助言・援助を行っている。
	スクールキャリアカウンセラー	キャリアコンサルタントの国家資格を有した就労支援、進路支援の専門職員。キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言を行う専門家。神奈川県では令和5年度現在で9校に在籍し、田奈高校のキャリア支援センターにおいて中核的な職員として位置付けられている。

スクールソーシャルワーカー	教育と福祉をつなぐ専門職。教育分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っている。
生徒指導提要(改訂版)	生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として文部科学省が作成したもの。平成22年に作成され、令和4年12月に改訂版が公表された。小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践につなげていくことが目指されている。
設置者変更	高校の設置者を都道府県から市町村へ変更すること。 財政面のハードルは高いものの、学校の存続を地元自治体主体で決定でき、地域の状況に対応した機動的かつ柔軟な運営を実現することができる。実際に行われた事例として北海道奥尻高校や北海道大空高校がある。
総合的な探究の時間	探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方・生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことを目標としているカリキュラム。 地域をフィールドとし地域資源を活用したりリアルな体験による学びにより、生徒の課題発見・解決能力の育成が期待できる。平成30年に告示された高等学校学習指導要領により、令和4年度から年次進行で段階的に適用されている。
ソーシャルスキル	社会生活を営むうえで必要な、対人関係や感情をコントロールする技能のこと。
タ～対話のための3つの問いかけ	ユネスコの「教育の未来報告書2021」において、すべての人たちが持続可能な未来を再想像するための対話の契機として提示されているメッセージ。 持続可能な未来の実現のためには学習と教育の在り方自体の変容が必要であるとしており、①私たちは何を継続すべきなのでしょうか、②私たちは何をやめるべきなのでしょうか、③何を創造的に再想像する必要があるのでしょうかの3つの問いがある。
多職種連携	異なる専門分野を持つ職種が協力し共通の目標に向かってチームとして職務を遂行すること。 課題が高度化、複雑化している学校において、教員のみで諸課題に対応することは限界があり、外部の専門家との連携により課題解決に当たる多職種連携の重要性が高まっている。
地域おこし協力隊	過疎地域において地方自治体の委嘱を受け、地域に居住して地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることにより地域力の向上を目指す制度。
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
地域教育ビジョン	地域全体で協議した上で策定・共有すべき0歳から18歳までの育ち・学びの在り方、高校卒業時の子どもの姿を示した計画。 高校と地域が同じ土俵に立った協議の場で子どもの育ち・学びを中心に立場の違いを乗り越えて熟議し、地域で目指すべき方向性と取り得る選択肢を議論したうえで決定するプロセスが重要。

	チーム学校	チームとしての学校。校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど)が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校。平成27年12月に中央教育審議会により「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」が取りまとめられた。
	チェーンスクール	徳島県教育委員会・鳴門教育大学の共同研究により考え出された構想で、センター1校とサテライト校複数校を連合化し、小規模化した学校を維持しつつ、学校の人的・物的資源を相互に活用しながら多様な学びを保障する学校の形態。
ナ～	ナナメの関係	親でも教員でもない第三者と子どもとの新しい関係。親や教員などの縦の関係や、友人などの横の関係とは異なる年齢の近いお兄さん、お姉さんや近所のおじさん、おばさんなどとの関係があてはまる。
ハ～	パッケージスクール	徳島県教育委員会・鳴門教育大学の共同研究により考え出された構想で、一定のエリア内における幼稚園・福祉施設・社会教育施設などを学校と併設し、それぞれが担うサービスを一体化し、相互交流を通じてそれぞれの学校の機能を深める学校の形態。
	プッシュ型支援	従来の個々人がそれぞれ必要なことをそれぞれのタイミングで自ら申請していたプル型と異なり、サービスを提供する側が適切に情報連携して先回りアプローチする支援。
マ～	マイクロアグレッション	小さな(micro)攻撃(aggression)を意味し、日々のありふれた言葉、行動、または環境の面での侮蔑的な行為で、意図的かどうかにかかわらず、相手を軽視し侮辱するような敵対的、中傷的、否定的なメッセージを送ること。
	マクロ・メゾ・ミクロによるアプローチ	困難を抱える子どもに対する問題認識状況をレベル別(マクロ・メゾ・ミクロ)に分類し小委員会としての課題解決アプローチを整理したもの。 マクロ:国、メゾ:県や市町、ミクロ:学校(高校)のレベルで、小委員会は対話によりミクロレベルでの学校現場の現状や課題を把握した上で、ミクロレベルで解決できていない状況があれば、マクロの状況も把握しつつ、メゾレベルで課題解決すべく方向性の提示や提言を行う。
	マルトリートメント	悪い(mal-)扱い(treatment)を意味し、不適切な養育をいう。児童虐待をより広く捉えた虐待とは言い切れない大人から子どもへの発達を阻害する行為全般を含めた避けなければならない養育をさす。
ヤ～	ヤングケアラー	一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。法令上の定義はなく、各自治体で定めている定義も異なっている。
	寄り添いマインド	神奈川県立田奈高校において実践されている教員から生徒に対してプッシュ型により声をかけ、寄り添っていくスタンスのこと。
ラ～	レジリエンス	逆境・困難から立ち直る力のこと。レジリエンスを高める教育が注目されている。災害の被災地支援やビジネスの世界においても注目されている概念。
	連携型中高一貫校	中学校・高校の共同による教育課程編成や教員・生徒間の交流を行う制度的仕組み。既存の学校が活用できることから、比較的容易に導入可能な形態であり、導入により設置者が異なる中学校と高校の連携が制度的に担保される。

令和4・5年度 才徳兼備の人づくり小委員会 委員名簿

区分	氏 名	役 職
委員長	高 畑 幸	静岡県立大学国際関係学部教授
委 員	井 上 美千子	特定非営利活動法人しずおか共育ネット代表理事
委 員	川 口 正 義	静岡市教育委員会スクールソーシャルワーカー&スーパーバイザー
委 員	小 林 朋 子	静岡大学教育学部教授
委 員	島 田 桂 吾	静岡大学教育学部准教授

※敬称略・委員は五十音順

令和4年度 才徳兼備の人づくり小委員会 審議経過

区 分	時 期	内 容
第1回小委員会	6月6日	・現状の把握及び課題の整理 ・検討の方向性及び論点の整理
第2回小委員会	7月22日	・困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策
事例調査Ⅰ	8月31日	・ヤングケアラーに関する意見交換 (静岡きょうだい会代表 沖 侑香里 氏)
事例調査Ⅱ	9月5日	・県立伊豆総合高等学校土肥分校視察調査 (人口減少地域における小規模校)
第3回小委員会	10月17日	・人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方
事例調査Ⅲ	11月21日	・県立静岡中央高等学校視察調査 (単位制定時制・通信制高校)
事例調査Ⅳ	11月28日	・県立三島長陵高等学校視察調査 (単位制定時制)
第4回小委員会	12月26日	・方向性及び提言に関する検討 ・中間報告(素案)の検討
第5回小委員会	1月23日	・中間報告とりまとめ
中間報告	3月7日	・地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会への中間報告
中間報告	3月23日	・総合教育会議への中間報告

令和5年度 才徳兼備の人づくり小委員会 審議経過

区 分	時 期	内 容
第1回小委員会	5月29日	・ 困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策
事例調査V	6月12日	・ 山形県立小国高等学校との意見交換会 (人口減少地域における小規模校)
事例調査VI	6月28日	・ 県立川根高等学校視察調査 (人口減少地域における小規模校)
第2回小委員会	7月10日	・ 人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方
事例調査VII	9月4日	・ 県立松崎高等学校視察調査 移動教育委員会同行 (人口減少地域における小規模校)
事例調査VIII	9月21日	・ 神奈川県立田奈高等学校視察調査 (支援を軸とした高等学校)
第3回小委員会	11月6日	・ 人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方
第4回小委員会	12月18日	・ 困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策
第5回小委員会	1月29日	・ 最終報告とりまとめ
最終報告	3月6日	・ 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会への最終報告

子どもたちのウェルビーイングの実現に向けて
—困難を抱える子どもたちを支える環境づくりのための方策と
人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方—
報告 資料編

資料 1	事例調査 I	ヤングケアラーに関する意見交換会(報告)……………	92
資料 2	事例調査 II	静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校視察調査(報告)……………	94
資料 3	事例調査 III	静岡県立静岡中央高等学校視察調査(報告)……………	96
資料 4	事例調査 IV	静岡県立三島長陵高等学校視察調査(報告)……………	98
資料 5	事例調査 V	山形県立小国高等学校との意見交換会(報告)……………	100
資料 6	事例調査 VI	静岡県立川根高等学校視察調査(報告)……………	102
資料 7	事例調査 VII	静岡県立松崎高等学校視察調査(報告)……………	104
資料 8	事例調査 VIII	神奈川県立田奈高等学校視察調査(報告)……………	106

事例調査 I ヤングケアラーに関する意見交換会（報告）

1 要旨

才徳兼備の人づくり小委員会において、「困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策」の協議を進めるに当たり、元ヤングケアラーとしての経験を有し、現在、静岡きょうだい会代表である沖侑香里氏との意見交換会を実施した。

2 実施日 令和4年8月31日（水）

3 出席者

＜静岡きょうだい会代表＞沖侑香里氏

＜才徳兼備の人づくり小委員会＞高畑委員長、井上委員、川口委員、島田委員

4 内容

(1) 説明

「元ヤングケアラーとして伝えたいこと」（静岡きょうだい会代表 沖侑香里氏）

- ヤングケアラーは、一般に本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされるが、国内では法令上の定義がなく、言葉の定義や対象年齢について各自治体間でばらつきが生まれている。
- ヤングケアラー＝介護のイメージが強いがヤングケアラーの対象とする範囲は幅広く情緒面のサポートや幼いきょうだいのお世話などを含む概念である。
- ヤングケアラーの家族のケア経験による負の影響は様々な形で現れる。例えば、学校に行くことができない、学校に行くことはできても学校生活に集中できない、家での時間がなく自分の勉強ができないことなどが挙げられる。
- ヤングケアラーの支援において、子ども達のケアを外そうということではなく、過度な負担がかかっている子どものサインをどのように周りが見つけ、アセスメントしていくかが大きな課題となっている。
- ヤングケアラー自身がSOSを出すのは難しい場合がある。こうした点を踏まえた、学校の課題はヤングケアラーに対する「先生の理解」と「生徒への啓発」の学校システムへの組み込みと外部の専門家とともにチームとして支える体制づくりである。
- 生徒の欠席、早退が多いなどのサインが見えたとき、教員の理解として「問題のある生徒」と捉えるのか、「問題を抱えている生徒」と解釈するのか、まなざしの違いが分岐点となる。
- 学校現場でヤングケアラーを言葉としてどのように用いるかは今後の課題である。ヤングケアラーと呼ばれることや、ヤングケアラーという言葉への思いもそれぞれであり、様々な気持ちを想定した上で、慎重に取り扱う必要がある。



沖 侑香里氏による説明

- ヤングケアラーの高校生にとって進路選択は悩みであり課題である。進路選択では、高校中退のリスク、高校卒業後の進路、実家からの距離、金銭面などがネックとなる。ヤングケアラーの高校生が抱える課題に対応する進路指導が求められる。

(2) 意見交換概要

【気軽に相談できる環境づくり】

- ヤングケアラーには様々なケースがあり、求める支援の在り方は多様である。多様な課題がある中、まず優先すべきは今悩んでいることが普通であり、児童・生徒に対し必要になったら気軽に相談して良いというメッセージを伝えることである。



沖氏と小委員会の意見交換会

- 家族にいつ何が起こるのかわからないという意味では小中高生は全員ヤングケアラー予備軍である。ヤングケアラーに該当しなくても、例えば、家族が入院した事態になった時点で、自分も先生に話して良いというメッセージを伝えることが大切である。

【ヤングケアラーを切り口とした生きづらさを抱えた子どもの支援】

- 子どもの貧困と同様、ヤングケアラーという言葉が一人歩きしている側面がある。
- ヤングケアラーを切り口として、教員自身が、子どもとは何か、親子関係とは何かなど子どもをめぐる普遍的かつ根本的な問題意識を問い直す研修機会が必要である。
- ヤングケアラーが一時的なブームで終わるのではないかという懸念がある。ヤングケアラーを一つの切り口として、子どもたちの生きづらさに関する課題を教育システムでどのようにカバーし、どのように福祉につないでいくか検討が必要である。

【個に応じた最適なケアの在り方】

- ヤングケアラーの問題を通し自分の時間を自分でコントロールできることが子どもの最善の利益や自己肯定感向上につながるポイントであることが分かった。
- ヤングケアラーの負担を捉えるとき、ケアに従事した時間など物理的なケアの負担を見るだけではなく、子どもたちの心理面にも気を配る必要がある。
- ヤングケアラーといっても様々な状況がありグラデーションがある。グラデーションのどこに位置するかにより負担に違いがあり、最適なケアの手立てが変わる。

【学校・教員の関わり】

- ヤングケアラーの支援策の一つとして福祉・医療サービスの利用が有効であるので教員自身が福祉・医療制度の基礎知識を知っている必要がある。その上で福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーとの連携が支援にとって重要となる。

【ヤングケアラーを理由とした退学者への学び直しの機会】

- ヤングケアラーとしての過度な負担が原因で、本人の学びへの意思とは裏腹に高校を退学せざるを得なくなった子ども達に対し、学び直しの機会として高校とアクセスできる仕組みづくりが必要である。

事例調査Ⅱ 静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校視察調査（報告）

1 要旨

才徳兼備の人づくり小委員会において、「人口減少社会を見据えた高等学校教育」の協議を進めるに当たり、県内下宿生受け入れ、令和5年度からの県外生徒募集、中山間地域におけるICT技術や地域資源を活用した学習機会の研究など特色化・魅力化に取り組む伊豆総合高等学校土肥分校の視察を行った。

2 実施日 令和4年9月5日（月）

3 訪問者

<才徳兼備の人づくり小委員会>

高畑委員長、井上委員、川口委員、小林委員、島田委員

4 視察調査結果

(1) 取組概要

◆学校概要

○昭和41年に土肥高校が設置されて以来、30年近く毎年100人以上の卒業生を輩出してきたが、人口減少が進行する中、平成10年からは二桁の卒業生に減少した。平成29年度から分校化し、伊豆総合高校土肥分校となった。

○生徒数の減少を受け、地域の協力を得て広範囲からの生徒募集のため下宿を整備し令和3年度から受け入れを開始した。令和4年度現在、下宿3箇所計13名を受け入れている。さらに令和5年度からは県内2校目の全国募集をスタートする。

◆特色化・魅力化の取組

○令和2年度から単位認定を伴う遠隔授業を実施しICTを活用した多様な学びの機会を提供。

○東部地区唯一である長期欠席生徒選抜を実施している。途中の進路変更はあるが、個に寄り添った支援により約5割の生徒が本校を卒業。

○少人数教育の利点を活かし特色ある教育や行事を通して生徒一人ひとりが活躍できる機会を設定。

- ・4月…1年生チームビルディング（土肥屋形海岸）
- ・5月…体育祭（天城ドーム）
- ・6月…SPACによる朗読講座（本校と交流）
- ・7月…マリン実習（シーカヤック、サップ等）
- ・10月…木こり体験、本校の文化祭見学と交流
- ・1月…百人一首大会（中学校との交流）



学校概要説明



土肥ペンション（下宿）

(2) 意見交換概要

◆伊豆総合高等学校土肥分校

【S C r・S S W rの配置】

- 週1回の頻度でS C r・S S W rが来校し、生徒等への面談を行うなど、きめ細かな支援を実施している。
- S C rは、全校生徒との個別面接を行っている。4月に新入学生の面談を実施し、2学期には全校生徒を対象に面談している。



遠隔教育〈数学A〉（本校からの配信）

【教育相談体制・生徒指導】

- 校内で教育相談連絡会（ケース会議）を週1回実施している。職員間で生徒の情報を共有することにより生徒への支援を円滑に行える体制づくりをしている。

【地域連携】

- 地域連携では学校後援会組織を母体とした「土肥分校サポーターズ」は、「地域の子どもは地域で育てる」をコンセプトとして下宿生活などの応援、地域行事参加の支援を行っている。（広報「土肥高通信」は土肥地区の全戸へ回覧）

【地元自治体の支援】

- 特色化・魅力化において地元自治体のバックアップが必須条件である。土肥分校の特色化・魅力化は地元の伊豆市役所による全面的な協力が原動力となっている。
 - ・「地域みらい留学」への資金提供、下宿代の補助（8万円のうち4万円補助）

◆小委員会委員の意見

- 教員と生徒の距離が近く、普段からわきあいあいとしている様子が伝わってきた。生徒との面談は頻度が多く、一人ひとりへの丁寧なサポートが行われている。
- 下宿での社会生活体験を通じた人との出会いは高校生に貴重な経験となる。一方、子どもが抱える困難さのタイプやレベルが幅広く、都市部と比較し地域の医療・福祉が十分でない中、学校としてどこまで受入可能か検討が必要である。
- 本校と分校の遠隔授業の実施や授業では1人1台パソコンが配備されICTが活用されておりICT機器の積極的な活用が進んでいる。
- 「生徒指導提要（改訂版）」にはソーシャルエモーショナルラーニング（SEL）が盛り込まれる。SELのコツをつかみブレークスルーすると子どもたちの心も楽になり中退率も減少する効果が期待されるので取り入れるべきである。



小委員会と教職員の意見交換会

事例調査Ⅲ 静岡県立静岡中央高等学校視察調査（報告）

1 要旨

才徳兼備の人づくり小委員会において、「困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策」の協議を進めるに当たり、単位制による定時制課程と県内唯一の公立通信制課程として、多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供や困難を抱える生徒の支援に取り組む静岡中央高等学校の視察を行った。

2 実施日 令和4年11月21日（月）

3 訪問者

＜才徳兼備の人づくり小委員会＞

高畑委員長、井上委員、川口委員、小林委員、島田委員

4 視察調査結果

(1) 取組概要

◆学校概要

- 静岡中央高校は、平成5年（1993）に単位制による定時制の課程と通信制の課程を設置した高校として開校した。
- 社会の成熟化、個性化の時代への対応、生涯学習への期待とともに、生徒の質的多様化が課題となっている。従来の定時制・通信制課程は勤労学生が学ぶ場であったが、現在は多様なニーズへの受け皿としての役割を果たしている。
- 不登校・中途退学経験者等への学び直し、困難を抱える生徒の自立支援、外国籍の生徒や発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への対応などを行っている。

◆定時制課程

- 教育課程は単位制を導入しており必修科目（全員が必ず学習する科目）の他に、選択科目（自分の興味や進路などで選択する科目）から授業を選ぶシステムとなっている。また、クラスの概念がなく、テーマに応じたゼミを開講している。
- 生徒の生活のスタイルに合わせて3部制を採っており、1日を3つの学習時間帯（aコース、bコース、cコース）に分けている。

◆通信制課程

- 静岡中央高校の通信制課程は県内唯一の公立通信制である。本校のほか東部キャンパス（三島長陵高校内）、西部キャンパス（新居高校内）の拠点が設置されている。公立の強みは学費が安価で質の高い教育を受けられる点にある。
- 通信制は自学自習が基本スタイルである。生徒は自宅でレポートを作成し郵便等で提出する。教員はレポートを添削し生徒の学習をサポートする。その他、週2回のスクーリング（面接指導）では生徒が登校し教員から対面で学んでいる。

(2) 意見交換概要

◆静岡中央高等学校

【困難さの把握】

○家庭の機能不全がありながら、生徒本人が育ってきた環境に慣れているため、本人からSOSを発信できない子どももいる。教員が見とれず実態が把握しきれない課題が挙げられる。



小委員会と教職員の意見交換会

【通信制特有の課題】

○週1～2回の登校のため生活のリズムがつかめない生徒が多く、自学自習を基本スタイルとした学習に取り組む力（自己管理能力や基礎学力等）が不足している。教員は定期的に生徒に会うことができないため、実態把握が困難である。

【チームで対応する学校運営】

○SCr・SSWrとの連携では教育相談室や管理職がハブとなって対応している。様々な支援事業があるが、校内において体系化が進んでいないのが課題である。
○クラスがなく学年の考え方が希薄で、教員が一人で問題で抱え込んでしまう現状もあった。そこで、問題発生時の校内での対応ルートを構築し、複数のチームで連携して問題に対応する学校運営体制を検討中である。

【定時制・通信制教員の育成】

○定時制・通信制の教員として、子どもの思いを受け止める意識づくりや、様々な発達課題に関する専門知識の習得のため、専門家による研修を実施している。

◆小委員会委員の意見

- 教員のマンパワーが足りず外部との連携が十分でない現状にある。このため、教員と外部機関をつなぐコーディネータ人材を増員する必要性を感じた。
- 子どもたちの困難な状況や逆境を克服するレジリエンス力をどのように付けていくかが鍵となる。自分自身が困った状況に置かれたとき、SCrやSSWrに対して自分から手を伸ばし、アクセスできる力が大事となる。
- 子ども自身が内面化して言語化できていない思いがたくさんある。この意味で、高校の「セーフティネット機能」と「学校の中の居場所性の確保」が重要である。
- 高校入学まで感じる事が少なかった自分のことに真摯にまなざしを向けてくれる存在である教員や大人たちとの出会いが、社会へ出ていく生徒たちにとって、貴重な経験となっていることが感じられた。
- 今後の通信制の在り方として、郵便によるやりとりの良さを活かしながら、デジタルを取り入れつつ、対面も組み入れたハイブリッド型が望ましい。
- 中学校教員が静岡中央高校の実態を知る機会が少ない。中高連携を図るため、静岡中央高校の現状を共有する機会を設けるべきである。

事例調査Ⅳ 静岡県立三島長陵高等学校視察調査（報告）

1 要旨

才徳兼備の人づくり小委員会において、「困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策」の協議を進めるに当たり、東部地区の単位制・3部制の定時制課程の高校として、多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供や困難を抱える生徒の支援に取り組む三島長陵高等学校の視察を行った。

2 実施日 令和4年11月28日（月）

3 訪問者

<才徳兼備の人づくり小委員会>

高畑委員長、井上委員、川口委員、小林委員、島田委員

4 視察調査結果

(1) 取組概要

◆学校概要

- 県立三島長陵高校は、平成20年（2008）に県立長泉高校を改編し、東部地区の単位制定時制高校として開校した。
- スクール・ミッションは、「東部地域唯一の単位制多部制の高校として、生徒の多様な学習ニーズに対応した教育課程を通して、個人として自立し、社会に貢献できる人材の育成を目指すこと」を定めている。
- スクールポリシーには「自分自身と母校に誇りを持ち、生涯にわたり自分を磨き続ける力」を掲げ、生徒が自身を肯定する力を身に付けることを期待している。
- 令和4年5月1日現在の生徒数は458人であり、富士・富士宮地区から伊東地区まで広範囲から通学している。進路状況は四年制大学から就職まで幅広い。
- 生徒の生活のスタイルに合わせて3部制を採っており、1日を3つの学習時間帯（Ⅰ部・Ⅱ部・Ⅲ部）に分けている。

◆課題

- 生徒の卒業後の就労先や進学先との円滑な接続・連携である。離職しないためのアプローチやフォローできる支援の在り方が課題である。
- 様々な理由で単位修得ができず中途退学する生徒が存在する。中途退学した後も生徒を就労などにつなげる仕組みづくりが課題である。



教育相談室

(2) 意見交換概要

◆三島長陵高等学校

【中高連携の取組】

○生徒情報の把握のため高校合格者の決定後に生徒の属する全ての中学校を教職員が訪問している。中学校から生徒に関する情報を支障のない範囲で提供を受け、教職員間で共有することより生徒指導・支援に活かしている。

【教員育成】

○全日制の高校から本校に異動した教員は、異動した当初は戸惑うことが多い。これまでの学習面や生活面での指導方法、更には教育観を揺さぶられる経験をする。教員は生徒と接する中で生徒の状況を知り、寄り添いのスタンスを学ぶなど、生徒の実態に応じた指導方法を身に付けていく。

【人的配置の充実】

- 特別な支援を必要とする生徒が多いので、専門知識を有した特別支援教育の免許を有する教員の配置が必要である。
- 現行、高校の学校医は内科医、耳鼻咽喉科、眼科医等に限定されているが、学校の実情に応じ精神科医を学校医として位置付けることを可能とすべきである。

◆小委員会委員の意見

- 単位制・定時制高校の子どもたちは、小・中学校時代の家族問題が取り残されたまま入学することが多い。しかし、中学校と高校の情報共有の現状は属人的に行われているのみであり、中・高の連携に関するシステム化が急務である。
- 生徒に寄り添う S C r や S S W r の立場とは異なり、教員は立場上生徒がルールから外れれば生徒指導を行わなければならない。重要なのは子どもたちの周りに多様な立場の大人がいることである。生徒自ら頼れる大人を選んだり、支援が必要な場所に行くと自ら判断したりすることが、社会に出た際の大事な力となる。
- 教員が子どもたちの重い案件に関わり、個別性が高まれば高まるほど、自ら悩みを抱えてしまい、メンタル面での課題を抱えるケースが増えているのではないかと。そうした対応として、教員が精神科医から生徒・保護者への対応について指導・助言を受けられる「精神科医派遣事業」は教員の負担感軽減に資する取組である。
- 高校のセーフティネット機能を果たすためには「居場所としての学校」が必要である。教師である大人、生徒である子ども、大人と子どもの間で双方向のケアリングがされるような空気が漂う「ケアリングに満ちた学校」の重要性を感じた。
- 単位制・定時制の教員が、一人ひとりの多様な個に応じながら、教員同士が情報共有し、チームワークを取りながら対応している姿を見て勉強になった。これは、全ての教員にとって求められる姿であり、最先端の取組である。



小委員会と教職員の意見交換会

事例調査 V 山形県立小国高等学校との意見交換会（報告）

1 要旨

才徳兼備の人づくり小委員会において、「人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方」の協議を進めるに当たり、中山間地域の小規模校として、白い森未来探究学、保小中高一貫教育、全国高等学校小規模校サミットなど、小国町と連携した取組を進める山形県立小国高等学校とオンライン意見交換会を行った。

2 実施日 令和5年6月12日（月）

3 出席者 高畑委員長、井上委員、川口委員、島田委員

4 意見交換会

(1) 学校概要

○小国町は山形県の西南端、新潟県との県境に位置し、ブナ樹林の白と雪の白をかけて「白い森の国 おぐに」として町づくりを進めている。

○小国高校は3学級の普通科高校であり令和4年度入学者選抜より県外生の受け入れ開始。生徒数：70名（うち県外生10名・地域みらい留学3名）[R5.4現在]

○コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、「白い森人育成プロジェクト」と称して、小国町と連携した特色ある高校づくりを行っている。

○「白い森未来探究学」では、主体的かつ探究的な活動を通して、他者と協働し、広い視野を持ち、社会の状況変化に応じて、柔軟に、前向きに対応できる能力を育成。（1年：地域文化学、2年：地域実践学、3年：地域構想学）

○小国高校は平成29年度から東北の高校で初めてコミュニティ・スクールを導入。コミュニティ・スクールと地域協働本部が一体となった取組や、高校も町内の合同学校運営協議会に参画するなど全国でも珍しい仕組みを取り入れている。

○平成13年度から町内中学校との連携型中高一貫教育を導入し、平成30年度からは「連携型保小中高一貫教育」を取り入れるなど、学校間接続を推進している。

○平成30年度から、全国の小規模校の生徒が交流し親睦を深めるとともに、各校・地域が抱える課題について意見交換することを目的として「全国高等学校小規模校サミット」を開催している。

○小規模校のデメリットである人的資源の少なさや指導者の偏りを解消するため、オンラインで小規模校同士を結び、探究活動を専門とする先生方とつなぐ「学校横断型探究プロジェクト（カタリバ運営）」を進めている。



山形県立小国高校ポスター

(2) 意見交換

【生徒の学び】

○1年生は地域に浸って地域のかっこいい大人に会って自分のロールモデルを見つけ、2年生は自分でテーマを決めてプロジェクトにチャレンジし、3年生は自分の身に付けた力を整理した上で後輩に語り、地域の課題を解決し最終構想発表会で発表している。学びの中

ではすぐに成果を求めないこと、リアルに触れること、アウトプットの場を設けることを通じて主体性の確立や自己肯定感、自己有用感の向上を図っている。

○元々は進学コースと就職コースの2学級であったが、定員減に伴い1学級の中で進学と就職の両方に対応しなくてはならず、実質、総合学科と同じような状態となっており、生徒や地域の多様なニーズに応えられる方法を模索していきたい。



小委員会と教職員の意見交換会

【町の支援】

○令和3年度から町教委に高校魅力化推進室を設置し、高校支援体制を整備した。

○町では町内中学入学者は約4割であったが、令和元年度は中学校卒業者が多かった一方で町内入学者が約2割となったことが、町が危機感を持つ契機となった。

○「おぐに留学事業」は高校の存続だけでなく町の将来的な関係人口に資するものとして取り組んでいる。高校魅力化コーディネーター2名、留学生アシスタント1名の計3名を採用し、教員とともに生徒に伴走している。一方、町独自でコーディネーターを探しOJTを行うのは困難であり、県の支援があれば有り難い。

○設置者が県であるので町としてどこまでの範囲で支援していくかが難しい。県として小規模校に関する施策の方向性や価値付けを示してもらいたい。

○地域と連携した探究学習の上位目的が人口の維持や地域課題を高校生に解決してもらおうと思っている大人が多いが、小国高校では生徒の自己実現を目的に据えたいうえで結果として社会課題の解決につながれば良いという軸がしっかりしている。

【コミュニティ・スクール】

○コミュニティ・スクールは、一般に委員の固定化や学校評価中心で熟議まで広がらない等の課題が指摘されているが、小国高校では同窓会長、後援会長、高校を支援する会以外にも、探究活動に関わる地域の方、留学生のハウスマスター、短大の教員などもメンバーに加えている。さらに、委員の中で実質的に動ける方々をコアメンバーとして選出し、コミュニティ・スクールの機能化を図っている。

【教員】

○小国高校の教職員は、お互いの意思疎通と目線合わせが機能し、チームで取組を進めている。また、町・地域による高校への支援、子どもたちが地域と関わる中で良い表情をしたというのが教職員にとってのモチベーションの源泉となる。

事例調査Ⅵ 静岡県立川根高等学校視察調査（報告）

1 要旨

才徳兼備の人づくり小委員会において、「人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方」の協議を進めるに当たり、中山間地域の小規模校として ICT 教育、川根留学、地域連携などに取り組む県立川根高校及び川根本町運営の寄宿舍・公営塾の視察を行った。

2 実施日 令和 5 年 6 月 28 日（水）

3 出席者 高畑委員長、川口委員、小林委員、島田委員

4 視察調査結果

(1) 学校概要

○川根高校は、連携中学校、県内全域、全国から生徒が集う学校として、地元自治体、企業等との連携による探究活動や少人数指導などの教育活動を通して、未来を切り拓く力（自律性・人間性・探究心）を備えた人材の育成をスクールミッションとして掲げ、少人数教育による地域に開かれた学校運営を行っている。

○平成 14 年度から連携型中高一貫教育（本川根町立本川根中学校、本川根町立中川根中学校、島田市立川根中学校）を開始し、地域一体となった教育を進めている。

○川根地区の中学校卒業生減少等への対応として、平成 26 年度から県内の他地区から生徒の受け入れる「川根留学」制度を開始し、平成 30 年度から県内で初めて、全国募集を実施している。

○令和 5 年度の生徒数は計 99 名在籍している。出身中学別の割合は、連携中学校からの入学生は 47 名（47%）、その他地区から 52 名（53%）となっており、地元の川根地区に加え、県内外の様々な地域から生徒が集う学びの環境となっている。

(2) 川根本町寄宿舍（寮）、川根本町公営塾

○川根留學生のために川根本町の運営の寄宿舍（寮）が 3 カ所整備されている。寮には 24 時間スタッフが常駐し留學生の生活を支えている。

○川根本町公営塾は川根高校生と本川根・中川根・川根中学生（3 年生）、町内在住の高校生を対象として、民間事業者に委託し運営している。

・公営塾では、効率的な学習ができるタブレットでの映像授業と現地講師による対話式個別学習を組み合わせた「ハイブリッド個別指導」により、地域の子どもの学力向上を図っている。



川根高校 小委員会と教職員の意見交換

(2) 意見交換の内容

【川根高校】

- 小規模校特有の課題に対し工夫を行っている。
- ・「小規模を求めて入学した困難を抱える生徒への支援」が課題である。予防的な支援体制を構築するため、生徒育成課長、特別支援教育コーディネーターを中心に、週1回のスクリーニング会議にて困難を抱える生徒の情報を共有し、支援策を検討している。また、SSWr や関係機関とともにケース会議を開催し、福祉・医療とのネットワークを構築しながら学校の福祉的機能の拡充を図っている。
 - ・「小規模ゆえに困難な多様性の確保」が課題である。小規模ゆえに教員は教育支援に関する知見不足に陥りやすく、生徒は受けられる支援の限界や同級生との学び合いが起きづらい。このため、「縦の多様性」（オンラインを駆使した外部人材や近隣の保小中社との連携）と「横の多様性」（オンラインを駆使した他校との接続、校内での異年齢集団の形成）により課題を乗り越える工夫を行っている。
- 教員数の少ない小規模校の状況への対応として、校内組織のスリム化を図る中で、生徒課を生徒育成課と改称し、人員を増やすなどの組織改編を行うとともに、生徒に対して支援的な関わりを行う方向性を明確にし、予防的支援や特別支援教育の充実など、重点的課題に対応するための組織体制を整備した。
- 生徒への支援体制として、今年度から、個別の生徒の特性の把握や教員間で共有するため、1年生全員に対するSCによる面接の実施など、予防的な支援体制の充実を図っている。一方、困難を抱える生徒の支援に当たって、近隣の医療資源の少なさや、保護者や医療・福祉等の学校外の支援機関との物理的距離により、即時的な対応に困難が生じるなど、個別の生徒の対応に苦慮している状況もある。
- 教育相談、特別支援の専門性を有する教員がキーパーソンとなり、教員間の「横の協働性」の構築が進み、チームとして生徒を支援する体制が整っている。



川根本町公営塾

【寮（奥流）・公営塾】

- 寮生への対応として、元教員の相談員を配置し寮を回り相談対応を行っている。一方、様々な障害や特性を持つ寮生に対して適切な対応・支援を充実していくためには、専門知識を持ったハウスマスターの配置が必要と考えている。
- 川根高校を卒業した生徒が川根本町に移住・定住してくれるのが理想ではある。一方、川根本町を離れた卒業生がアンバサダーとなって、川根本町の魅力を伝える発信源となってくれることも重要な成果として期待している。
- 地域から高校生が地域外に出て行くことにより、地域がますます衰退していく現状に危機感を感じ、なんらかの形で地域の手助けができないかという思いから、公営塾に関わるようになった。

事例調査Ⅶ 静岡県立松崎高等学校視察調査（報告）

1 要旨

才徳兼備の人づくり小委員会において、「人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方」の協議を進めるに当たり、移動教育委員会に同行し、中山間地域の小規模校として連携型中高一貫教育、探究学習（西豆学）、共生・共育の取組を進める松崎高等学校の視察を実施し、教育委員会（教育長・教育委員）との意見交換を行った。

2 実施日 令和5年9月4日（月）

3 出席者

小委員会 高畑委員長、井上委員、川口委員、小林委員、島田委員
教育委員会 池上教育長、藤井委員、伊東委員、天城委員

4 視察調査結果

(1) 学校概要

- 松崎高校は大正12年に松崎町立女子技芸学校として創立以来100周年を迎えた。全日制普通科（募集定員：80人、2学級）を設置し、特進、総合・進学、美術の3つのコースで編成されている。
- 平成20年度より連携型中高一貫教育（松崎町立松崎中学校、西伊豆町立西伊豆中学校）を開始し、「西豆の子は西豆で育てる」をスローガンに取組を進めている。中高交流の機会として、中高交流授業、中高連携事業（デッサン教室、キッズイングリッシュ、中高テニス大会、中高交流勉強会）などを実施している。
- 今年度から松崎町教育委員会主催により町内の幼保園と小中高特の教職員が交流する「先生大集合」を開始し、町内の教職員の横の交流を深めている。
- 総合的な探究の時間（西豆学）では、棚田体験実習、林業体験実習、職業体験実習などふるさとの自然と文化を知り、松崎町の「2030松崎プロジェクト」へ参加し、地域活性化策を探り持続可能な地域づくりを目指す教育を展開している。
- 高校生が疑似会社を設立し商品開発と販売を行う起業体験プログラムに参加している。地元の桜葉を活かした団子を考案し、黒船祭で販売を行った。
- 松崎高校と伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校は同じ校舎内に併設されており、生徒同士の共同行事、交流行事を通じて共生・共育を推進している。



(2) 意見交換会

(基本的考え方)

- 高校の在り方は画一的な考えや前例踏襲でなく、地域の将来構想や地域の特徴を踏まえた上で、各地域で多様な体制があっても良い。
- 我が国の社会の変化を踏まえ、地域の若者がどのように育って欲しいかというビジョンについて地域一体となって考えていく必要がある。



教育委員会と小委員会の意見交換会

- 最大公約数的な施策が進み、数が少なく声が小さい子どもたちへの支援が二の次にされている傾向にある。小規模校の在り方を考える上でも最もしんどい状態の子どもたちを支えるシステムを作っていくべきではないか。

(安心して学べる学校)

- 人口減少地域では子どもたちの人間関係が小・中学校と変わらないまま高校に入学し、一旦、人間関係がこじれると逃れられないなどの特有の課題がある。また、人口減少地域の高校では、多様な生徒が在籍し、かつ地域のリソースが不足しているため、セーフティネットとしての高校の存在価値が高い。
- 中山間地域では地域の医療や福祉のリソースが不足している共通の課題がある中、子どもたちをどのように支えるか問われている。現状、教育、福祉、医療が縦割りで分断されているので、これらの機能をつなぐため、例えば、高校をハブにした支援機能を有したターミナルセンターのようなものできないか。

(ICT)

- 小規模校におけるICTの活用に関して、教科学習だけではなく、探究学習での利用も検討していくべき。また、高校間連携によるキャンパス制を導入する際には学習や交流の必須のツールとなる。
- 探究学習においてICT活用の可能性は十分ある。小規模校で探究学習を1校で実施しても生徒同士の交流が難しい状況があった中、全国の複数の小規模校を繋げて他校の生徒たちと交流することにより探究的な学びを深める全国小規模校サミットなど先駆的取組も進められており、ICT活用は効果的な学びにとって有効である。
- 一方、ICTの活用においては、教育の質的な面の担保の課題がある。また、困難を抱えた子どもたちへのICTの導入には、子どもの心身や学習へのモチベーションが安定していなければ活用できないので、個別の学習支援や様々なフォローが必要であることに留意すべきである。

(コーディネーター)

- 人口減少地域の小規模校では高校と地域をつなぐコーディネートの役割を担う人材がキーパーソンとなり、その成否を左右する。是非、小委員会において、コーディネーターに関する検討をしていただきたい。

事例調査Ⅷ 神奈川県立田奈高等学校視察調査（報告）

1 要旨

才徳兼備の人づくり小委員会において、「困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策」の協議を進めるに当たり、高校での学び直し、NPO法人と連携した居場所づくり、スクールキャリアカウンセラーによる就労支援など教育・福祉・労働を横断的に捉えた支援に取り組む神奈川県立田奈高等学校（横浜市青葉区）の視察を行った。

2 実施日 令和5年9月21日（木）

3 出席者

小委員会 高畑委員長、井上委員、川口委員

4 視察調査結果

(1) 学校概要

- 神奈川県立田奈高校は全日制普通科のクリエイティブスクールである。クリエイティブスクールとは神奈川県独自の制度であり、中学校までに持てる力を十分に発揮できなかった生徒を受け入れ、社会で必要な力の育成を目指す高校である。
- 「支援を軸とした学校づくり」として、①学習支援（少人数教育、田奈ゼミ）②生徒支援（教育相談コーディネーター配置、オンザフライミーティング）③キャリア支援（キャリア支援センター、田奈PASS、スクールキャリアカウンセラー〔SCC〕配置、④活動支援（生徒主体の活動）の4つの柱で教育を進めている。
 - ・〔①学習支援〕「田奈ゼミ」は、英語、数学を中心とした放課後ゼミでボランティアが基礎から応用まで学習支援するものである。
 - ・〔②生徒支援〕「オンザフライミーティング」は教員間の立ち話的な情報交換を意味し、情報交換により生徒の早期の課題発見と対応に繋げる仕組みである。
 - ・〔③キャリア支援〕「キャリア支援センター」は田奈高校独自の仕組みであり、教育・福祉・労働を繋ぐ就労支援、外部との連携、相談支援を行っている。
- 学校図書館では居場所カフェ「ぴっかりカフェ」を運営している。また、ランチルームでは週2回の朝食提供「♪田奈高校で朝食を♪」を実施している。



キャリア支援センター



ぴっかりカフェ



♪田奈高校で朝食を♪

(2) 意見交換会

(支援体制・アプローチ)

- 生徒が抱える困難は、大人への不信感、成功体験の少なさ、人間関係構築力の弱さ、自己肯定感が持てないなど、様々な側面から複合的に捉えることができる。クリエイティブスクールは、一人ひとりの状況に応じた教育を通して社会実践力の育成を図っている。



教職員・NPO 団体・SCC との意見交換会

- 田奈高校のクリエイティブスクールは、平成 21 年度からスタートしており、現在、15 年目となる。以来、支援を軸とした学校づくりを進めており、生徒を受け止め、生徒の話を聴く「対話を基軸とした支援教育」が行われ、支援のための学校運営組織として、生徒支援、活動支援、キャリア支援、学習支援の各グループが設置されている。
- 気になる子どもの把握とアプローチの仕組みとして、田奈高校独自の用語である教員間で日常的な立ち話的な情報交換「オンザフライミーティング」が挙げられる。これは教員が業務多忙で会議設定が難しい場合に、教員間で立ち話的に生徒、家庭の情報を共有することであり、その中で気になる生徒がいればコアミーティング、ケース会議へとつなぐなど生徒の早期の課題発見と早期対応を図る仕組みとなっている。
- 田奈高校では、学校内のどこでも気軽に相談する場と雰囲気があることが特徴である。各学年のフロアに学年室があり、その中の相談スペースで学年所属の教員が話を聞いており、学年を軸とした生徒の悩みを常に受け付ける雰囲気づくりがされている。

(教育相談コーディネーター)

- 田奈高校では、教員の寄り添いマインド、生徒との信頼関係の構築、生徒にとって居心地の良いアットホームな場の醸成による学校組織文化が形成されている。その組織的基盤の 1 つとなっているのが、各学年に教育相談コーディネーターの教員を配置している点にあるといえる。
- 神奈川県では「神奈川の支援教育」の考え方に基づき、子どもの困っている気づきから支援までつなぐキーパーソンである「教育相談コーディネーター」を公立小・中学校及び県立学校に配置している。県主催により希望者の教員に対して 1 週間程度の養成研修を実施し、修了者を教育相談コーディネーターとして認定している。
- 教育相談コーディネーターは学年のとりまとめや場合によってはケース会議へつなぐ校内と外部の橋渡しの役割を担っている。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部機関とのコーディネート機能を担うなど適切な支援につないでいる。
- これまでの小委員会の議論において、静岡県では支援のメニューは多くなっているが、教職員の多忙化やコーディネーターがいないことから、適切な支援につなぎにくいとの課題が指摘されていた。教育相談の専門性の確保と校内の調整機能を担う神奈川県の教育相談コーディネーターの取組は、本県において参考になる事例といえる。

(キャリア支援)

- 田奈高校では、進路未決定で卒業していく生徒の増加に対応するため、2011年度に「**キャリア支援センター**」を設置している。キャリア支援センターでは、高校を最後の砦として捉えており、在学学生のみならず中退者や卒業者も支援対象としている。
- キャリア支援センターには、就労支援の専門職員である「**スクールキャリアカウンセラー (SCC)**」を配置している。SCCはキャリアコンサルタントの国家資格を持つ専門職であり、面接指導、アセスメントとマッチング、就労先の開拓、就職決定者へのソーシャル・スキル・トレーニングの実施などの業務を担っている。
- 横浜市と連携し「**保育・介護プログラム**」を実施している。横浜市が保育所・高齢者施設と学校を仲介し、有給で働きながら進学によらない資格取得として「保育・介護プログラム」を行っている。卒業後の正規雇用を目指すプログラムである。
- 在学中にアルバイトという形でインターンシップを行い、給料をもらいながら職業訓練をする「**バイターン (中間的就労システム)**」を導入している。バイターンとはアルバイトとインターンシップを掛け合わせた造語であり、アルバイトでの経験を正規雇用につなげる仕組みである。
- 地元の経営者団体である緑法人会と連携し、マナー研修、職業インタビュー、職場見学体験などのキャリア教育を実施している。また、週2回の朝食提供事業「**♪田奈高校で朝食を♪**」は、緑法人会の寄附によるバックアップ等により運営を行っている。生徒からは「朝食を食べないのでこういう機会があるとありがたい」「コミュニケーションが楽しい」「学校に来るのが楽しみになった」との感想が寄せられている。

(居場所づくり)

- 「**ぴっかりカフェ**」は、毎週1回、学校図書館を会場として、NPO法人パノラマによって運営されている。中退者や進路未決定者を減少させるため、**生徒にとって居心地の良い空間の提供、生徒の悩み相談の場、文化行事・イベントへの参加を通じた文化的シャワーを経験する場**として機能している。
- 大人が想像する以上に子どもたちは大人を求めている側面があり、子どもにとってぴっかりカフェは「**多種多様な大人と出会える場**」として魅力的なものとなっている。そして、子どもたちは大人との信頼関係が構築されると「**信頼貯金**」を貯め、自らの悩みを相談する場面が生まれてくる。カフェでは教育相談カウンセリングとは異なった情報が得られるので、学校全体の専門家と情報をすり合わせることによって、生徒のアセスメントの強化につながる効果が期待できる。
- 学校とカフェの連携の在り方として、カフェの行事が学校の文化として根付いていくことが持続的な取組を行う上で有効である。さらに、子どもがカフェで楽しく過ごす様子やポジティブな変化を教職員と共有することが良好な連携のベースとなる。

子どもたちのウェルビーイング実現に向けて
— 困難を抱える子どもたちを支える環境づくりのための方策と
人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方 —
(才徳兼備の人づくり小委員会 報告)

(事務局) 静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局総合教育課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
☎054-221-3304
